

令和6年 第1回定例会

南種子町議会会議録

令和6年 3月 6日 開会

令和6年 3月 19日 閉会

南種子町議会

令和6年第1回南種子町議会定例会会議録目次

第1号（3月6日）（水曜日）

1. 開 会	6
1. 開 議	6
1. 日程第1 会議録署名議員の指名	6
1. 日程第2 会期の決定	6
1. 日程第3 議長諸報告	6
1. 日程第4 町長行政報告	7
1. 日程第5 令和6年度施政方針及び提案理由の説明	10
町長説明	11
1. 休 憩	26
1. 日程第6 議案第21号 令和6年度南種子町一般会計予算	26
1. 日程第7 議案第22号 令和6年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計予算	26
1. 日程第8 議案第23号 令和6年度南種子町介護保険特別会計予算	26
1. 日程第9 議案第24号 令和6年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計予算	26
1. 日程第10 議案第25号 令和6年度南種子町水道事業会計予算	26
総務課長説明	26
質疑	29
くらし保健課長説明	29
質疑	30
くらし保健課長説明	30
質疑	31
くらし保健課長説明	31
質疑	32
水道課長説明	32
質疑	34
1. 休 憩	34
1. 日程第11 議案第4号 保育園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について	34

保育園長説明	34
質疑	35
4番 福島照男君	35
8番 上園和信君	35
1. 休憩	36
討論	37
採決	37
1. 日程第12 議案第5号 南種子町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について	37
福祉事務所長説明	37
質疑	38
討論	38
採決	38
1. 日程第13 議案第6号 南種子町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例制定について	38
福祉事務所長説明	38
質疑	39
4番 福島照男君	39
討論	40
採決	40
1. 日程第14 議案第7号 南種子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について	40
税務課長説明	41
質疑	41
討論	41
採決	41
1. 日程第15 議案第8号 南種子町介護保険条例の一部を改正する条例制定について	41
くらし保健課長説明	42
質疑	43
討論	43
採決	43
1. 日程第16 議案第9号 南種子町指定介護予防支援等の事業の人	

	員及び運営並びに指定介護予防支援等に 係る介護予防のための効果的な支援の方 法に関する基準等を定める条例の一部を 改正する条例制定について……………	43
	くらし保健課長説明……………	43
	質疑……………	44
	討論……………	44
	採決……………	44
1.	日程第17 議案第10号 南種子町指定地域密着型サービスの事業 の人員、設備及び運営に関する基準を定 める条例の一部を改正する条例制定につ いて……………	45
	くらし保健課長説明……………	45
	質疑……………	49
	8番 上園和信君……………	49
	4番 福島照男君……………	49
	討論……………	50
	採決……………	50
1.	日程第18 議案第11号 南種子町指定地域密着型介護予防サービ スの事業の人員、設備及び運営並びに指 定地域密着型介護予防サービスに係る介 護予防のための効果的な支援の方法に関 する基準を定める条例の一部を改正する 条例制定について……………	50
	くらし保健課長説明……………	51
	質疑……………	52
	討論……………	52
	採決……………	53
1.	日程第19 議案第12号 南種子町企業立地促進条例制定について……………	53
	企画課長説明……………	53
	質疑……………	54
	8番 上園和信君……………	55
	4番 福島照男君……………	56
	9番 濱田一徳君……………	58

採決	74
1. 日程第24 議案第17号 令和5年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第6号)	75
暮らし保健課長説明	75
質疑	76
討論	76
採決	76
1. 日程第25 議案第18号 令和5年度南種子町介護保険特別会計補正予算(第6号)	76
暮らし保健課長説明	76
質疑	78
8番 上園和信君	78
討論	78
採決	78
1. 日程第26 議案第19号 令和5年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第4号)	78
暮らし保健課長説明	79
質疑	79
討論	80
採決	80
1. 日程第27 議案第20号 令和5年度南種子町水道事業会計補正予算(第5号)	80
水道課長説明	80
質疑	81
討論	81
採決	81
1. 日程第28 請願陳情委員会付託	82
1. 散 会	82

第2号(3月18日)(月曜日)

1. 開 議	85
1. 日程第1 一般質問	85
9番 濱田一徳君	85
1. 南海トラフ地震を想定した防災対策	

2.	人材確保について	
3.	高齢化社会に備えた道路環境整備について	
1.	休憩	101
4番	福島照男君	101
1.	住みよさ日本一のまちづくりを目指して 産業の活性化対策について	
2.	介護報酬の改定から 訪問介護の基本報酬引き下げによる本町への影響について	
1.	休憩	117
8番	上園和信君	118
1.	大きく進展する宇宙開発。これを活かした宇宙の町づくり 推進策について	
2.	ご当地ソングの永久保存と愛唱対策について	
1.	休憩	128
6番	柳田 博君	128
1.	本町の観光地・施設整備について	
2.	公立種子島病院について	
3.	外国人労働者の受け入れについて	
5番	名越多喜子さん	134
1.	屋根付きバス停の設置について	
2.	あば! P a y 推進について	
1.	散 会	142

第3号（3月19日）（火曜日）

1.	開 議	145
1.	日程第1 提案理由の説明	145
	町長説明	145
1.	日程第2 議案第26号 令和5年度南種子町一般会計補正予算 (第11号)	145
	総務課長説明	145
	質疑	147
8番	上園和信君	147
	討論	148

採決	148
1. 日程第3 議案第21号 令和6年度南種子町一般会計予算	148
1. 日程第4 議案第22号 令和6年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計予算	148
1. 日程第5 議案第23号 令和6年度南種子町介護保険特別会計予算	148
1. 日程第6 議案第24号 令和6年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計予算	148
1. 日程第7 議案第25号 令和6年度南種子町水道事業会計予算	148
産業厚生委員長報告	148
総務文教委員長報告	154
質疑	157
8番 上園和信君	157
討論	158
採決	158
1. 休憩	160
1. 日程第8 委員長報告（陳情審査）	160
総務文教委員長報告	160
質疑	161
討論	161
採決	161
1. 日程第9 閉会中の継続調査申し出	161
1. 日程第10 議員派遣	161
1. 閉会	162

令和6年第1回南種子町議会定例会会期日程

3月6日開会～3月19日閉会 会期14日間

月	日	曜	日 程	備 考
3	6	水	本 会 議 (開 会)	1. 議長諸報告 2. 町長行政報告 3. 令和6年度施政方針及び提案理由の説明 4. 令和6年度予算（説明－委員会付託） 5. 議案審議 (1) 条例 12件（議案第4号～第15号） (2) 予算 5件（議案第16号～第20号） 6. 請願陳情委員会付託
	7	木	委 員 会	総務文教委員会・産業厚生委員会（予算審議）
	8	金	委 員 会	総務文教委員会・産業厚生委員会（予算審議）
	9	⊕	休 会	
	10	⊕	休 会	
	11	月	委 員 会	総務文教委員会（陳情審査）
	12	火	委 員 会	議会運営委員会
	13	水	休 会	
	14	木	休 会	
	15	金	休 会	

16	⊕	休 会	
17	⊕	休 会	
18	月	本 会 議	1. 一般質問（5名）
19	火	本 会 議 (閉 会)	1. 提案理由の説明 2. 議案審議 (1) 予算 1 件（議案第 2 6 号） 3. 令和 6 年度予算審査委員会報告（報告一採決） 4. 委員長報告（総務文教委員会） 5. 閉会中の継続審査・調査（所管事務調査） 6. 議員派遣

令和6年第1回南種子町議会定例会

第 1 日

令和6年3月6日

令和6年第1回南種子町議会定例会会議録
令和6年3月6日（水曜日） 午前10時開議

1. 議事日程（第1号）

- 開会の宣告
- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議長諸報告
- 日程第4 町長行政報告
- 日程第5 令和6年度施政方針及び提案理由の説明
- 日程第6 議案第21号 令和6年度南種子町一般会計予算
- 日程第7 議案第22号 令和6年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 日程第8 議案第23号 令和6年度南種子町介護保険特別会計予算
- 日程第9 議案第24号 令和6年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計予算
- 日程第10 議案第25号 令和6年度南種子町水道事業会計予算
- 日程第11 議案第4号 保育園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第12 議案第5号 南種子町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第13 議案第6号 南種子町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第14 議案第7号 南種子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第15 議案第8号 南種子町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第16 議案第9号 南種子町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第17 議案第10号 南種子町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第18 議案第11号 南種子町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定

める条例の一部を改正する条例制定について

- 日程第19 議案第12号 南種子町企業立地促進条例制定について
- 日程第20 議案第13号 南種子町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第21 議案第14号 南種子町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第22 議案第15号 南種子町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第23 議案第16号 令和5年度南種子町一般会計補正予算（第10号）
- 日程第24 議案第17号 令和5年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第6号）
- 日程第25 議案第18号 令和5年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第6号）
- 日程第26 議案第19号 令和5年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第27 議案第20号 令和5年度南種子町水道事業会計補正予算（第5号）
- 日程第28 請願陳情委員会付託

2. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

3. 出席議員（10名）

1番	川内田 行 博 君	2番	野 首 久 教 君
3番	平 阜 強 君	4番	福 島 照 男 君
5番	名 越 多喜子 さん	6番	柳 田 博 君
7番	大 崎 照 男 君	8番	上 園 和 信 君
9番	濱 田 一 徳 君	10番	塩 釜 俊 朗 君

4. 欠席議員（0名）

5. 出席事務局職員

局 長 園 田 一 浩 君 書 記 山 下 浩 一 郎 君

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	小 園 裕 康 君	副 町 長	小 脇 隆 則 君
教 育 長	菊 永 俊 郎 君	総務課長兼 選挙管理委員会 事務局 長	羽 生 裕 幸 君
会計管理者 兼会計課長	河 野 美 樹 さん	企 画 課 長	稲 子 秀 典 君
くらし保健課長	木 田 美 幸 君	福祉事務所長	鮫 島 幸 紀 君
税 務 課 長	西 村 一 広 君	総合農政課長	山 田 直 樹 君
建 設 課 長	河 野 容 規 君	水 道 課 長	河 野 和 昭 君
保 育 園 長	才 川 い ず み さん	教育委員会管理課長兼 給食センター 所 長	松 山 砂 夫 君
教育委員会 社会教育課長	濱 田 伸 一 君	農 業 委 員 会 長 事 務 局 長	羽 生 幸 一 君

△ 開 会 午前10時00分

開 議

- 議長（塩釜俊朗君） ただいまから令和6年第1回南種子町議会定例会を開会します。
これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元の日程表のとおりであります。
-

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（塩釜俊朗君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、1番、川内田行博君、
2番、野首久教君を指名します。
-

日程第2 会期の決定

- 議長（塩釜俊朗君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日3月6日から3月19日までの14日間にし
たいと思います。御異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]
○議長（塩釜俊朗君） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日3月6日から
19日の14日間に決定しました。
-

日程第3 議長諸報告

- 議長（塩釜俊朗君） 日程第3、議長諸報告を行います。
報告書をお手元に配付しておりますが、要点について局長から説明させます。
局長。
○事務局長（園田一浩君） 御報告申し上げます。
お手元に議長報告書を配付してございますので、お目通しいただきたいと思いま
す。
監査結果報告書でございますが、例月出納検査報告書の令和5年11月分から令和
6年1月分までを配付しております。
次に、各種行事・業務及び動静については、令和5年12月7日から令和6年3月
5日までの分について列記しておりますが、その主なものについて御報告いたしま
す。
まず、議長会関係の会議等ではありますが、2月20日、県町村議会議長会第75回定
期総会がマリンパレスかごしまで開催され、令和4年度決算の承認と令和6年度事

業計画及び予算等が提案され、それぞれ承認、原案可決しております。

また、「分権型社会の実現と地方創生の更なる推進」など12項目を総会決議したところでございます。

同日、同会場で県離島振興町村議会議長会定期総会が開催をされ、令和4年度決算の承認と令和6年度事業計画及び予算が提案され、それぞれ承認、原案可決しております。

次に、一部事務組合関係であります。2月26日に令和6年熊毛地区消防組合議会第1回定例会及び令和6年種子島産婦人科医院組合議会第1回定例会が、西之表市役所議会第3委員会室で、2月29日には令和6年中南衛生管理組合議会第1回定例会が中南衛生管理組合会議室で、令和6年公立種子島病院組合議会第1回定例会が公立種子島病院会議室で開催をされ、各議会で一部事務組合の令和5年度補正予算及び令和6年度予算並びに会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例などの一部改正条例が提案をされ、それぞれが原案可決されております。

次に、その他の会議であります。2月16日に令和5年度第2回種子島屋久島振興協議会総会が鹿児島市のホテルで開催され、令和6年度事業計画及び予算が提案をされ、原案可決されております。

以上で報告を終わります。

○議長（塩釜俊朗君） これで議長報告を終わります。

日程第4 町長行政報告

○議長（塩釜俊朗君） 日程第4、行政報告を行います。

町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） それでは、行政報告2件について申し上げます。

公立種子島病院組合議会定例会でも御報告をいたしました。現在、県において第2期の医師確保計画を策定中でございますので、まず、医師確保対策について、現在の状況を御報告いたします。

現在、公立種子島病院は、徳永院長、藤原先生の2名の常勤医師体制となっております。そのほかに野田先生につきましては、御自身のスキルアップのための診療実績の確保や専門医・産業医等の取得・更新のため、令和4年度から東京―鹿児島を往復していただきながら、隔週で御勤務をいただいているところであります。令和6年度につきましても、引き続きこれまでと同様のシフトで御勤務をいただく予定となっております。

藤原先生につきましては、もともとは宇宙留学の家族留学で来られておられた先生でございましたが、今年度末で公立種子島病院を退職をされるとのことでありま

す。令和6年度につきましては、非常勤として毎週月曜日の午後と木曜日の午前に本院の外来診療をしていただけるとの話を、現在は伺っているところでございます。

このように先生方の御事情もございまして、令和6年4月以降は、実質的に院長1名の常勤医師体制となることが想定されたため、これまで以上に関係各所に医師派遣の協力要請や医師の情報提供についてもお願いをしてきたところでございます。

なお、鹿児島大学におきましては、医局員数の減少もあって、現在においても、なおなかなか厳しい状況であるとのことでございます。

また、今年の1月12日には、森山自民党総務会長が本町を訪問されましたので、その時間にお時間を取っていただき、医師確保を含めた苦慮している現状や、その他もろもろの課題等についての説明をさせていただき、国のほうとしても御理解、御協力をいただきたく、御要請を申し上げたところでございます。

現在、鹿児島県においては、鹿児島県保健医療計画の一部として、令和6年度を初年度とする第2期の医師確保計画を策定中であり、その中で熊毛2次医療圏域は医師少数区域とされておりまして、追加で確保が必要な医師数を10人としているとのことでございます。

しかしながら、これに対する具体策など内容については示されておりません。議員の皆様も御承知のとおり、この熊毛の医療圏域には県立病院はございませんで、当院や種子島医療センター及び地域の医院によって医療が行われているのが現状であります。

令和3年度の鹿児島県の決算を見ますと、鹿児島県は、大島、南薩、北薩、始良、鹿屋の5つの県立病院がございしますが、この5つの県立病院に対し、52億円強の一般会計からの繰り出しを行っているようでございますけれども、当然のことながら、県立病院のない熊毛地域には、ほとんどその恩恵はございません。

また、先般、総務省が行ったWEB研修において、医師の確保については、県立病院をはじめとする基幹病院から不採算地区病院等への医師派遣の強化も含めて、医師確保計画の充実をお願いしたいといった内容や、他県での取組の事例も説明があったようでございまして、ぜひ、全国どこにおいてもですが、県のほうにも、しっかりと先頭に立ってやっていただきたいという話があったようでございます。

そういうことを踏まえまして、2月5日に開催されました県熊毛地域保健医療福祉協議会や、2月10日の県修学資金貸与医学生、地域枠医師、卒業医師と我々首長と、それから医師会、県との意見交換会がございました。

また、2月16日の種子島屋久島振興協議会、2月28日の熊毛支庁との行政懇話会などの席においても、医師確保については、ぜひ鹿児島県にも先頭に立って、真剣にこの問題に取り組んでいただきたいということを申し上げてきたところでござい

ます。

現在、公立種子島病院では、大阪市立池田病院、北海道大学病院から、研修医の派遣を実施していただいております。

また、令和5年度からは、鹿児島市立病院のほうからも派遣をしていただくことになっておりまして、御協力をいただいております。

このように、多くの関係機関や医師の皆さんに御協力をいただきながら、何とか現在の病院の運営をしているところでございます。

今年に入りましてから、南の離島、へき地での診療を希望されている医師がいるとの情報をいただきまして、早速連絡を取りました。2月21日に鹿児島で、その先生にお会いすることができまして、ぜひ私どもの公立種子島病院で働いていただけないかということで面談をさせていただきました。

県外の先生でございますけれども、本町のいろんな取組などお話をさせていただき、先生にも好感触を持っていただくことができましたので、4月より常勤医師として勤務をいただける予定となっております。

そのほか、これまで防衛大臣に対し、医療的な支援として、公立種子島病院に常勤医師や研修医の派遣ができないかとの要望をしてきておりますけれども、2月に入ってから防衛省から連絡がございまして、省内で協議の結果、現状では常勤医師の派遣は難しいとのことではありますが、令和7年度に向けて、研修医を最大8名程度受け入れてもらえないかとの話も来ているところでございます。

また、これを受けて、常勤医師が難しい場合においては、非常勤医として数か月単位での派遣はできないものか、再度要請もしているところでございます。

今後も、南種子町・中種子町全ての住民が、鹿児島県民として平等に医療を受けられる体制、地域住民が安心して暮らせる地域環境づくりのために、引き続き要請を継続をしながら、医療行政の安定のため、常勤医師の確保、併せて医療従事者の確保に全力で取り組んでまいりますので、以前にもお願いを申し上げましたが、議員各位におかれましては、御理解、御協力をお願いしたいと思います。

次に、令和6年度第29期宇宙留学生の状況について御報告をいたします。

第29期宇宙留学については、94人の児童生徒の応募の中から、関係者の御協力により、里親留学17人、家族留学22世帯36人、親戚留学2世帯2人、合計55人の受入れを決定したところでございます。

里親留学は、近年、里親希望者が少なくなっておりまして減少傾向にありますが、家族留学につきましては、官民連携したPPP事業により、6校区36戸の住宅が完成しましたので、移住定住促進住宅の活用により、2世帯6人の増となっており、年々増加傾向にあります。

学校別では、荃南小学校7人、西野小学校9人、大川小学校5人、島間小学校8人、平山小学校7人、花峰小学校6人、長谷小学校7人、南種子中学校6人の受け入れ予定となっております。

本年度第28期の留学生たちは、コロナ感染症が5類に移行されたこともあり、特色ある学校行事のほか、ロケットの打ち上げ見学やたねがしま小旅行、ポンカン狩りなど充実をした留学生活を送っておりまして、地元の子供たちも留学生との交流を通じ、自分たちの住む南種子町の良さを再発見するとともに、全国に友達ができる喜びを感じ取っておられるようでございます。

また、本年度残留を予定しております留学生は14人でありまして、家族を含めますと9世帯29人でありまして、家族留学をスタートいたしました平成29年度からの累計では、24世帯75人、うち留学生37人が定住されることになります。

また、人口減対策についても効果があらわれてきており、小学校の児童数及び15歳以下の人口においても、令和に入り、微増の状況が続いているところでございます。

さらに、全国町村会の資料編にあります、全国町村の住民基本台帳人口をみますと、本町は令和3年1月1日現在の人口から、それ以降の1月1日現在の人口減少数を比較をしてみました。

令和4年1月1日現在5,429人で、前年から121人の減であります。令和5年1月1日現在は5,363人で、66人の減となっております。そして、令和6年1月1日現在が5,287人、76人の減という、そういう推移で来ておりまして、全国・県下ほとんどの自治体で3桁の減少、大体140、150から300名近くの大規模な減少が続いておりますけれども、多数を占めておりますが、本町においては、この宇宙留学制度等に絡めた、あらゆる宇宙関係の取組などにより、少し抑制をされてきているところがあるのかなというふうに感じております。

宇宙留学制度は、今後も地元と留学生の子供たちが、お互い切磋琢磨しながら勉強や運動に取り組むことで、教育の相乗効果が期待されるとともに、定住化にもつながるものと考えております。引き続きしっかりと対策を取ってまいりたいと思います。

以上、御報告申し上げます。

○議長（塩釜俊朗君） これで行政報告を終わります。

日程第5 令和6年度施政方針及び提案理由の説明

○議長（塩釜俊朗君） 日程第5、町長提出の議案第4号から議案第25号の計22件を一括上程します。

令和6年度施政方針並びに提案理由の説明を求めます。町長、小園裕康君。

[小園裕康町長登壇]

○町長（小園裕康君） 令和6年度における町政運営に関する基本方針と主要施策の概要並びに各議案について、提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、本年元日に発生をいたしました能登半島地震により、お亡くなりになりました方々に深く哀悼の意を表しますとともに、今もなお多くの方々が厳しい避難生活を余儀なくされ、生活再建に苦勞をされております皆様方に、心よりお見舞いを申し上げます。

本町といたしましても、被災地に対し、義援金の送付などの支援を実施したところではありますが、今後も被災地のニーズに応じた支援を可能な限り検討をしてみたいと存じます。

大きな自然災害等で始まった令和6年ではありますが、町政を担当する者として、自然災害はもとより、様々な危機事象から町民の生命と日常の暮らしを守り抜くことが最も重要であるということを、改めて痛感をしているところでございます。

そして、4年に及ぶ新型コロナウイルス感染症の流行は、5類移行を契機に深刻な状況を脱し、人の流れも徐々に回復し、社会経済活動が正常化の兆しを見せ始めたところ、ロシアのウクライナ侵略に端を発した原油価格・物価高騰が生じ、その影響は町民生活や企業活動など多方面にわたるとともに長期化しております。

こうしたことから、本町におきましては、国の交付金等を活用しながら、町民生活の安定及び町内事業者の負担軽減に係る対策を展開をしてみいました。引き続き、国の経済対策の動向や町内経済状況などを注視しながら、消費喚起や地域経済の活性化などに全力で取り組んでまいります。

さて、昨年12月に国が決定をいたしました令和6年度地方財政対策においては、社会保障関連経費や人件費の増加が見込まれる中、地方自治体が住民のニーズに的確に応えつつ、子ども・子育て政策の強化をはじめ、様々な行政課題に対応し、行政サービスを安定的に提供できるよう、地方交付税等の一般財源総額について、令和5年度を上回る額を確保することとしておりますが、本町においても、社会保障経費や扶助費等の義務的経費の増大や、道路、住宅、学校施設などインフラの維持管理や更新経費の増加が見込まれることから、今後も財政状況の見通しは非常に厳しい状況であります。

しかしながら、先行きが見通せない時代にあっても、持続可能な町政運営を行うことができるよう、計画的な財政運営を行わなければなりません。

次世代に負担を先送りせず、持続可能な町政運営のために緊張感を持って健全財政の維持に努めることを基本としながら、諸施策に積極的に取り組んでまいります。

それでは、各施策の主な事項について申し述べたいと存じます。

まず、農林水産業政策についてであります。

農林水産業を取り巻く状況は、人口減少、少子高齢化による担い手の減少や、国際情勢の不安定化に伴う農業資材等の価格高騰など大きく変化をしてきており、国は食料の安定供給の確保に関する取組や、農林水産業の持続的な発展に関する取組の推進を図ることとしております。

このような状況の中で、本町の農林水産業を発展させるための主な取組を申し述べます。

昨年、さとうきびの刈取りや水稻の育苗、田植えなどの受託作業が円滑に行われるよう設立をいたしました、「一般社団法人南種子結農社」において事業を開始しており、引き続き、関係機関、団体との連携はもとより、農家の要望に応えられるように充実強化を図ります。

3年目となります有機農業については、引き続き、国のみどりの食料システム戦略緊急対策交付金を活用し、普及啓発活動、技術支援や人材育成、荒廃農地の復旧や新規就農者の確保を図り、持続可能なまちづくりを推進してまいります。

また、水稻栽培における普及可能な環境負荷低減技術を活用した栽培体系を確立するための試験栽培を行うなど、町内で生産された有機農産物を学校給食に提供できるように取組を進めてまいります。

担い手対策については、本町の農業法人の基盤強化を推進するとともに、将来の農業担い手となる後継者を育成する法人に対し、支援制度を継続をし、雇用環境の充実を図ってまいります。

さらには、新規就農者育成総合対策として、経営拡大への支援や資金面への支援・サポート体制の充実等に取り組み、新規就農者の育成・確保に努めてまいります。

早期水稻については、県から情報提供される米の生産の目安情報を基に、生産者自らが需要に応じた米の生産を行い、「日本一早いコシヒカリ」の品質向上に努めつつ、水田を活用する農家が直接支払交付金事業の活用により、安定した経営が図られるように、所得向上に努めてまいります。

さとうきびについては、低単収の課題解決に向け、「はるのおうぎ」の推進を図っており、さび病の対策が喫緊の課題であります。今後も、優良種苗の確保・供給はもとより、種苗支援対策を図り、さとうきび振興に努めてまいります。

サツマイモについては、サツマイモ基腐病対策が課題となっております。引き続き、菌を「持ち込まない・増やさない・残さない」の基本対策の励行と、種芋における蒸熱処理装置の利用促進、安納いものバイオ苗の早期及び安定供給に努め、熊

毛地区サツマイモ基腐病プロジェクトチーム等との関係機関と連携をして、基腐病防止対策を徹底してまいります。

園芸については、単収及び生産力向上を図るため、園芸ハウスや資材等について町単独による導入支援をはじめ、特定有人国境離島交付金を活用した農産物輸送コスト支援等に取り組んでまいります。

果樹につきましては、持続可能な産地維持を図るため、農家の要望に早急に応えられるよう、施設や機械の導入支援等に町単独事業として取り組んでまいります。

畜産については、畜産振興をさらに図るため、畜産担い手育成総合整備事業及び肉用牛貸付基金・畜産振興資金による優良牛導入支援や、キャトルセンター施設を活用した畜産経営の合理化と生産基盤の強化に努め、耕種部門と連携を図り、良質堆肥を活用した土づくりの推進と堆肥の安定供給及び堆肥センターの老朽化車両等の更新により、経営の向上改善に努めてまいります。

農業全体の資材等は、依然として高止まりしております。このような中、肥料及び飼料については、再編交付金を活用して販売業者の協力をいただきながら、高騰対策事業を令和6年度も継続実施いたします。

鳥獣対策については、本町でも鹿による農産物被害が中種子町境で増加傾向にあることから、町鳥獣被害対策協議会を中心に、国の補助事業を活用した捕獲助成対策に加え、ICT技術の活用による鹿生息の見える化など捕獲体制の強化に努め、被害防止に努めてまいります。

次に、林業については、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、国は様々な政策を展開しており、令和6年度からは森林環境税の課税が開始されます。

本町では、町森林整備計画に基づく森林管理を進め、森林環境譲与税を活用した所有者への意向調査を実施してまいります。

また、林業振興対策として、離島活性化交付金を活用した地元木材・特用林産物の戦略産品輸送支援事業を実施してまいります。特用林産物であるシキミ・ヒサカキにつきましては、市場から高い評価を受けており、設立25周年を迎え、今後さらに生産拡大に向けた取組を推進してまいります。

次に、水産業については、モジャコ漁の操業開始時期を早めたことで、漁獲量は安定し、生産額も伸びてきておりますが、海水温の変化による水産資源の大幅な減少や魚価の低迷により、以前にも増して厳しい状況となっております。町漁協と連携を図り、引き続き、つくり育てる漁業の推進による水産業の振興を図ってまいります。

漁業振興対策として、離島漁業再生支援事業、種子島周辺漁業対策事業、鮮魚・活魚の島外出荷輸送コスト支援事業などによる海上輸送支援を行ってまいります。

農業農村整備事業は、農業生産基盤の整備による農用地の効率的な利用、優良農地の面的集積・集約化による生産性の高い農業の展開に必要な条件整備を図るための重要な施策であります。

令和6年度の県営土地改良事業は、荃永地区の基盤整備、農村災害対策整備事業による用排水施設の防災減災対策、農地整備事業による農道保全、中山間地域総合整備事業による農業用排水施設、農道、区画整理の生産基盤整備に取り組んでまいります。

また、令和6年度より、新たに上里・新上里地区の基盤整備事業43.7ヘクタールに取り組み、担い手農家の育成をはじめ、大区画化による高能率的な生産基盤、農地の集積促進、生産性向上による地域農業の持続的な発展を目指してまいります。

多面的機能支払交付金事業については、農村地域の過疎化・高齢化の進行に伴う集落機能の低下により、地域の共同活動が困難になってきていることから、引き続き活動を支援してまいります。

農業委員会は、農地利用の最適化を推進するため、担い手への農地の集積・集約化や遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進を柱に取り組むこととしており、農業経営基盤強化促進法による農地の利用権設定については令和6年度で終了するため、優良農地の確保と農地の流動化を推進し、農地中間管理機構「農地バンク」を活用した農地の利用権設定・売買等事業に取り組むこととしております。

また、農地の持続的な活用による農業振興を図るべく、本町の地域計画を策定をいたします。これに伴い、本年度農業者・農地地権者の意向調査と地域話し合い活動を行い、農地利用の姿を示す目標地図の作成を実施することとしております。

次に、建設事業であります。生活基盤の整備促進を図る重要な施策として、補助事業等を活用し、推進してまいります。

まず、道路整備については、社会資本整備総合交付金を活用した継続事業として、恵美之江線・轆之牧線の道路改良と、交通安全対策事業として生活道路対策エリア中之上地区、ゾーン30区域内の歩行空間確保を目的とした整備、通学路緊急対策事業とし、上中西之線歩道整備を実施いたします。

また、橋梁については長寿命化修繕計画に基づき、老朽化した2橋の補修工事を実施してまいります。

道路建設単独事業については、地域からの要望を踏まえ、町道の維持補修を行い、安全確保に努めてまいります。

住宅整備については、防災・安全交付金を活用し、長谷団地の建て替え工事を実施してまいります。また、耐用年数の経過した住宅も多いことから、公営住宅等長寿命化計画に基づき、将来的な建て替えを踏まえながら、良好な居住環境整備に努

めてまいります。

都市公園については、継続して宇宙ヶ丘公園安全対策工事を実施し、また、今後の公園全体の在り方について検討してまいります。

河川・港湾・漁港管理については、緊急自然災害防止対策事業を活用し、北大浦川護岸補修工事、広田港・大川漁港のしゅんせつ工事、浜田漁港物揚場補修工事及び水産物基盤機能保全事業を活用して、竹崎漁港補修工事を実施するとともに、施設の安全確保に努めてまいります。

県営事業は、継続事業であります島間港改修事業として、防砂堤や物揚場の整備、県道西之表南種子線下西目工区の整備促進、菅原地区の急傾斜地崩壊対策事業及び島間海岸高潮対策事業などを予定しており、安全性の向上が図られるよう、関係機関と連携してまいります。

また、島間港については、本町のみならず、種子島の南の玄関口として、鹿児島からの生活物資やロケット関連の機材搬入をはじめ、種子屋久を結ぶ熊毛地域振興の一翼を担う重要な港湾であります。

今後の宇宙開発、観光開発、緊急時の海上輸送による災害対応など、南の拠点港として整備拡充を推進するよう、引き続き要望してまいります。

水道事業であります、住民生活に必要不可欠な重要な社会基盤施設を継続的・安定的に運営させるため、更新需要の平準化を図り、経営基盤の強化に取り組んでまいります。

水道施設改良事業においては、防災・安全交付金による中央地区管内の管路更新事業、道路改良工事に伴う配水管の移設工事、その他水道施設の老朽化対策を実施し、将来にわたり安全な水を安定的に供給できるよう、適正な事業運営に努めてまいります。

次に、福祉・子育て支援についてであります。

福祉行政については、そのほとんどを国、県の施策に基づいて実施しており、引き続き、生活困窮者、障害者・障害児、ひとり親家庭等に対する各種支援事業を行ってまいります。

また、本年度において、自殺対策基本法に基づく自殺対策計画を策定し、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指してまいります。

子育て支援といたしましては、18歳未満を対象とした子ども医療費助成事業について、これまで非課税世帯の子供のみであった現物給付の対象を、令和6年度中に全ての子供に拡充する方向で制度改正を目指すとともに、町単独事業であります出産祝金支給事業の実施や、仕事と家庭の両立支援として放課後児童クラブ及び病後児保育事業の推進を行うなど、「子育てしやすい日本一のまち」の実現を目指して

まいります。

また、本年10月には、児童手当の支給対象を高校生まで拡大するなど、児童手当制度の拡充が予定されており、適切な事務の推進に努めてまいります。

河内温泉センターについては、施設の適切な維持管理を行いながら、より多くの町民が利用できる施設運営に努めてまいります。

次に、健康づくり、環境政策についてであります。

保健事業については、社会環境や生活の変化による様々な健康課題に向けて、生涯にわたり健康で生き生きと暮らしていけるよう、町民一人一人が主体的に自ら積極的に健康づくりや食生活の改善を目指し、さらには、家庭、地域、社会全体で支援する環境づくりを効果的に推進してまいります。

本年度は、従前までの健康施策に加え、新たに30歳代の女性の方を対象に、乳がん検診費用の自己負担額を一部助成し、受診促進を強化いたします。

母子保健については、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない子育て支援を行うため、子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠、出産、子育てに関する必要な情報提供、助言、保健指導を行ってまいります。

国民健康保険特別会計については、引き続き、特定健診の受診勧奨や自己負担を無料とし、併せて、人間ドック、脳ドック等の助成を継続するなど、疾病予防や重症化予防のための事業を積極的に進め、病気の早期発見、早期治療により、医療費の抑制に努めながら健全運営を目指してまいります。

高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進し、地域における介護予防・フレイル予防活動の両立を図りながら、高齢者の方々が主体的に健康づくりや生活習慣の改善に取り組めるように支援するとともに、人生100年時代を見据えた高齢者の健康増進を支援してまいります。

また、介護サービスを支える人材の確保が喫緊の課題であり、引き続き、介護職員初任者研修の受講者を対象に受講料の全額助成を行い、将来の介護人材の確保、育成に取り組んでまいります。

高齢者元気度アップ・ポイント事業については、鹿児島県からの補助金が令和6年度から廃止されることとなりますが、上限額5,000円を維持するため、町が費用負担を行い、引き続き65歳以上の高齢者の健康づくりや社会参加活動を促進し、健康維持や介護予防への取組を支援してまいります。

環境衛生については、持続可能な循環型社会の構築を目指し、分別の徹底やリサイクルの推進による資源の再利用を促進することで、ごみの減量化を図るとともに、不法投棄の防止等について、住民、事業者、行政が一体となり取り組んでまいります。

また、脱炭素社会の推進については、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指しており、引き続き、省エネ家電製品購入促進事業を実施し、温室効果ガス削減に向けた活動を推進してまいります。

次に、保育行政についてであります。

保育理念・保育目標のもと、子供が安心安全で健やかに成長できる保育園運営を行います。保育環境を整えるため、トイレの洋式化など施設の整備を行います。また、職員研修等を実施して、保育の質と専門性の向上を図り、よりよい保育を目指し、自己研さんに努めてまいります。

給食においては、発達過程に応じた安全な給食提供に努め、また、有機野菜の収穫体験などを通じた食育に取り組んでまいります。

療育支援においては、療育が必要な子供とその家族が適正な支援が受けられるよう、各関係機関と連携及び情報共有を図ってまいります。

子育て支援センターでは、子育て家庭の交流等を促進する活動拠点として、情報発信や子育ての相談等を行い、地域に開かれた支援活動を展開してまいります。

次に、教育文化の振興については、宇宙のまち教育振興基本計画に基づき、「あしたをひらく心豊かでたくましい人づくり」を基本目標として、人間性豊かでたくましく生きる町民の育成を目指して、活力ある教育の振興を図ってまいります。

学校教育については、令和の日本型学校教育を目指し、全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの実現に向けて、GIGAスクール構想、ICT教育を推進し、一人一人の能力や適性に応じた学びの実現のために、デジタル教科書を導入するなど環境整備を図り、特色ある学校づくりを進めてまいります。

また、主体的・対話的で深い学びを重視し、知・徳・体の調和が取れ、生きる力を備えた、次代を担う人材の育成に努めてまいります。そのためには、教職員の力量形成に向けた先進校への短期研修の派遣や研究指定校の推進を図り、学び続ける教員集団の育成に努めてまいります。

国際理解教育については、グローバル化に対応した英語教育の充実を図るため、ALTや英語指導助手、英語専科教員を活用し、英語コミュニケーション能力の育成に努めてまいります。

29年目を迎える日本一の宇宙留学制度については、小規模校における教育の相乗効果に加え、本町における交流人口の拡大、移住定住促進の重要施策として、移住定住促進住宅を活用した家族留学を増やし、一層の充実を図ってまいります。

また、JAXAや宇宙関連企業との連携、分散型の小中一貫教育の推進を図り、地域とともにある学校の視点に立った学校教育の振興を進めてまいります。

4年目となります「児童生徒と町長と語る会」では、子供の身近な問題やこれからの夢や希望について、直接の交流を通じて、行政を身近に感じてもらう取組を行います。

学校施設の整備については、学校施設環境改善交付金を活用した荃南小学校の建替工事を計画しており、令和7年度着工、令和8年度完成に向け、校舎及び屋外プールの実施設計業務委託を実施してまいります。

また、令和2年の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正に伴い、中平小学校の段差解消や屋内運動場のバリアフリートイレ設置工事を実施してまいります。

町内学校施設においても、南種子町学校施設等長寿命化計画等に基づき、計画的な整備を進めるとともに、定期的な安全点検、学校からの修繕要望等に対応し、児童生徒が安全に学校生活を過ごせるよう努めてまいります。

学校給食については、学校や地域での食育を推進し、有機農法による南種子町産の米、野菜や魚などを活用した地産地消にも取り組み、安全でおいしい学校給食の提供に努めてまいります。

なお、保護者の負担軽減と少子化・定住対策として、学校給食費の無償化を継続してまいります。

これらの教育施策の推進に当たっては、町長が招集する総合教育会議において、教育委員との意思疎通や課題解決の方向性を共有して、民意を反映した教育行政に努めてまいります。

社会教育については、心豊かで温もりと生きがいに満ちた活力ある町づくりを目指し、「町民一人、1学習、1スポーツ、1ボランティア運動」を推進し、町民のライフスタイルに応じた学習機会の提供と学習活動の整備充実を図ってまいります。

公民館事業については、これからの地域の在り方を住民自らが考え、行動していくために、地区単位での地域活性化プランの策定を推進し、各種研修会の開催や公民館運営補助などの充実を図り、公民館活動の推進に努めてまいります。

自然の家については、宿泊棟の改修工事、地域振興事業による多目的広場・駐車場整備などの環境整備を図るとともに、体育館の避難所としての機能や宿泊・体験学習の充実を図り、交流拠点施設としての機能拡充を図ってまいります。

文化芸術については、子供たちに優れた文化芸術活動を鑑賞、体験できる体制づくりに努めるとともに、赤米交流事業や本町での赤米サミットの開催など、地域に根差した活動と次世代へ継承する交流を促進し、町内外への情報発信に努めてまいります。

国史跡横峯遺跡については、貴重な文化遺産を次の世代に引き継ぐため、保存活

用計画の策定に併せ、関係機関と連携を図り、郷土教育や文化的観光施設としての整備計画に取り組んでまいります。

また、国庫補助事業を活用し、広田遺跡の災害復旧事業などを実施し、施設の適正な維持管理に努めてまいります。

埋蔵文化財については、引き続き、荃永地区野木田遺跡の発掘調査を実施し、県と連携を図り、適正な遺跡の記録保存に努め、調査成果の速報展を開催するなど、普及啓発を図ってまいります。

社会体育については、町民が生涯を通して気軽にスポーツに親しみ、楽しめるような環境づくりを推進し、町民の健康増進や体力向上に向け、各種スポーツ団体の組織強化、競技力向上を図るとともに、町民大運動会の実施、スポーツ少年団への県大会出場補助の支援など、事業推進に努めてまいります。

また、総合的な活動拠点として、旧高校体育館の建替工事など環境整備を図り、健全な町民の育成に努め、広く町民の親睦と融和が図られる拠点施設を目指してまいります。

次に、税務についてであります。自主財源確保は非常に重要な行政課題であることから、課税客体の適正な把握に努めてまいります。

収納については、滞納整理体制の強化を図りながら、法に基づいた滞納処分を適正に実施し、新規滞納者の減と滞納税額の縮減に努めてまいります。

また、納税者の収納に関する利便性の強化と電子納税の推進を図るため、コンビニエンスストアなど収納業務に加え、e L T A Xによる納税環境の整備を行ってまいります。

国民健康保険事業は、県との共同保険者として運営されておりますが、保険税率の決定、賦課徴収業務は町が行うこととなっていることから、県との連携により、安定した運営と税負担の公平性を図ってまいります。

地籍調査事業は、土地の最も基礎的な情報であり、個人の土地取引や公共事業等の円滑な推進のため、早期完了を目指します。今年度も荃永地区を予定しており、上里集落の5字を実施してまいります。

次に、企画部門であります。

第2期トライタウン南種子町宇宙・歴史・文化の町総合戦略、令和2年度から令和6年度に基づき施策を展開してきておりますが、令和4年12月に国の総合戦略がデジタル田園都市国家構想総合戦略として新たに策定され、地方版総合戦略も改訂が求められていることから、現在、計画の改訂作業を行っており、新たな総合戦略に基づき、各種施策を展開してまいります。

関係人口の創出については、種子島ロケットコンテスト大会の開催や宇宙サイエ

ンスLABツアーの開催、令和5年5月に締結をいたしました種子島宇宙学校プロジェクトに関する包括連携協定における、これまでの関係者間の協議も踏まえ、デジタル田園都市国家構想交付金を申請をしており、3Dプリンターによる研修施設の建築など拠点施設の整備を行い、関係機関と連携し、観光人口の拡大に努めてまいります。

宇宙開発の促進については、令和5年度に引き続き、H-IIAロケットやH3ロケットの打ち上げが予定されております。支援対策を図り、ロケット関連資機材の円滑な輸送と宇宙開発事業の推進のため、関係団体等との連携を図るとともに、要請活動を展開してまいります。

地域おこし協力隊制度については、有機農業を軸とした地域活性化に関する包括連携協定を推進するため、2名の有機農業隊員を本年度も委嘱し、取組の支援を推進してまいります。

また、種子島宇宙学校プロジェクトを推進するため、新たに3名の協力隊を委嘱し、本格的に本プロジェクトの推進を開始してまいります。

特定地域づくり事業協同組合については、令和4年12月に組合が設立されたことから、組合の運営に対し、関係者との調整をしながら、町としての支援を図ってまいります。

地域公共交通の確保については、大型バスや小型バスによるコミュニティバスの運行により、交通弱者の交通の確保と利用者の利便性向上を図ってまいります。

また、種子島広域における種子島地域公共交通計画に基づき、幹線バスの見直しに併せてコミュニティバスについても、利用者のニーズや利用状況に応じた車両サイズ・運行形態の検討を行い、一体的なネットワーク機能を確保してまいります。

自然保護については、ふるさと南種子の自然環境を守り育て、次世代に引き継いでいくために、自然保護監視員による監視活動、ウミガメ保護監視活動を実施してまいります。

人材育成については、青少年における海外ホームステイ体験による人材育成を目指し、南種子町青少年人材育成海外派遣事業の支援を行ってまいります。友好都市との交流親善については、愛知県飛島村、秋田県大館市、鹿児島県肝付町、岡山県総社市、長崎県対馬市及び大阪府堺市などとの交流を継続をし、訪問団の受入れや訪問を行い、相互交流等を行ってまいります。

自衛隊馬毛島基地の整備については、南西地域における自衛隊の訓練施設、緊急時の活動場所を整備することが、我が国の防衛上、また国の安全保障上、極めて重要であると認識をしており、地元選出の国会議員をはじめ、国と連携を図り、町議会や各団体と一体となり、受入れ体制を図ってまいります。

また、引き続き、工事に関する地元の声をしっかりと防衛省に届けるとともに、適切に対応していただくよう努めてまいります。

観光振興については、本町は種子島宇宙センターや鉄砲伝来をはじめとした観光資源の豊富な町でありますので、その個性を生かした観光振興を図ってまいります。

観光イベント事業については、種子島宇宙芸術祭実行委員会を中心に、昨年度に引き続き、種子島宇宙センターと連携した施設内アート展示をはじめ、センター内の夜間開催を計画をしております。

また、ロケット祭については、46回目の町民参加型の祭りとして内容を充実させ、実施してまいります。

商工業の振興については、購買力の流出防止や明るく元気な商店街づくりを推進するため、商工会・スタンプ会への支援を図ってまいります。

特定有人国境離島法関係については、交付金を活用し、創業または規模拡大を支援することで雇用機会の拡充を図るとともに、種子島観光協会を軸に滞在型観光支援事業の推進に努めてまいります。

特産品関係につきましては、全国商工会連合会の国庫補助事業4,800万円が採択決定になりましたので、商工会と連携を図りながら、販路開拓事業として令和5年度に引き続き、株式会社極楽湯店舗での飲食店への提供や物販など、これまでの5店舗から9店舗に拡大をし、海外展開を視野に入れながら事業推進に努めてまいります。

移住定住対策については、令和5年度において宇宙留学等を含め、15世帯43名の定住実績となっており、空き家バンク制度については、きめ細やかな情報発信等のサービスを行い、空き家の活用・解消と併せてさらなる促進に向けて取り組んでいくとともに、空き家活用住宅の管理運営を行ってまいります。

また、住宅建築や購入・空き家改修補助制度、南種子町移住定住促進補助の積極的な活用を推進するとともに、民間企業と行政が連携をして公共工事等を行うPPP事業により、6校区36戸の住宅が完成しましたので、住宅問題の解消に向け、対策を進めてまいります。

さらに、南種子町定住促進実行委員会に支援を行い、UIターン者との意見交換会などを継続をし、さらに移住相談、移住体験等を通じての定住促進に向けた取組を行ってまいります。

結婚祝い金については、令和5年度に増額を図っており、さらなる移住定住を推進してまいります。

観光物産館運営については、観光物産館運営会議と町内各事業者との連携を図りながら、引き続き健全運営に努め、道の駅登録について、関係機関と連携を図りな

がら着手してまいります。

ふるさと納税については、新たなふるさと納税ポータルサイト及び自治体特設サイトを構築するなど、返礼品を通じた地域の活性化、自主財源の確保等を図ってまいります。

また、ふるさと納税の寄附拡大、地域活性化や町内産業の振興につなげるために、新たな返礼品の企画開発を行う返礼品事業者を支援し、地域資源の発掘に努めることで、寄附による財源増加だけでなく、町内における優れた製品のPR、販路拡大や町内事業者の稼ぐ力の向上に努めてまいります。

自治体が行う地方創生事業に対し、寄附を行った企業に、税負担の軽減措置が与えられる企業版ふるさと納税についても、本制度を積極的に活用していただけるよう働きかけ、企業とパートナーシップを構築し、寄附の獲得に努めてまいります。

企業誘致等につきましては、本議会において条例制定の議案を提出をしております、御審議いただくことにしているところでございますが、観光産業関連施設や情報関連企業等の誘致や立地を推進するための助成制度を創設をし、積極的な企業誘致を推進して、就業機会の確保及び地域産業の活性化に努めてまいります。

デジタル推進については、国の進めるデジタル技術の活用による課題解決を図るため、南種子町DX推進計画や南種子町デジタル田園都市国家構想総合戦略などの計画を基に、内閣府クールジャパン地域プロデューサーの陣内裕樹先生に総合的な地域アドバイザーとして就任していただき、各課や関係機関と連携しながら計画的な推進を図り、行政の業務改善や地域の利便性向上に努めてまいります。

電子地域通貨事業「あば!Pay」については、キャッシュレス化の推進や地域経済の活性化の目的を達成するため、システム連携によるポイント事業への活用や、新たに町外者・観光者向けのカードの発行を検討するとともに、登録店舗の増加や利用額の増加のための施策を検討・実施してまいります。

情報政策については、分かりやすく親しみやすい広報紙づくりに努め、SNSをはじめ、多様な媒体を活用し、担当部署から旬な話題や情報を瞬時に発信できる体制を構築し、住民のニーズに沿った情報発信に努めてまいります。

また、町民の自由な発想による南種子町未来会議などにより、引き続き、町民総力のまちづくりを進めてまいります。

次に、行政諸般の施策についてであります。多種多様で高度化する情報化社会や住民ニーズ、地方分権の進展、就労者不足に対応するため、職員の一層の資質の向上と職場の活性化及び人材の確保に取り組んでまいります。

安心安全なまちづくりに向けて、関係機関、団体等と連携をしながら、取組の強化に努めてまいります。

防災対策については、各種災害に迅速に対応するため、自主防災組織の支援を図りながら、地区防災計画の策定を推進してまいります。

また、住民参加型の防災訓練による自助・共助の意識の高揚と、地域防災力の強化に努めてまいります。

交通安全対策については、道路の区画線等の整備や交通安全教室及び交通安全運動を通じて、交通安全の意識の高揚を図ってまいります。

選挙関係については、7月に任期満了となる県知事選挙が執行される予定であり、今後も選挙の公正かつ適正な執行を図るため、選挙違反のないきれいな選挙が行われるよう努めるとともに、若年者への啓発活動として、二十歳の集いの参加者へのパンフレットの配布や学校での出前授業などに取り組んでまいります。

次に、行財政改革についてであります。地方行財政を取り巻く環境はいまだに厳しい状況にあり、国の政策によって影響を受けることから、その状況を常に注視していく必要があります。

本町においては、社会保障関連経費の増加や教育・子育て支援の充実、公共施設の老朽化対策、自然災害への対策も急務となっておりますが、現状では、それに見合う歳入を確保できていないことから、財政調整基金をはじめとした基金の取崩しによる調整を余儀なくされており、非常に厳しい財政状況となっております。

町の将来を支える財政基盤の確立と健全化は最重要課題でありますので、一層の行財政改革を推進し、行財政運営に取り組んでまいります。

次に、予算及び各議案について、一括して御説明を申し上げます。

まず、議案第21号から議案第25号の令和6年度予算の主なものについて申し上げます。

令和6年度一般会計予算の総額は69億5,000万円となりました。令和5年度の当初予算は骨格予算として編成をしておりましたので、単純に比較はできませんが、前年度当初予算に対しまして29.2ポイントの増となりました。

特別会計については、国民健康保険会計が7億9,800万円で4.6ポイントの減、介護保険会計が7億1,100万円で1.7ポイントの減、後期高齢者医療保険会計が1億370万円で9.3ポイントの増となり、特別会計の総額で16億1,270万円となりました。

水道事業会計については、事業活動に伴う収益的収支は、収入が2億4,919万5,000円で、支出は2億6,636万1,000円となっております。資本的収支は、収入が1億3,359万7,000円で、支出は2億2,200万7,000円となりました。

それでは、一般会計の概要について申し上げます。

まず、歳入については、町税や地方譲与税等の交付金について、町内経済状況や地方財政計画などを勘案をして計上をいたしております。地方交付税については、

国の令和6年度地方財政対策で1.7%の増としており、その算定方法改正などの諸要因を勘案をし、24億8,000万円を計上をしております。

国庫支出金、県支出金については、国・県の予算措置状況に十分留意しながら、補助事業の歳出に見合う額を計上しており、繰入金については、減債基金、財政調整基金、再編交付金事業基金など、多目的基金などから総額で8億7,336万5,000円を繰り入れることとしております。

町債については、交付税措置のある過疎対策事業債や辺地対策事業債、令和7年度までとされている緊急自然災害防止対策事業債などを活用することとし、7億1,880万円となっております。

その他の歳入についても、従来の実績等を勘案し、見込額を計上したところであります。

次に、歳出であります。主な事業といたしまして、令和5年度までの再編交付金の一部を積み立てた基金を活用いたしました中央公民館屋内運動場整備事業、それから、デジタル田園都市国家構想交付金を活用いたしました種子島宇宙学校プロジェクト拠点施設整備事業、それから、令和6年度の再編交付金を活用いたしております町内小学校屋内運動場照明LED化事業や消防車両等の購入、それから、県地域振興事業を活用いたしました自然の家整備事業、そのほか道路維持補修・改良事業、漁港港湾のしゅんせつ事業、農道維持補修事業などがあります。

以上、令和6年度の一般会計予算の概要について述べましたが、特別会計、水道事業会計を含め、詳細については、予算審議の折に御説明申し上げます。

次に、議案第16号から議案第20号の令和5年度補正予算について概要を申し上げます。

今回の一般会計補正予算は、国の令和5年度補正予算に伴うものや、令和6年度過疎対策事業の前倒し、各事業の確定、実績見込みによる今後の所要額の補正をするもので、3,448万9,000円を追加し、予算の総額を70億2,953万3,000円とするものでございます。

特別会計補正予算及び水道事業会計補正予算については、いずれも各事業の確定及び実績見込みによる、今後の所要額の補正をするものでございます。

次に、条例案件について御説明を申し上げます。

議案第4号は、保育園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてございまして、入所要件の一部変更に伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案第5号は、南種子町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定についてございまして、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等

に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案第6号は、南種子町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例制定についてございまして、支給方式を償還払い方式から自動償還払い方式に変更するなど、所要の改正を行うものでございます。

議案第7号は、南種子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてございまして、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案第8号は、南種子町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてございまして、介護保険法施行令等の改正に伴い、第9期計画期間における第1号保険料を標準9段階から標準13段階に見直すため、所要の改正を行うものでございます。

議案第9号から議案第11号は、国が定める指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、関係条例について所要の改正を行うものでございます。

議案第12号は、南種子町企業立地促進条例制定についてございまして、町内において産業関連施設、次世代エネルギー関連施設及び教育・学習支援施設などの新設または増設する者に対し、必要な措置を講ずることにより、産業の振興と雇用機会の拡大を図る必要があることから、条例を制定するものでございます。

議案第13号は、南種子町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定についてございまして、地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案第14号及び議案第15号は、水道法等による水道整備、管理行政の権限が、厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管することに伴い、関係条例について所要の改正を行うものでございます。

今期定例会に提案をしております案件は、以上22件でございますが、このほか追加議案といたしまして、予算案件1件を予定しております。

各議案の詳細につきましては、議案審議の折に担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議方お願いを申し上げます。

以上、施策の基本方針と各会計補正予算など、各議案について御説明を申し上げましたが、依然として厳しい財政環境を踏まえ、行財政改革をさらに推進し、行財政基盤の強化に努めながら、町民福祉の向上と町政振興を図り、希望の持てる活力あるまちづくりに取り組んでまいりたい決意であります。

議員各位をはじめ、町民の皆様の御理解、御協力をお願い申し上げまして、施政方針といたします。

○議長（塩釜俊朗君） これで令和6年度施政方針並びに提案理由の説明を終わります。

ここで11時20分まで休憩します。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時19分

○議長（塩釜俊朗君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6 議案第21号 令和6年度南種子町一般会計予算

日程第7 議案第22号 令和6年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計予算

日程第8 議案第23号 令和6年度南種子町介護保険特別会計予算

日程第9 議案第24号 令和6年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計予算

日程第10 議案第25号 令和6年度南種子町水道事業会計予算

○議長（塩釜俊朗君） 日程第6、議案第21号令和6年度南種子町一般会計予算から日程第10、議案第25号令和6年度南種子町水道事業会計予算までを一括して議題とします。

議案第21号から議案第25号までの令和6年度予算案5件について、順次説明を求め、総括質疑を行います。

以上の議案については、後もって各常任委員会に付託して審議することになっております。

初めに、議案第21号令和6年度南種子町一般会計予算について説明を求めます。
総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） 議案第21号令和6年度南種子町一般会計予算について御説明申し上げます。

令和6年度一般会計予算については、先ほど、町長から施政方針及び提案理由の中で概略御説明申し上げましたので、私からは、本日配付しております令和6年度当初予算資料、A4サイズの3枚つづりに沿って、増減の大きいものを中心に概要の説明を行います。例年、前年度との予算比較のため、「前年度比何%」と説明してきております。皆様の資料もそのように作成しておりますが、令和5年度当初予算は骨格予算として編成していた関係で、比較対象としては厳しいかと思っておりますが、当初予算比較ということで、御容赦願いたいと思っております。

それでは、1ページをお開きください。

一般会計の予算額については69億5,000万円で、前年度比29.2%、15億7,000万円の増となっております。

令和5年度の当初予算は、骨格予算として編成していた関係で大幅な増となって

おります。

まず、町税については、令和5年度実績見込みと町内経済状況を勘案し、前年度比0.6%増の8億1,328万2,000円となっております。

次に、地方譲与税から地方特例交付金については、令和5年度実績見込みと地方財政計画などを勘案し、合計で前年度比8.2%増の2億1,846万8,000円となっております。

次に、地方交付税については、国の令和6年度地方財政対策は1.7%の増としており、その他の算定方法改正などの諸要因を勘案し、前年度比3.3%増の24億8,000万円を計上しております。

次に、国庫支出金・県支出金については、国・県の予算措置状況に十分留意し、補助事業の歳出に見合う額を計上したところでございます。

国庫支出金は、前年度比63.3%増の9億1,810万7,000円となっており、デジタル田園都市国家構想交付金、特定防衛施設再編交付金などの影響によるものです。

県支出金は、前年度比22.2%増の5億3,117万9,000円となっており、県地域振興事業補助金、野木田遺跡発掘調査に伴う経営体育成基盤整備事業委託金などの影響によるものです。

次に、財産収入については、前年度比26.2%増の5,144万8,000円となっており、移住定住促進住宅貸付収入などの影響によるものでございます。

次に、寄附金については、これまでの実績を考慮し、1億円を見込んだところでございます。

次に、繰入金については、減債基金、財政調整基金、再編交付金事業基金など各目的基金などから、合計で前年度比153.6%増の8億7,336万5,000円を繰り入れることとしております。

繰入額・充当状況は5ページに掲載しておりますので、お目通しをお願いいたします。

次に、諸収入については、前年度比70.2%増の1億1,909万3,000円となっており、スポーツ振興くじ助成金などの影響によるものです。

次に、町債については、交付税措置のある過疎対策事業債や辺地対策事業債、令和7年度までとされている緊急自然災害防止対策事業債などを活用することとし、前年度比198.6%増の7億1,880万円となっております。

起債事業の内訳については、4ページに記載しておりますので、お目通しを願いたいと思います。

以上が、歳入でございます。

次に、歳出を説明いたしますので、2ページをお開きください。

歳出については、目的別と性質別で示しております。目的別比較表から御説明いたします。

まず、総務費については、前年度比26.2%増の10億6,803万7,000円となっており、移住定住促進住宅リース料、種子島宇宙学校プロジェクト拠点施設整備事業などの影響によるものでございます。

次に、農林水産業費については、前年度比49.4%増の7億7,068万円となっており、肥料・飼料価格高騰対策事業、堆肥センター車両購入、大川漁港しゅんせつ工事などの影響によるものでございます。

次に、商工費については、前年度比65.5%増の1億6,403万2,000円となっており、種子島宇宙芸術祭開催業務委託などの影響によるものでございます。

次に、土木費については、前年度比69.8%増の6億4,241万2,000円となっており、道路維持車両購入、道路建設単独事業、道路・橋梁改良事業、公営住宅建設事業などの影響によるものでございます。

次に、消防費については、前年度比17.4%増の2億4,547万8,000円となっており、消防ポンプ車購入などの影響によるものです。

次に、教育費については、前年度比140.7%増の12億7万7,000円となっており、小学校屋内運動場LED化事業、公民館屋内運動場整備事業、自然の家整備事業、野木田発掘調査作業委託、農業者トレーニングセンター整備事業などの影響によるものでございます。

次に、3ページの性質別比較表をお願いいたします。

まず、義務的経費については、前年度比1.6%減の24億9,742万8,000円となっており、障害者自立支援給付費など扶助費の影響によるものです。

次に、投資的経費については、前年度比415%増の15億1,302万8,000円となっており、令和5年度の当初予算は骨格予算として編成していた関係から、道路建設単独事業や各施設の整備事業などの影響によるものでございます。

次に、その他の経費については、前年度比15.5%増の29億1,954万4,000円となっております。

まず、物件費については、前年度比15.1%増の9億8,870万4,000円となっており、種子島宇宙芸術祭開催業務委託、野木田発掘調査委託などの影響によるものです。

次に、維持補修費については、前年度比11.5%増の7,190万5,000円となっており、庁舎・議事堂照明LED化事業、河内温泉センター設備修繕などの影響によるものです。

次に、補助費については、前年度比10%増の13億4,496万7,000円となっており、公立種子島病院組合負担金、省エネ家電製品購入促進事業、肥料・飼料価格高騰対

策事業などの影響によるものです。

次に、繰出金については、前年度比29.4%増の3億6,640万円となっており、これまでの補助費としていた後期高齢者医療広域連合への保険給付・療養給付費負担金を繰出金に変更した影響によるものでございます。

次に、積立金については、前年度比65.3%増の1億2,674万4,000円となっており、再編交付金事業基金への積立てなどの影響によるものでございます。

以上で、性質別の説明を終わります。

次に、債務負担行為等について説明いたしますので、予算書をお開きいただきたいと思ひます。表紙から5枚目の裏面をお開きください。

第2表、債務負担行為であります。

標準積算システム機器保守業務委託ほか9件については、期間及び限度額をそれぞれ定めるものでございます。

次に、第3表、地方債について、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法について定めるものでございます。

次に、最初のページにお戻りしますので、予算書表紙を開けていただきたいと思ひます。条文をお願いいたします。

第4条、一時借入金については、その額を10億円に定めるものです。

次に、第5条、歳出予算の流用については、法令等で定めるもの以外で予算で定めるものについて、各項に計上した人件費の予算額に過不足を生じた場合における同一款内での各項の間の流用ができることを定めるものでございます。

以上、簡単に説明を申し上げましたが、具体的な内容につきましては、後ほど設置されます予算委員会の中でそれぞれ担当課より資料に基づき御説明申し上げますので、御審議方よろしくお願ひいたします。

これで、令和6年度一般会計予算の説明を終わります。

○議長（塩釜俊朗君） これから質疑を行います。質疑は基本的事項についてお願ひをいたします。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 質疑を終わります。

次に、議案第22号令和6年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計予算について説明を求めます。くらし保健課長、木田美幸君。

○くらし保健課長（木田美幸君） 議案第22号令和6年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計予算の概要について御説明を申し上げます。

本町における国民健康保険税の状況につきましては、現在、確定申告の期間中ではございますが、米・さとうきびについては順調な生育となり、平年並みの生産が

見込まれている状況であります。甘しょについては、基腐病の発生が依然として続いており、減収が見込まれるところでございます。

国民健康保険税の令和4年度の現年度分収納率は97.92%で、前年度比0.72%の増となっておりますが、引き続き、適正課税に努めるとともに収納対策の強化を図ってまいります。

次に、南種子町国民健康保険事業における医療費の動向についてであります。令和4年度が6億1,502万5,000円で、対前年度比7.56%、5,032万5,000円の減となっているところであります。

また、1人当たりの医療費は、令和4年度が40万7,302円で、対前年度比2.79%、1万1,685円の減となっております。前年度比と比べ、医療点数10万点以上の高額医療の件数が減少しているところでございます。

医療費については、保健事業の推進を図るため、特定健康診査及び特定保健指導を実施し、特定健診受診率60%を目標に事業を進めるとともに、被保険者の疾病の早期発見・早期治療につなげるため、人間ドックや各種健診の利用助成を行います。

また、医療費の適正化対策として、レセプト点検の実施や重複・頻回受診者に対して適正受診の指導を実施するなど、効果的な保健事業の推進により医療費の削減に努めてまいります。

令和6年度の歳入歳出予算の総額は7億9,800万円で、前年度比3,856万5,000円、4.61%の減となっております。

以上で、概要の説明を終わります。詳細につきましては、この後設置されます予算委員会において御説明をいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（塩釜俊朗君） これから質疑を行います。質疑は基本的事項についてお願いをいたします。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗君） 質疑を終わります。

次に、議案第23号令和6年度南種子町介護保険特別会計予算について説明を求めます。くらし保健課長、木田美幸君。

○くらし保健課長（木田美幸君） 議案第23号令和6年度南種子町介護保険特別会計予算の概要について御説明を申し上げます。

令和6年度は、「高齢者もその家族も住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり」を基本理念とし、第9期の介護保険事業計画のスタートの年となります。

事業計画に基づき、2040年を展望し、誰もがより長く元気に活躍できる社会の実現を目指し、介護サービス基盤の計画的な整備、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組、介護人材確保及び介護現場の生産性向上などを図るため、具体的

な取組を進めてまいります。

介護保険料につきましては、介護保険法施行令等の改正に伴い、第1号被保険者の保険料の多段階化が示され、介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、被保険者間での所得再分配機能を強化することで、低所得者の保険料上昇の抑制を図るため、標準段階が9段階から13段階へ見直しがされたところでございます。

この改正等を踏まえ、令和6年度から令和8年度までの第9期介護保険事業計画の介護給付費の見込量を考慮し、介護保険料基準額を月額6,000円、年額で7万2,000円としたところであります。

介護保険料の令和4年度の現年度分収納率は98.88%で、前年度比0.15%の減となっておりますが、引き続き、適正賦課に努めるとともに収納対策の強化を図ってまいります。

令和6年度の歳入歳出予算の総額は7億1,100万円で、前年度比1,200万円、1.66%の減となっております。

以上で、概要の説明を終わります。詳細につきましては、この後設置されます予算委員会において御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（塩釜俊朗君） これから質疑を行います。質疑は基本的事項についてお願いをします。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 質疑を終わります。

次に、議案第24号令和6年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計予算について説明を求めます。くらし保健課長、木田美幸君。

○くらし保健課長（木田美幸君） 議案第24号令和6年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計予算の概要について御説明を申し上げます。

高齢者の方が安心して医療が受けられるよう、高齢者医療制度を含む社会保障全般の安定・強化が求められており、国においては、今後とも持続可能な制度となるよう検討が進められているところでございます。

また、後期高齢者医療制度では、2年ごとに保険料率を見直すこととなっております。被保険者の医療費の動向等を踏まえ、令和6年度と令和7年度の保険料に適用される保険料率は、均等割額が5万9,900円、所得割率が11.72%としているところでございます。

保険料賦課限度額につきましては、医療給付費の増加が今後見込まれる中で、被保険者の納付意識の影響、中間所得層の負担のバランス等を考慮しまして、保険料賦課限度額を80万円として設定をしているところでございます。

令和6年度の歳入歳出予算の総額は1億370万円で、前年度比878万5,000円、

9.26%の増となっております。

以上で、概要の説明を終わります。詳細につきましては、この後に設置されます予算委員会の中で御説明いたしますので、よろしくお願いたします。

○議長（塩釜俊朗君） これから質疑を行います。質疑は基本的事項についてお願をいたします。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 質疑を終わります。

次に、議案第25号令和6年度南種子町水道事業会計予算について説明を求めます。水道課長、河野和昭君。

○水道課長（河野和昭君） 議案第25号令和6年度南種子町水道事業会計予算の概要について御説明申し上げます。

予算書1ページをお開きください。

第2条は、業務の予定量を定めるものでございます。これまでの実績に基づき、給水戸数を3,380戸、年間の総給水量を65万7,592立米、1日平均給水量を1,802立米と予定をし、主要な建設改良事業として、3件で総額1億3,800万1,000円を予定しております。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額になります。収入の事業収益を2億4,919万5,000円、支出の事業費を2億6,636万1,000円としております。

2ページをお開きください。

第4条は、資本的収入及び支出です。収入合計を1億3,359万7,000円、支出合計を2億2,200万7,000円と予定しております。本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出に対し不足する額8,841万円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額844万4,000円、過年度分損益勘定留保資金891万1,000円並びに当年度損益勘定留保資金7,105万5,000円で補填をする予定としております。

第5条は、債務負担行為について、事項、期間及び限度額を定めるものでございます。

第6条、企業債については、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法について定めるものでございます。

次に、3ページになります。

第7条は、一時借入金の借入最高限度額を1億円と定めるものでございます。

第8条、予定支出の各項の経費の金額の流用については、予備費を除く収益的支出と資本的支出における各項間に限るものといたします。

第9条は、議会の議決を経なければ流用できない経費を定めるもので、職員給与費3,981万4,000円といたします。

第10条、一般会計からの補助金については、総額で6,000万円としております。

第11条は、たな卸資産の購入限度額を400万と定めるものでございます。

次に、第3条及び第4条の予定額について、主なものを御説明いたします。

予算書の17ページ、予算の基礎資料をお開きください。

まず、収益的収入になります。款の1水道事業収益、項の1営業収益が1億5,042万5,000円で、主なものは、目の1給水収益1億5,000万円が水道料金でございます。

次に、項の2営業外収益が9,877万円で、主なものとして、目の3長期前受金戻入4,945万4,000円、固定資産取得時の補助金及び負担金分を収益化するものとなっております。目の4資本的繰入収益4,159万2,000円、水道事業債の元金分で、地方公営企業繰出基準による一般会計からの繰入金となっております。

次に、18ページをお開きください。

収益的支出となります。

款の2水道事業費用、項の1営業費用が2億4,482万6,000円になります。

内容につきましては、目の1原水及び浄水費が3,051万8,000円で、取水や浄水場に関する経費でございます。

19ページをお願いいたします。

目の2配水及び給水費が2,771万1,000円で、配水施設や給水関連の経費でございます。

20ページをお開きください。

目の4総係費について、22ページにかけて計上しておりますが、予定額6,600万6,000円は、職員の人件費と水道料金の徴収や収納事務の委託料、施設維持管理に関する業務依頼による公社への補助金などの経費となっております。

22ページをお開きください。

その他、目の5減価償却費、予定額1億1,639万1,000円、土地を除く固定資産の償却費が主なものとなっております。

次に、項の2営業外費用、予定額1,850万5,000円になります。主なものは、目の1支払利息及び企業債取扱諸費、予定額1,230万1,000円で企業債利息の償還金となります。

次に、23ページをお願いいたします。

資本的収入になります。款の3資本的収入。主なものといたしまして、項の1企業債7,330万円、項の2国庫補助金4,500万円、項の7他会計出資金1,120万円となっております。

24ページをお開きください。

資本的支出になります。

款の4 資本的支出、項の1 建設改良費 1 億4,230万1,000円で、主なものは、目の1 施設改良費 1 億4,200万1,000円で、施設改良に伴う委託料、工事請負費が主なものとなっております。

次に、項の2 企業債償還金7,870万6,000円は、建設改良企業債の償還金となっております。

以上、概要について御説明申し上げましたが、詳細につきましては、予算委員会の折、御説明を申し上げますので、よろしくお願いたします。

○議長（塩釜俊朗君） これから質疑を行います。質疑は基本的事項についてお願をいたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗君） 質疑を終わります。

以上で、予算議案の説明と総括質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております予算議案の審議については、お手元の配付の令和6年度一般会計・特別会計・事業会計、予算委員会分割付託表のとおり、これを付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗君） 異議なしと認めます。したがって、議案第21号から議案第25号までの予算案5件については、それぞれの委員会に付託し、審議することに決定しました。

各委員会は、別紙、日程表に従って審議されるようお願いをいたします。

ここで暫時休憩します。再開を午後1時といたします。

—————・—————
休憩 午前11時49分

再開 午後 0時58分
—————・—————

○議長（塩釜俊朗君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第11 議案第4号 保育園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（塩釜俊朗君） 日程第11、議案第4号保育園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。あおぞら保育園園長、才川いずみさん。

○保育園長（才川いずみさん） 議案第4号について御説明いたします。

議案第4号は、保育園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

今回の改正は、入所の要件において、入園の制限に係る規定を改めるものです。

障害を理由とする差別的な文言が表記されていたものを削除し、それに対応する入園制限の文言に整理して改めるものでございます。

それでは、新旧対照表を御覧いただきたいと思っております。

第4条の入所の要件について、第3号の「精神病又は悪癖を有する者」を「その他入園させることが適当でないと思われた者」に改めるものでございます。

次に、改正条例本文を御覧ください。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行することとしております。

以上で、説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（塩釜俊朗君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。4番、福島照男君。

○4番（福島照男君） これまでは旧の改正前の条文の表現で来たわけですが、改正することは非常にいいことだなと思っております。この改正になった背景ですね、なぜ現状のこのままではいけないと、新たに改正、この表現に変えたのかの経緯を教えてくださいなと思いますので、お願いします。

○議長（塩釜俊朗君） あおぞら保育園園長、才川いずみさん。

○保育園長（才川いずみさん） 条例改正に至る経緯でございますが、鹿児島県より「精神障害を理由とする制限条項について」の照会があり、確認をいたしましたところ、本条例に不適切な文言が表記されておりましたことから、その文言を削除し、それに対応する規定に改め、障害を理由とする差別の解消を図るものとしております。

○議長（塩釜俊朗君） ほかに質疑ありませんか。8番、上園和信君。

○8番（上園和信君） この第4号に異議を唱えるものではありません。精神病、悪癖、これは確かに不適切用語に当たると思っています。早く修正すべきだったと思っております。

そこで、この議案を議会に提出するまでの過程についてお尋ねをいたします。質疑が3回までとなっておりますので、そこは厳守をいたします。

法規審議会委員長である副町長にお尋ねいたします。

今定例会に条例の一部改正、議案第4号から15号まで12件の議案が提案されているわけでありましたが、全ての議案に共通することですが、議案として議会に提出するに当たり、南種子町法規審議会による審議は行ってきたか。審議会は開催してきたかということですね。副町長にお尋ねをいたします。

○議長（塩釜俊朗君） 副町長、小脇隆則君。

○副町長（小脇隆則君） お答えをいたします。

法規審議会については、これまでもお答えをしておりますけれども、新規条例の制定に関しては実施をしてございます。今条例については、議案第12号の企業立地促進条例制定については開催をしたところでございます。それ以外については、開催をしてございません。

○議長（塩釜俊朗君） 8番、上園和信君。

○8番（上園和信君） この審議会の規程を見ると、第2条、審議会は次の各号に掲げる事項で重要なものを審議する。（1）条例、規則その他の規程の制定又は改廃に関する事、（2）法規の解釈に関する事と、こうなっていますが、これはやっぱり審議会で審議をする必要があったんじゃないのかなということと。

あとですね、この条文を見ると、保育園の設置及び管理に関する条例第4条、「法第24条の規定に」という条文があります。法第24条というのは何という法律なのか。そこら辺の意見が出なかったのか、この2点についてお尋ねいたします。

○議長（塩釜俊朗君） 副町長、小脇隆則君。

○副町長（小脇隆則君） この法規審議会については、ただいまも答弁をいたしましたとおり、新規制定とかなの場合に開催をしてございます。

なお、この改廃につきましては、改正条文が多岐にわたる場合であるとか、複雑・煩雑化する場合については開催もいたしますけれども、通常はこの条例の一部改正、そして規則等については開催していないところでございます。

○議長（塩釜俊朗君） 8番、上園和信君。

○8番（上園和信君） 最後の質疑ですが、この法第24条というのは、保育園の設置及び管理に関する条例第1号で児童福祉法となっておりますよね。だから、この法第24条というのは、児童福祉法第24条だと、私はこのように解釈をいたしますが、この法第24条の前に「同」という文言が挿入されるのが本来の姿じゃないかと思えます。ここもまた見直しをする必要はないかということで、副町長の見解を求めます。

○議長（塩釜俊朗君） 副町長、小脇隆則君。（「ちょっと休憩をお願いします」と呼ぶ者あり）

暫時休憩します。

休憩 午後 1時06分

再開 午後 1時10分

○議長（塩釜俊朗君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

副町長、小脇隆則君。

○副町長（小脇隆則君） 法第24条については、条例の第1条に、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）という定義がございます。

したがって、第4条の「法」については、同法の「同」はここに入れなくてよいということになりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（塩釜俊朗君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 討論なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 異議なしと認めます。したがって、議案第4号保育園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第5号 南種子町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（塩釜俊朗君） 日程第12、議案第5号南種子町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。福祉事務所長、鮫島幸紀君。

○福祉事務所長（鮫島幸紀君） 議案第5号について、御説明いたします。

議案第5号は、南種子町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定についてでありまして、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回の改正は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律が、令和6年4月1日に施行されることに伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表を御覧いただきたいと思います。

第2条第2項第6号は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の改正に伴いまして、これまで保護命令としての接近禁止命令と退去命令が法の第10条第1項に規定されていたものが、接近禁止命令が第10条第1項に、退去命令

が第10条の2に分けて規定されることになることから、引用条項に「第10条の2」を加えるものでございます。

次に、改正条例の本文のほうを御覧いただきたいと思います。

附則において、この条例は、令和6年4月1日から施行するものとするものです。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（塩釜俊朗君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 討論なしと認めます。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありますか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 異議なしと認めます。したがって、議案第5号南種子町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第6号 南種子町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例制定について

○議長（塩釜俊朗君） 日程第13、議案第6号南種子町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。福祉事務所長、鮫島幸紀君。

○福祉事務所長（鮫島幸紀君） 議案第6号について、御説明いたします。

議案第6号は、南種子町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例制定についてでありまして、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回の改正は、鹿児島県の重度心身障害者医療費助成制度の制度変更に伴いまして、支給方式を償還払いから自動償還払い方式に変更するなどの所要の改正を行うものです。

それでは、新旧対照表を御覧いただきたいと思います。

第2条第1項については、第4号を追加しまして、支給対象者に精神保健福祉手帳1級所持者を新たに加えるものです。

第2条第2項については、住所地特例での支給対象者となる者の入所施設等につ

いて、整理をするものでございます。

次のページを御覧いただきたいと思います。

第3条第1項については、新たに支給対象となった精神保健福祉手帳1級所持者への助成については、通院分のみを対象とするという規定になります。

次に、第4条から第9条について1条ずつ繰り下げまして、新たに第4条を加えまして、支給対象者及び扶養義務者の所得額により、支給制限を設けることとするものです。

次のページになりまして、第6条については、重度心身障害者医療費助成金受給資格者証について、「(以下、「受給資格者証」という。)」旨を追加するものです。

第7条については、新たに第4項を追加し、受給資格者が医療機関等の窓口において、受給資格者証を提示することにより、その保険給付の情報が鹿児島県国民健康保険団体連合会を通して町長に通知されることにより、助成金の申請があったものとみなし、自動償還払い方式による助成金の支給を可能とするものです。

それでは、本文に戻っていただきまして、附則のほうを御覧いただきたいと思います。

附則第1項は、この条例の施行日を令和6年7月1日とするものです。

第2項は、経過措置として、改正後の規定は、施行日以降の診療に係る医療費について適用し、同日前の診療に係る医療費については、なお従前の例によるとするものです。

第3項は、対象者のシステム登録などの諸手続について、この条例の施行日以前においても行うことができるとするものです。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いたします。

○議長(塩釜俊朗君) これから質疑を行います。質疑はありますか。4番、福島照男君。

○4番(福島照男君) 2点お伺いをいたします。

1点は、この変更に伴う重度心身障害者への説明をどういうふうにしていくのか、制度変更に伴う説明・周知徹底をぜひお願いしたいので、その旨の確認です。

それと、もう一点目、従来は医療費の窓口申請をしているわけですが、それについては、今後なくなって自動的に還元されるよという理解でよろしいのか、その2点、お願いたします。

○議長(塩釜俊朗君) 福祉事務所長、鮫島幸紀君。

○福祉事務所長(鮫島幸紀君) 対象者への広報等についてですが、県のほうでも行っていくということになっておりますが、町のほうでも、広報紙等によって広報はし

ていきたいと考えております。

今後の、この助成金の支払いの方法ですが、今までは、役場窓口のほうで領収書等をもって申請をしての支払いということになっておりましたが、受給資格者証を医療機関の窓口へ提出していただいた分については、もう手続等は必要なく、自動で償還払いで支払うという形になります。

以上です。

- 議長（塩釜俊朗君） 4番、福島照男君。
- 4番（福島照男君） 啓発・普及については、対象者は役場のほうで、名簿登録を把握できていると思うので。広報紙は無論のことなんですが、対象者については個別に文書送付していただいて、周知徹底していただきたいと思いますが、よろしくお願いたします。
- 議長（塩釜俊朗君） 説明は要りませんか。
- 4番（福島照男君） お願いします。
- 議長（塩釜俊朗君） 福祉事務所長、鮫島幸紀君。
- 福祉事務所長（鮫島幸紀君） 対象者については、受給資格者証等を新たに送付することもあるかと思っておりますので、そのときに説明の文書等も一緒に入れて周知を図りたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。
- 議長（塩釜俊朗君） ほかに質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（塩釜俊朗君） 質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（塩釜俊朗君） 討論なしと認めます。
これから議案第6号を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（塩釜俊朗君） 異議なしと認めます。したがって、議案第6号南種子町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第7号 南種子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

- 議長（塩釜俊朗君） 日程第14、議案第7号南種子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。税務課長、西村一広君。

○税務課長（西村一広君） 議案第7号について、御説明申し上げます。

議案第7号は、南種子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回の改正は、課税限度額の引上げと軽減判定所得の見直しについて、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が令和6年1月26日に公布されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表で御説明いたしますので、新旧対照表を御覧ください。

第2条第3項は、国民健康保険税の内訳のうち、後期高齢者支援金等課税額の限度額を「22万円」から「24万円」に改めるものでございます。

第23条第1項は、国民健康保険税の減額について、後期高齢者支援金等課税額の限度額を「22万円」から「24万円」に改め、第2号で、軽減判定所得の基準額のうち5割軽減の場合を「29万円」から「29万5,000円」、次ページの第3号で、2割軽減の場合を「53万5,000円」から「54万5,000円」に改めるものでございます。

続いて、改正附則を御説明いたします。改正条文をお開きください。

第1条といたしまして、この条例は、令和6年4月1日から施行するものでございます。

第2条では、改正後の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税に適用し、令和5年度分までについては、従前の例によることを定めるものでございます。

以上、簡単ですが説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（塩釜俊朗君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 討論なしと認めます。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 異議なしと認めます。したがって、議案第7号南種子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第8号 南種子町介護保険条例の一部を改正する条例制定について

○議長（塩釜俊朗君） 日程第15、議案第8号南種子町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。くらし保健課長、木田美幸君。

○くらし保健課長（木田美幸君） 議案第8号について、御説明を申し上げます。

議案第8号は、南種子町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてでございます。地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

介護保険料は、介護保険法第117条第1項の規定により、3年を1期として定められている、介護保険事業計画に合わせて、3年ごとに見直すこととなっております。

また、介護保険法施行令等の改正に伴い、第1号保険料の多段階化が示され、標準段階が9段階から13段階へ見直しをされたところでございます。

この改正等を踏まえ、令和6年度から令和8年度までの第9期介護保険事業計画の介護給付費の見込量を考慮し、介護保険料基準額を月額6,000円とし、第8期の5,900円から100円の引上げを行うものでございます。

それでは、新旧対照表で御説明いたしますので、新旧対照表をお開きください。

第4条中「令和3年度から令和5年度」を、第9期の介護保険事業計画の計画期間である「令和6年度から令和8年度」に改めるものでございます。

第4条第1号は、第1段階の保険料を現行の「3万5,400円」から「3万2,800円」に改めるものでございます。

第2号から第9号までは、「5万3,100円」を「4万9,400円」に、「5万3,100円」を「4万9,700円」に、「6万3,800円」を「6万4,800円」に、「7万800円」を「7万2,000円」に、「8万5,000円」を「8万6,400円」に、「9万2,100円」を「9万3,600円」に、「10万6,200円」を「10万8,000円」に、「12万400円」を「12万2,400円」に改め、第10号から第13号までを追加をするものでございます。

次に、第4条第2項から第4項は、低所得者の保険料軽減の特例について、保険料の減額賦課の規定を追加するものであります。

次に、今回の改正条例の附則について、御説明をいたします。

3枚目をお開きください。

附則第1条は、施行期日について、この条例は令和6年4月1日から施行することとしております。

附則第2条は、経過措置について、改正後の南種子町介護保険条例第4条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるものとしております。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（塩釜俊朗君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗君） 討論なしと認めます。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗君） 異議なしと認めます。したがって、議案第8号南種子町介護保険条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第9号 南種子町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について

○議長（塩釜俊朗君） 日程第16、議案第9号南種子町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。くらし保健課長、木田美幸君。

○くらし保健課長（木田美幸君） 議案第9号について、御説明を申し上げます。

議案第9号は、南種子町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定についてでございます。地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めます。

今回の改正は、国が定める指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表により御説明いたしますので、新旧対照表1ページをお開きください。

第4条は、事業所ごとに1以上の員数の介護予防支援専門員を置かなければならないことについて、規定するものでございます。

第5条は、管理者については、常勤かつ主任介護支援専門員でなければならない

としており、ただし書として、主任介護支援専門員の確保が著しく困難であるなどやむを得ない理由がある場合には、介護支援専門員を管理者とすることができることについて、規定を追加するものでございます。

2ページをお開きください。

第6条は、指定介護予防支援の提供を開始する場合の、内容等の説明及び同意について、用語の整理等を行うものでございます。

3ページをお開きください。

第12条は、通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合の、利用料等の受領について、規定を追加するものでございます。

第13条及び第14条は、引用条項の整理を行うものでございます。

4ページをお開きください。

第23条は、重要事項について、書面掲示に加えて、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、原則としてウェブサイトにも掲載することとしております。

第30条及び第32条は、身体的拘束等の適正化について規定をしており、やむを得ず身体的拘束を行う場合は、その理由等について記録しなければならないこととしております。また、指定居宅サービス事業者等との連携によるモニタリングについて、規定を追加するものでございます。

次に、今回の改正条例の附則について、御説明いたします。

改正条例の4ページをお開きください。

附則第1条は、施行期日について、この条例は、令和6年4月1日から施行することとしております。

附則第2条は、重要事項の掲示について、1年の経過措置期間を設けることとしております。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（塩釜俊朗君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗君） 討論なしと認めます。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗君） 異議なしと認めます。したがって、議案第9号南種子町指定介

護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第10号 南種子町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

○議長（塩釜俊朗君） 日程第17、議案第10号南種子町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。くらし保健課長、木田美幸君。

○くらし保健課長（木田美幸君） 議案第10号について、御説明を申し上げます。

議案第10号は、南種子町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてございまして、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるところでございます。

今回の改正は、国が定める指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表により御説明いたしますので、新旧対照表の1ページをお開きください。

第6条は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所等について、用語の整理を行うものでございます。

第7条は、管理者が兼務できる事業所の範囲について、明確化するものでございます。

2ページをお開きください。

第9条は、電磁的方法について、用語の整理を行うものでございます。

第24条は、身体的拘束等の適正化について、規定をするものであります。

3ページをお開きください。

第34条は、重要事項について、書面掲示に加えて、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、原則としてウェブサイトにも掲載することとしております。

第42条は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合の記録の整備について、規定をするものでございます。

第43条は、引用条項の整理を行うものでございます。

4ページをお開きください。

第47条は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所等について、用語の整理を行うものでございます。

5 ページをお開きください。

第48条は、指定夜間対応型訪問介護事業所の管理者が兼務できる事業所の範囲について、明確化するものでございます。

第51条及び第58条は、身体的拘束等の適正化について規定をしており、やむを得ず身体的拘束等を行う場合は、その理由等を記録しなければならないとしております。

6 ページをお開きください。

第59条の4は、指定地域密着型通所介護事業者の管理者が兼務できる事業所の範囲について、明確化するものでございます。

第59条の9及び第59条の19は、身体的拘束等の適正化について規定をしております。

7 ページをお開きください。

第59条の20の3は、引用条項の整理を行うものでございます。

8 ページをお開きください。

第59条の24は、指定療養通所介護事業者の管理者が兼務できる事業所の範囲について、明確化するものでございます。

第59条の30は、身体的拘束等の適正化について、規定をしております。

9 ページをお開きください。

第59条の31は、引用条項等の整理を行うものでございます。

第59条の37は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合の記録の整備について、規定するものでございます。

10ページをお開きください。

第62条は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者の管理者が兼務できる事業所の範囲について、明確化するものでございます。

第65条は、引用条項等の整理を行うものでございます。

11ページをお開きください。

第66条は、共用型指定認知症対応型通所介護事業者の管理者が兼務できる事業所の範囲について、明確化するものでございます。

第70条は、身体的拘束等の適正化について、規定をするものでございます。

第71条は、引用条項の整理を行うものでございます。

12ページをお開きください。

第79条は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合の記録の整備について、規定をす

るものでございます。

第82条は、用語の整理を行うものでございます。

13ページをお開きください。

第83条は、指定小規模多機能型居宅介護事業者の管理者による他事業所の職務との兼務について、他事業所のサービス類型を限定しないこととしているものでございます。

14ページをお開きください。

第92条は、身体的拘束等の適正化について、規定をしております。

15ページをお開きください。

第106条の2、利用者の安全及び介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置について、規定を追加するものでございます。

第107条は、用語の整理を行うものでございます。

第111条は、指定認知症対応型共同生活介護事業者の管理者が兼務できる事業所の範囲について、明確化するものでございます。

16ページをお開きください。

第121条は、共同生活住居の管理者による管理の範囲について、整理を行うものでございます。

第125条は、協力医療機関との連携体制の構築について、規定を追加するものでございます。

17ページをお開きください。

第127条は、用語の整理を行うものでございます。

18ページをお開きください。

第128条は、引用条項の整理を行うものでございます。

第130条は、生産性の向上に先進的に取り組む特定施設に係る人員配置基準の特例的な柔軟化について、規定を追加するものでございます。

19ページをお開きください。

第131条は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者の管理者が兼務できる事業所の範囲について、明確化するものでございます。

20ページをお開きください。

第147条は、協力医療機関との連携体制の構築について、規定を追加するものでございます。

第148条は、用語の整理を行うものでございます。

21ページをお開きください。

第149条は、引用条項の整理を行うものでございます。

第151条及び第152条は、用語の整理等を行うものでございます。

22ページをお開きください。

第165条の2は、緊急時等における対応方法の定期的な見直しについて、規定を追加するものであります。

23ページをお開きください。

第166条は、指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者による管理の範囲について、整理を行うものでございます。

第167条は、用語の整理を行うものでございます。

第172条は、協力医療機関との連携体制の構築について、規定を追加するものであります。

24ページをお開きください。

第176条及び第177条は、用語及び引用条項の整理を行うものでございます。

25ページをお開きください。

第187条は、ユニットケアの質の向上のための体制の確保について、規定を追加するものであります。

26ページをお開きください。

第189条は、引用条項の整理を行うものでございます。

27ページをお開きください。

第191条は、用語の整理を行うものでございます。

第192条は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者による他事業所の職務との兼務について、他事業所のサービス類型を限定しないこととするものでございます。

第197条は、身体的拘束等の適正化について、規定をしております。

28ページをお開きください。

第201条から第203条は、用語及び引用条項の整理を行うものでございます。

次に、今回の改正条例の附則について、御説明をいたします。

改正条例の9ページをお開きください。

附則第1条は、施行期日について、この条例は、令和6年4月1日から施行することとしております。

附則第2条は、重要事項の掲示について、1年の経過措置期間を設けることとしております。

附則第3条は、身体的拘束等の適正化について、1年の経過措置期間を設けることとしております。

附則第4条は、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置について、3年の経過措置期間を設けることとしております。

附則第5条は、協力医療機関との連携について、3年の経過措置期間を設けることとしております。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いたします。

○議長（塩釜俊朗君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。8番、上園和信君。

○8番（上園和信君） この法律の解釈というのは非常に難しく、我々のような一般にはなかなか解釈ができない、専門家でないといふ解釈ができない状況です。

今回のこの議案については、「用語の整理」という説明であります。第42条第2項第2号中、「に規定する」を「の規定による」に改めるという改正のようですが、これはどこがどう違うんですかね。

「規定する」を「の規定による」に改めるその違いについて、ちょっとお尋ねをいたしますけど。

○議長（塩釜俊朗君） 暮らし保健課長、木田美幸君。（「2ページ」と呼ぶ者あり）

○暮らし保健課長（木田美幸君） この「に規定する」を「の規定による」という改め文章でありますけれども、これは国の法律に準じた形で用語の整理をしているということですので、そのように御理解を頂きたいと思っております。

○議長（塩釜俊朗君） 8番、上園和信君。

○8番（上園和信君） 法律の改正によって改めるというのは分かるんですけど、「に規定する」を「の規定に改める」。その、どう違うのかという質疑なんですよ。

○議長（塩釜俊朗君） 暮らし保健課長、木田美幸君。

○暮らし保健課長（木田美幸君） 新旧対照表の3ページのほうにありますけれども、真ん中ほどに42条の第2号、ここに、改正前と改正後ということで、「に規定する」を、改正後については「の規定による」というふうに表現を変えているので、ここは前後の内容を見てもらえれば理解できるのではないかと思いますけれども。

今回の改正については、国から示されている省令に準じて改正をするということですので、用語の改正についても、その省令の改正に基づいてするということで、同じような表現が使われておりますので、そのように理解を頂ければというふうに考えています。

○議長（塩釜俊朗君） ほかに質疑ありませんか。4番、福島照男君。

○4番（福島照男君） この条例改正に伴わなくても、現状でもいいんですが。協力医療機関との連携についてというところがあるんです。本町の場合、公立病院。先ほ

ど、町長のほうから行政報告にもあったように、なかなか医師の確保が難しく、医療が大変だという中において、現状と。

それから、条例では、文言を定めてぴっちりやっつけようという方向に向いているわけですが。現実として、各施設から、不満とか非常時の対応になかなか不安があるような声を聞かれていないのかどうか。

どうこうしてほしいという意味ではないんですが、現状の把握だけしたいので、説明できればお願いいたします。

○議長（塩釜俊朗君）　　くらし保健課長、木田美幸君。

○くらし保健課長（木田美幸君）　今回の改正につきましては、今回、議決を頂いてから、文書で各施設のほうにも情報提供はしていきたいというふうに考えておりますが。これまでも、もう既に国の報酬改定等を含めて、改正案が示されているので、現状においてもサービス事業者のほうとは随時、情報交換を行っているところです。

この医療機関との連携についてですけれども、ほかの項目についても、それぞれ経過措置期間が1年から3年設けられておりますので、具体的な内容については、これから国が示す内容を基に、どういう形での連携が可能なのかというところを、また施設のほうにも情報提供しながら、経過措置期間の中で対応していきたいというふうに考えております。

○議長（塩釜俊朗君）　　ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗君）　　質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗君）　　討論なしと認めます。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗君）　　異議なしと認めます。したがって、議案第10号南種子町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第11号 南種子町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

○議長（塩釜俊朗君） 日程第18、議案第11号南種子町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。くらし保健課長、木田美幸君。

○くらし保健課長（木田美幸君） 議案第11号について、御説明を申し上げます。

議案第11号は、南種子町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてでございます。地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回の改正は、国が定める指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表により御説明いたしますので、新旧対照表の1ページをお開きください。

第6条は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の管理者が兼務できる事業所の範囲について、明確化するものであります。

第9条は、引用条項等の整理を行うものでございます。

2ページをお開きください。

第10条は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の管理者が兼務できる事業所の範囲について、明確化するものでございます。

第11条は、電磁的方法について、用語の整理を行うものでございます。

3ページをお開きください。

第32条は、重要事項について、書面の掲示に加えて、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、原則としてウェブサイトにも掲載することとしております。

第40条は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合の記録の整備について、規定するものであります。

4ページをお開きください。

第42条は、身体的拘束等の適正化について、規定をしております。

第44条は、用語の整理を行うものでございます。

5ページをお開きください。

第45条は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の管理者による他事業所

の職務との兼務について、他事業所のサービス類型を限定しないこととするものでございます。

6 ページをお開きください。

第53条は、身体的拘束等の適正化について、規定しております。

第62条の2は、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置について、規定をするものであります。

7 ページをお開きください。

第64条は、用語の整理を行うものでございます。

第72条は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の管理者が兼務できる事業所の範囲について、明確化するものであります。

第83条は、協力医療機関との連携体制の構築について、規定を追加するものであります。

8 ページをお開きください。

第85条は、用語の整理を行うものでございます。

9 ページをお開きください。

第86条は、引用条項の整理を行うものでございます。

次に、今回の改正条例の附則について、御説明をいたします。

改正条例の4 ページをお開きください。

附則第1条は、施行期日について、この条例は、令和6年4月1日から施行することとしております。

附則第2条は、重要事項の掲示について、1年の経過措置期間を設けることとしております。

附則第3条は、身体的拘束等の適正化について、1年の経過措置期間を設けることとしております。

附則第4条は、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置について、3年の経過措置期間を設けることとしております。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いたします。

○議長（塩釜俊朗君） これから質疑を行います質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 討論なしと認めます。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（塩釜俊朗君） 異議なしと認めます。したがって、議案第11号南種子町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第12号 南種子町企業立地促進条例制定について

- 議長（塩釜俊朗君） 日程第19、議案第12号南種子町企業立地促進条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。企画課長、稲子秀典君。

- 企画課長（稲子秀典君） 議案第12号について、御説明いたします。

議案第12号は、南種子町企業立地促進条例制定について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

この条例は、本町における企業の立地を促進し、産業の振興と雇用機会の拡大を図るため、条例制定するものでございます。

それでは、条文をお開きいただきたいと思います。

第1条は、条例制定の目的でございます。

第2条は、用語の定義を定めるものでございます。

第3条は、工場の指定について定めるものでありまして、第1項で、工場等の設置については、町と立地協定を締結し、用地または工場等を取得もしくは借用した者で、当該協定書及び土地売買契約書または賃貸借契約書に定める義務が履行されている企業と規定をしております。

別表、一番最後のページにございますが、別表のいずれかに該当する工場等については、設置した工場等については取得額が2,000万円以上及び3年以内に操業開始するもので、新規地元雇用者が2人以上であるもの、増設した工場等については、取得額が2,000万円以上で、新規地元雇用者が1人以上であるもの、情報サービス業施設については、操業開始時において新規地元雇用者が2人以上であるものと規定をしております。

条文のほうに返っていただきたいと思います。第2項は、指定工場等の指定を受けようとする事業者は、規則で定める申請書を提出しなければならないと規定をしております。

第4条は、特別措置について定めるものでございまして、固定資産税の課税免除、

雇用促進奨励金、企業立地助成金について規定しております。

第5条は、課税免除の対象について定めるものでございます。

第6条は、固定資産税の課税免除の期間及び額について定めるものでございまして、3年間とし、当該固定資産税に相当する額とするものでございます。

第7条は、奨励金について定めるものでございまして、第1項は、1年以上引き続き雇用保険に加入する新規地元雇用者について、1人当たり1月2万円、36月以内1回限りとし、3年間の合計が1,000万円を限度とするものでございます。

第2項は、障害者の雇用については、1人当たり3万円と定めるものでございます。

第3項は、奨励金は雇用から1年経過後、指定事業者に係る町税等が完納されている場合に交付するものと定めるものでございます。

第8条は、助成金について定めるものでございまして、第1項第1号は、用地または工場等の取得経費の10分の3以内、3,000万円を限度と定めるものであります。

第2号は、借用した場合、年間の賃借料が10分の1以内、3年間で1,000万円を限度と定めるものでございます。

第3号は、情報サービス業施設の場合、年間賃借料の10分の5以内、3年間で500万円を限度と定めるものでございます。

第4号は、施設整備等に係る助成金の額は、施設整備費の2分の1で、1,000万円を限度と定めるものでございます。

第5号は、助成金については、重複して交付を受けることができないと定めるものでございます。

第2項は、町税等が完納される場合に交付するものであると定めるものでございます。

第9条は、変更の届出について定めるものでございます。

第10条は、指定の取消し等について定めるものでございます。

第11条は、事業報告について定めるものでございます。

第12条は、特別措置の承継について定めるものでございます。

第13条は、委任について定めるものでございます。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行するものとしてございます。

参考資料として、施行規則を配付してございますので、よろしく願いいたします。

以上で説明を終わります。御審議方よろしく願いいたします。

○議長（塩釜俊朗君） これから質疑を行います。質疑はありますか。8番、上園和信君。

○8番（上園和信君） これは、新たに条例を制定するものですよね。今までになかったってことですか。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） これまでなくて、新たにということで御質問がありました。以前も、ホテルの関係やいろいろな議員の皆様方からも御提案も頂きました。

そして、私どもも、このホテル・旅館業だけに限らず、いろいろな企業を立地していただく、誘致をするという意味においては、県内だけではございませんが、全国各地において、やっぱり、こういう条例を制定をして、そして、こういう優遇措置等があるところで、そして、誘致を積極的に行っているところがございましたので、私どもも、やっぱり、こういうことは強力に進めんといかんなどということで、今回、条例を制定したいということで、御提案をしたところでございます。

○議長（塩釜俊朗君） 8番、上園和信君。

○8番（上園和信君） 積極的に企業を誘致するというので、非常に有意義な条例制定だと思います。

そこで、お尋ねですけれども。もし、企業が立地があったときに、これは、用地は立地する企業が探すということになるのか。それとも、町有地がいっぱいありますよね。そこを提供して、工場を、事務所を建てていただくという方法を取るのか。そこについて、お尋ねいたします。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） これは、それぞれ希望する土地もありますから。民有地で希望されるところもありますでしょうし、また、町有地で活用できる場所があれば、それは御紹介もしながら、そこも見えていただく中で、交渉していくことになろうかというふうに思いますけれども。最初から、私どもがどこの土地にということ、今、規定をしてやっているわけではありません。

これは、島内でも西之表市さんのほうもこういう条例を持っているんだと思いますけれども。やっぱり、これまでもいろんなところから、私どもにも御提案を頂いたことがありますけれども、やっぱり、見ていただいて、ここの土地、ここの土地とかそういうところもあります。

そして、また、現在あるものを事業を継承してやる場合も、そういう考えを持たれている方もおりますけれども。なかなか、全て、ただ「来てください」ということでは進まないものですから。

そういう意味において、いろいろ町のほうも、こういうことについて、土地、そしてまたいろんな情報を一緒になって共有をする中で、これを進めたいということでもありますので。

現在、町有地どことどこという、そういう規定があるわけではございません。

○議長（塩釜俊朗君） 8番、上園和信君。

○8番（上園和信君） 最後の質疑になりますが。

以前、今の野球場跡に工業団地っちゅうのを指定しておりまして、その工業団地ちゅうのは、南種子町として、その後、指定はしていないか。

有尾工業団地ちゅうのが、今の野球場に指定をしていましたよね。野球場が、健康公園ができた関係から、その指定を取り消した経緯があるんですけど。その後、工業団地っちゅうのは、南種子町としては指定をしていない。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 今、御意見ありましたように、以前は有尾工業団地として、そこに立地していただいてという経緯がございます。しかし、今現在は、健康公園ということで、向こうはもう全然外れておりまして。そのほかに、そういう工業団地を指定をしてやっているというところは、ございません。

私どもとしては、いろんな情報を受けながら、そして、今後、そういう指定できるような、また、そういう個々の土地を推薦するようなところがあれば、それは今後また検討していくこともあろうかと思えますけれども、現在のところはそういう指定をしたところではございません。

○議長（塩釜俊朗君） ほかに質疑はありませんか。4番、福島照男君。

○4番（福島照男君） 3点お尋ねをいたします。

まず、1点は、この条例をつくるに当たって、近々どこか企業が出てくるようなめどがあるのかないか、お聞きしたいのが1点です。

それから、この助成金の金額の試算に当たって、私は勉強不足で、全く高いのか安いのか分からないわけですが、どういう試算根拠で、こういう金額を弾き出してきたのか、その金額の算出についての説明を頂きたいのが2点です。

それから、この企業誘致が来たときの、この助成金についての財源のめどについてですが、国か県の補助事業の該当に当たる場合は、そういう事業も提供できるかなと思うんですが、基本的には一般財源で考えられておるのか、いやいや、助成の補助事業で対応しますという方向性なのか。

そのお尋ねの3点ですので、よろしく申し上げます。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 現在、町内においても、個人で平屋の10棟を建てたいということで、建てられる方もおるようであります。

そして、また私が聞いている中では、これも全く私は話を伺っているわけではなくて、情報として聞いているだけでありますので。

関東の方からも、一部、これも民有地を購入をして、そこに30棟ほど造りたいとかという話は聞いたことがあります。ただ、正確には、その10棟の分は、もう今、進んでいるんだと思いますけれども。

そのほかに、町のために、町にも、町に協力をしたいという方で、試算までしてビジネスクラスのホテルを造りたいという方はございました。ただ、それは今のところ進展をしてございません。

先般、これはもう、ちょっと4月に向けて、今、話を伺っているところもあるんですけども。今後の自治体の在り方とか、それで、ホテルのことやら、いろんなことを含めて、町と協力できるところをやりたいという、そういうお話は、ちょっと伺っているところはございます。

ただ、これも正式にそのことを含めて、こちらの課題を解決をするという意味で、どの部分がどのように進んでいくかということは、まだはっきりしてございませんので、そういう話があるというところでもあります。

また、先般、こういう、この条例とはもう全く別個で、こういう方が最近来られるんですけども。町のほうも、既存のホテル・旅館の中でも、これからなかなか後継者もないというところもございまして。そういうところを含めて、「事業を引き継いでやってもいいがなあ」というようなお話も、先般、伺ったところもございました。

ですので、こういった中において、「じゃあ、そこを調査をしていただいて、お願いします」というのもあるんでしょうけれども。そういう中で、町としてもこういう仕組み、そしてまた、これまでも過疎法にのっとり固定資産税の減免であったり、いろいろなこういう措置はありますけれども。

今回、この条例を新たにつくりまして、どちらで措置できるかということでもありますけれども。やっぱり、こちらに立地をしていただける環境を整えて、誘致ができればなという思いでありますので、そこについては、今後もそういう方々と、本日、御決定いただければ、こういう情報も流しながら誘致をしていきたいというふうに考えているところです。

助成金のこの金額については、詳しくは、先ほどから出ていますけれども、この条例については、新しく条例制定をするということで、法制審議会の中で、条例それから規則についても十分検討をさせていただいておりますから。その中で、各地のそういう条例案も持ち寄って、どれぐらいのそういう措置が適切かということは、十分審議をした中で決定をした金額だというふうに伺っております。

財源については、別の法律の関係もありますけれども、現在、私どものところにも、当初においては基金も調整をしながらやっておりますが、これまでの財政の進

め方として、最終的な決算においては、この基金を全額繰戻しができる状態での財政運用をしてきております。

そして、やっぱり議会の中でも出ておりますけれども、今後、このふるさと納税のことであったり、いろいろ努力をせんといかんことがかなりありますけれども。国ないし、そういうところのもので、財源をこちらのほうで申請をして、取ってこれるものについては、それは努力をせんといかんと思っております。

そういう基金も含めて、今後、そこについて財源的なことは、しっかり、どの部分でどのように対応するかちゅうことを検討していく必要があるかというふうに思っております。

○議長（塩釜俊朗君） ほかに質疑ありませんか。9番、濱田一徳君。

○9番（濱田一徳君） 第10条ですけれども、第10条に、「町長は、指定工場等が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、第4条の特別措置を中止し、既に交付した奨励金又は助成金の全額若しくは一部を返還させることができる。」という規定になっておりますけれども。

ここの第1項になるんですかね、「事業開始後5年以内に事業を廃止又は休止したとき。」ということで定めておりますけれども。この事業を廃止または休止、これをどの時点で捉えるかが、非常に難しくなってくるんじゃないかなと思うんです。

これは、要綱か何かで、「こういう場合はもう事業を休止しているものとみなす」とかそういう規定がないと、もうあと半年ぐらい、4年半のときに事業を中止して、だけど、見かけはまだやっているように見せかけて、そして、5年が過ぎたときに「廃止します」となった場合、もう5年が過ぎているから、「返還してください」とは言えないわけです。

ここら辺の判断基準というのは、何か要綱か何かつくる予定があるのかどうか、そこを聞かせてください。

○議長（塩釜俊朗君） 企画課長、稲子秀典君。

○企画課長（稲子秀典君） 指定の取消しについては、5年以内に事業を廃止または休止というところをごさいます。詳しい内容等については、おっしゃるとおり、どういったケースでという部分の内容の制定も必要かと思っておりますので、そちらについては、今後また検討も必要になってきますけれども。

事業者ですので、その町税とか固定資産税の支払いの部分が滞っていたりとか、そういったところも判断材料にはなろうかと思っておりますので。また、そういったところを精査して、また定めていきたいと思っております。

○議長（塩釜俊朗君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 討論なしと認めます。

これから議案第12号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 異議なしと認めます。したがって、議案第12号南種子町企業立地促進条例制定については、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をします。再開を2時25分とします。

—————・—————
休憩 午後 2時15分

再開 午後 2時23分
—————・—————

○議長（塩釜俊朗君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第20 議案第13号 南種子町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（塩釜俊朗君） 日程第20、議案第13号南種子町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。水道課長、河野和昭君。

○水道課長（河野和昭君） 議案第13号について御説明いたします。

議案第13号は、南種子町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回の改正については、地方自治法の一部を改正する法律が令和6年4月1日から施行され、改正による条例で引用する地方自治法の条項を改正するものです。

それでは、新旧対照表により御説明いたしますので、3枚目の新旧対照表をお開きください。

第5条中「地方自治法第243条の2第8項」を「地方自治法第243条の2の8第8項」に改めるものです。

2枚目に戻りまして、附則として、この条例は令和6年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（塩釜俊朗君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。8番、上園和信君。

○8番（上園和信君） 1ページです。南種子町水道事業の設置等に関する条例、第5条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。このようになっていますけど、この2のこれはどういう意味ですか。

○議長（塩釜俊朗君） 水道課長、河野和昭君。

○水道課長（河野和昭君） 今回、令和6年4月1日に施行される改正される地方自治法のほうの条項文が変わったということで、条例のほうで引用している条文の要綱について改正するものです。

以上です。

○議長（塩釜俊朗君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 討論なしと認めます。

これから議案第13号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 異議なしと認めます。したがって、議案第13号南種子町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第14号 南種子町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について

○議長（塩釜俊朗君） 日程第21、議案第14号南種子町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。水道課長、河野和昭君。

○水道課長（河野和昭君） 議案第14号について御説明いたします。

議案第14号は、南種子町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回の改正については、生活衛生等関係行政の機能強化を図るため、水道法等による権限を厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管する法律の整備に伴

い、改正による条例で引用する同法の条文を整備・改正するものです。

それでは、新旧対照表により御説明いたしますので、3枚目の新旧対照表をお開きください。

第4条及び第36条並びに第39条中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改めるものです。

2枚目に戻っていただきまして、附則として、この条例は令和6年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いたします。

○議長（塩釜俊朗君） これから質疑を行います。質疑はありますか。6番、柳田博君。

○6番（柳田 博君） 水道課長にちょっとお尋ねをしますけども、この36条の中で厚生労働省から国交省に変わったという経緯、水というのは非常に生活の中で一番必要なライフラインであると思うんですよね。厚生労働省が認可するものだと私は思っていたんですけど、国交省に移管したという内容をちょっと分かっていますか、教えてください。

○議長（塩釜俊朗君） 水道課長、河野和昭君。

○水道課長（河野和昭君） お答えをいたします。

もともと水道については、健康と密接なものということで、厚生労働省のほうで管轄をしておりました。水道法ができた段階から厚生労働省のほうで管轄をしていたんですけども、上水道は厚生労働省、下水道に関しては国土交通省になっているんです。

今回、国土交通省のほうで組織の再編、そういったものをする中で、社会基盤の整備といった形で国土交通省のほうで一体化して管理をするということで、今回、令和6年4月1日において権限を移譲するという形で法律のほうで改正されたものです。

以上です。

○議長（塩釜俊朗君） ほかに質疑ありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 討論なしと認めます。

これから議案第14号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありますか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（塩釜俊朗君） 異議なしと認めます。したがって、議案第14号南種子町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第15号 南種子町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例制定について

- 議長（塩釜俊朗君） 日程第22、議案第15号南種子町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。水道課長、河野和昭君。

- 水道課長（河野和昭君） それでは、議案第15号について御説明いたします。

議案第15号は、南種子町水道事業布設工事監督者の配置基準並びに給水条例の一部を改正する条例制定について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

この改正については、議案第14号の改正理由と同じでございます。水道法改正に伴う関係条例の条文を整備・改正するものです。

それでは、新旧対照表により御説明いたしますので、3枚目の新旧対照表をお開きください。

第4条中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改めるものです。

2枚目に戻りまして、附則として、この条例は令和6年4月1日から施行するものとしております。

以上で説明を終わります。御審議方よろしく願いたします。

- 議長（塩釜俊朗君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（塩釜俊朗君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（塩釜俊朗君） 討論なしと認めます。

これから議案第15号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（塩釜俊朗君） 異議なしと認めます。したがって、議案第15号南種子町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する

る条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

日程第23 議案第16号 令和5年度南種子町一般会計補正予算（第10号）

○議長（塩釜俊朗君） 日程第23、議案第16号令和5年度南種子町一般会計補正予算（第10号）を議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） 議案第16号令和5年度南種子町一般会計補正予算（第10号）について御説明申し上げます。

それでは、予算書に基づいて説明をいたしますので、表紙をお開きください。

今回の補正は、各事業費の確定、執行残及び実績見込みによる今後の所要額を補正するもので、予算の総額に歳入歳出それぞれ3,448万9,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ70億2,953万3,000円とするものでございます。

第1表の歳入歳出予算補正については、省略させていただきます。

4枚目をお開きください。

第2表の繰越明許費については、追加21件、変更2件となります。

まず、総務費、個人情報管理規程整備支援業務委託については、国の個人情報保護委員会の見解把握や個人情報取扱実態調査等に不測の日数を要し、年度内完了が見込めないため110万円を繰り越すものです。

次に、社会保障・税番号制度システム整備事業については、国による仕様書作成が遅れていることなどから、年度内完了が見込まれないため1,659万9,000円を繰り越すものです。

次に、衛生費、一般廃棄物処理施設改修事業については、令和5年度過疎対策事業債の最終協議追加申請による前倒しに伴うもので、年度内完成が見込まれないため5,008万1,000円を繰り越すものです。

次に、地球温暖化対策実行計画改訂版策定事業については、施設や組織改編に伴う温室ガス排出量の見直しに不測の日数を要し、年度内の完成が見込まれないため484万円を繰り越すものです。

次に、農林水産業費、有機農業産地づくり推進緊急対策事業、グリーンな栽培体系への転換サポート事業については、国の令和5年度補正予算に伴うもので、交付決定等の遅れにより年度内執行が見込まれないため、合計で1,424万7,000円を繰り越すものです。

次に、砂坂漁港しゅんせつ事業と次のページ、土木費、田尻港しゅんせつ事業については、季節風の影響による海上荒天のため、作業船の回航が困難なことから、年度内完成が見込まれないため、合計で6,200万円を繰り越すものです。

ページをお戻りください。

土木費、恵美之江線道路改良事業から次のページ、本町共栄線災害防除事業については、工事区間における他工事との調整や周辺耕作者との協議・調整に不測の日数を要したことなどから、年度内完成が見込まれないため、合計で1億5,159万円を繰り越すものです。

次に、教育費、荃南小校舎建設測量・基本設計事業については、敷地調査や地質調査などのプラン作成や協議に不測の日数を要したことなどから、年度内完成が見込まれないため923万2,000円を繰り越すものです。

次に、荃南小校舎建設実施設計事業から自然の家宿泊棟内壁等改修事業については、令和5年度過疎対策事業債の最終協議追加申請による前倒しによるもので、年度内完成が見込まれないため、合計で6,990万9,000円を繰り越すものです。

次に、災害復旧費、現年発生補助災害復旧事業については、復旧工法の選定に不測の日数を要したことなどから、年度内完成が見込まれないため1,037万4,000円を繰り越すものです。

次に、変更2件については、入札執行等に伴い、それぞれ限度額を変更するものです。

次のページ、第3表の債務負担行為補正については、追加1件で、一般廃棄物処理施設等運転管理業務委託について、期間を令和6年度から令和8年度までの3年間とし、限度額を2億4,475万円とするものです。

次に、同ページ、第4表の地方債補正については、変更4件で、今回の補正に計上の各事業について財源調整を行い、それぞれ限度額を変更するものです。

起債の方法・利率・償還の方法については、お目通しをお願いいたします。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明をいたします。

歳出から主なものについて説明をいたしますが、人件費については省略させていただきます。

それでは、12ページをお開きください。

12ページから16ページ、総務管理費については、あば！Payプレミアムポイント補助金の減額が主なもので、1,912万1,000円を減額するものです。

次に、18ページから20ページ、社会福祉費については、障害者自立支援給付費など扶助費の減額が主なもので、2,018万9,000円を減額するものです。

次に、21ページから22ページ、児童福祉費については、子どものための教育・保育給付費の増額、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の減額が主なもので、782万1,000円を減額するものです。

次に、同ページ、生活保護費については、扶助費の減額が主なもので、1,243万

1,000円を減額するものです。

次に、同ページから24ページ、保健衛生費については、新型コロナウイルスワクチン接種委託の減額が主なもので、1,629万4,000円を減額するものです。

次に、同ページから25ページ、清掃費については、一般廃棄物処理施設補修工事の追加が主なもので、4,949万1,000円を増額するものです。

次に、同ページから28ページ、農業費については、有機農業産地づくり推進緊急対策事業、グリーンな栽培体系への転換サポート事業の追加、農業農村環境整備工事の減額が主なもので、599万5,000円を減額するものです。

次に、30ページ、土木管理費については、県営事業負担金の減額が主なもので、554万8,000円を減額するものです。

次に、32ページ、住宅費については、公営住宅建設工事の減額が主なもので、956万8,000円を減額するものです。

次に、34ページから35ページ、小学校費については、荃南小校舎建設・屋外プール建設に伴う実施設計業務委託の追加が主なもので、2,642万7,000円を増額するものです。

次に、36ページから38ページ、社会教育費については、自然の家宿泊棟内壁改修・屋内運動場空調設備工事の追加が主なもので、3,836万7,000円を増額するものです。

次に、40ページ、農林水産施設災害復旧費については、農地農業用施設災害復旧工事の減額が主なもので、932万2,000円を減額するものです。

次に、41ページ、繰出金については、各特別会計への繰り出しによるもので、659万8,000円を減額するものです。

次に、同ページ、南種子町再編交付金事業基金積立金については、令和5年度再編交付金の残額4,240万7,000円を積み立てるものでございます。

以上が歳出になります。

次に、歳入を説明いたしますので、3ページを開きください。

まず、町民税については、法人町民税の実績見込みによるもので、1,500万円を増額するものです。

次に、同ページ、地方消費税交付金については、交付額の決定に伴うもので、1,002万3,000円を増額するものです。

次に、同ページ、地方交付税については、補正対応のため財源留保しておりました普通交付税2億4,369万8,000円を増額するものです。

次に、4ページから5ページ、国庫負担金については、子どものための教育・保育給付費負担金の減額が主なもので、1,835万3,000円を減額するものです。

次に、同ページから6ページ、国庫補助金については、地方創生臨時交付金の減額、特定防衛施設再編交付金の増額が主なもので、2,583万4,000円を増額するものでございます。

次に、同ページから7ページ、県補助金については、団体営農地等災害復旧事業補助金の増額が主なもので3,666万3,000円を増額するものです。

次に、8ページ、財産売払収入については、堆肥売払金の減額が主なもので、901万1,000円を減額するものです。

次に、同ページ、基金繰入金については、歳入決定や不用額等の減額に伴い、合計で3億967万5,000円を繰り戻すものでございます。

次に、9ページ、受託事業収入については、キャトルセンター受託事業収入の減額によるもので839万7,000円を減額するものでございます。

次に、10ページから11ページ、町債については、各事業費の確定等に伴い調整するもので、5,490万円を増額するものです。

以上、説明を終わりますが、説明不足あるいは詳細については、この後の審議において、それぞれ担当課長より説明を申し上げますので、御審議方よろしくお願いたします。

○議長（塩釜俊朗君） これから質疑を行います。質疑は款別に行います。

まず、歳出から。款の1 議会費、12ページ、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗君） 款の2 総務費、12ページから18ページ、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗君） 款の3 民生費、18ページから22ページ、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗君） 款の4 衛生費、22ページから25ページ、質疑ありませんか。

2番、野首久教君。

○2番（野首久教君） 25ページの衛生費の目、塵芥処理費について質問いたします。

説明のところに、一般廃棄物の処理施設補修工事に今5,000万ということで補正額は4,949万4,000円が充てられていますが、この工事の内容について御説明お願いいたします。

○議長（塩釜俊朗君） 暮らし保健課長、木田美幸君。

○暮らし保健課長（木田美幸君） 一般廃棄物処理施設補修工事の内容でございますが、4件ございまして、まず、清掃センターの設備補修工事として2,711万5,000円、2つ目が清掃センターのシャッター工事ということで349万円、それから清掃センターのトランス更新工事ということで583万5,000円、それから4つ目が最終処分場

の水処理施設補修工事ということで1,364万円の4件の工事を予定しております。
以上です。

- 議長（塩釜俊朗君） ほかに質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（塩釜俊朗君） 款の6農林水産業費、25ページから29ページ、質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（塩釜俊朗君） 款の7商工費、29ページから30ページ、質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（塩釜俊朗君） 款の8土木費、30ページから32ページ、質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（塩釜俊朗君） 款の9消防費、32ページから33ページ、質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（塩釜俊朗君） 款の10教育費、33ページから40ページ、質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（塩釜俊朗君） 款の11災害復旧費、40ページから41ページ、質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（塩釜俊朗君） 款の13諸支出金、41ページ、質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（塩釜俊朗君） 次に、歳入。款の1町税、3ページから款の21町債、11ページまで、一括して質疑ありませんか。4番、福島照男君。
- 4番（福島照男君） 町債について、ちょっとお伺いいたします。
今さらお聞きするのも大変お恥ずかしいんですが、勉強不足で申し訳ありません。町債を借りるだけ、町長が有利債、過疎対策とか辺地対策を借りると、また後国のほうから7割ぐらいが還付してくるんですよと、そういう有利債を使って補助事業をやるんだとおっしゃるわけですが、この予算上で国から返ってくる還付金の内訳というのは、この予算上どこを見れば分かるのか、ちょっとこれ教えていただきたいんですけど。
- 議長（塩釜俊朗君） 総務課長、羽生裕幸君。
- 総務課長（羽生裕幸君） これは交付税に、普通交付税のほうに参入されてまいりますので、そちらのほうに一緒に入ってくるということになりますので、費目的には交付税の中に参入されてきます。
- 議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。
- 町長（小園裕康君） 今回大きなやつは3本、一般廃棄物の5,000万円程度と荃南小

の建設、プールの設計業務、そして自然の家の宿泊棟のやつと3本組んでいます、これは繰越しでやっています。

本来は、この当初であったり、そこで組む予定であったものでありますけれども、今回この過疎対策事業債という、これが過疎は70%借りたもの、今年度返していく金が70%返ってくるんです。辺地が8割かな、80%返ってくるんですけど、この過疎の分なんですけれども、鹿児島県全体で過疎債がどうも金が余ったという状況で今回通知をいただきました。

それで、当初でも、もう枠が限られた枠の中で、それよりは今回組んで1億程度、これはもう前倒しでできるというそういう情報でありましたので、今回この補正で組ませていただいて、繰越し手続をやって、5年度の補正なんですけれども、明けてから工事についてはやれるものですから、それで今度はこの過疎債の有利な7割返ってくるものを使うということです。

これは、今質問があったように、この予算の中にはどれだけバックしてくるかというのは、予算書上では分かりません。私どもが交付税の算定をして、今回当初予算でも24億8,000万ほど組んでおりますけれども、普通交付税の中の算定の中に、この地方債のこれから償還をしていく分のやつが全部算定されますので、その中の金額の大体7割だったり、返地債であれば8割だったりというのが、国から交付税に入ってくるので、それで算定したやつに基づいて、私たちのほうの財政は試算をしておりますので、どこに入っているかという、交付税の中にそれは入っているということになります。

○議長（塩釜俊朗君） 次に、第2表、繰越し明許費、質疑ありませんか。8番、上園和信君。

○8番（上園和信君） 繰越し明許費が非常に多いです。21件になっていますが、これ総額幾らになりますか。

○議長（塩釜俊朗君） 総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） すみません、時間をかけて申し訳ありません、合計しておりませんでしたので。3億8,900万程度になると思います。

○議長（塩釜俊朗君） 8番、上園和信君。

○8番（上園和信君） 繰越し明許費、繰越し、これは平成5年度から6年度へ繰り越すというわけですよ。一般廃棄物処理施設改修事業、年度内完成が見込めないため、それから恵美之江線道路改良事業4,400万円、上中本村線大瀬橋補修事業400万円、轆之牧線道路改良事業1,000万円、それから上中西之線交通安全対策事業1,910万円、本町共栄線災害防除事業1,500万円、荃南小学校舎建設実施設計事業2,400万円、自然の家屋内運動場空調設備整備事業3,700万円、現年発生補助災害復旧事業1,000万

円、これはもう全て町民の生活に直結する事業を、今年度、5年度に実行できなかったために、令和6年度に繰り越すということですよ。この主な理由、これを教えてください。理由がないと、この繰り越しができないようになっているんじゃないですかね。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 建設関係やいろいろありますので、それぞれ必要なところについては担当課長から説明させますが、一部ただいまも申し上げましたけれども、3番目の一般廃棄物処理施設改修事業5,000万、それから次のページの荃南小学校の分が2本、それから自然の家の屋内運動場、これについては、もともと予算を組んでいたものでなくて、今回の補正で予算を組んだものであります。

これは先ほど申し上げましたとおり、この過疎対策事業債が、県の枠がかなり何十億という金額が不要になった分が出てきたということで、来年度組むべき予算を前倒しできるのであれば、それぞれの市町村に話がありましたので、私たちはこの3本については今回予算を組んで、3月の議会で予算を通して、この分を繰り越して来年度やるという前倒しの事業でありますので、ここについては御理解いただきたいと思います。

それから、一番最後の現年発生補助災害ですが、これは災害査定が遅かった分だと思いますけれども、今発注をしても工期がまず取れない分もあつたりしますので、ここの部分については繰り越してやらないと、これは発注をしても業者としてそういう工期の取れないものを取っていただける業者はおりませんので、そういう事情もあるということであります。

田尻港も、これは船の関係や砂坂漁港もしゅんせつについてはいろいろあると思いますので、このことについては建設課長のほうから答弁をさせたいと思います。

○議長（塩釜俊朗君） 建設課長、河野容規君。

○建設課長（河野容規君） まず、砂坂漁港、あと田尻港のしゅんせつ工事の繰り越し理由につきましては、先ほど総務課長からも説明がありましたけど、作業船の検討により工事発注が予定より遅れたこと、また、発注後の作業船団の確保に期間を要したことから、海上が安定し、作業可能な時期、11月から12月を考えておりましたが、その間に工事が、しゅんせつができなかったということで年度内の完成が困難となり、今回繰り越しを予定するものであります。

あと災害復旧工事につきましては、長谷平山線になりますけど、先ほど町長が言われたとおり、令和5年12月20日から21日にかけて災害査定が実施され、災害の復旧工法と工事費が決定した状況でありました。それで、年が明けまして1月15日に電子入札を行い、株式会社有馬興業と契約をし、1月17日から3月29日までの

工期と現在しておりますが、この間では標準工期が確保されていないことから繰越しを行うものであります。変更後、繰越し後の工期につきましては、梅雨前には工事が完了できないかと、今計画をしている状況であります。

あと道路事業につきましては、それぞれ理由がありますが、土木費で8件になりますけど、発注状況といたしましては、8件のうち5件は発注を終わっている状況でありまして、残りの3件につきましては、3月14日に工事を発注はするんですけど、やはり標準工期が確保できない状況でありますので、今回は繰越しを行い、標準工期を確保した上で工事を完了させる予定であります。

以上です。

○議長（塩釜俊朗君） 8番、上園和信君。

○8番（上園和信君） その明確な理由ですよ、繰越しをする、その理由が年度内完了が見込めなかったため、これは明確な理由にはならないんですよ。

25ページの塵芥処理費の5,008万1,000円、これは今から議決する予算ですよ、じゃないの。それをもう前もって繰越しに計上してきている。これは予算の計上上どうかなと思うんですけど。

町長、昨年10月30日の臨時会で、長谷平山線の災害復旧工事1,310万2,000円を予算計上しております。昨日現場に行って確認をしたところ、まだ工事にも着手をしてないし、ブルーシートを張って対応しているようです。これはもう平山の方たちの幹線道路で、これはもう一刻も待てない状況なんです。こういうのを何で現年度に工事を完了しないで令和6年度に繰り越したのかですね。これもそれは、答えは年度内完了が見込めなかったためという理由を持つてくると思うんですけど、年度内に完了できなかった説明、令和6年度はすぐ4月に入って実施をする考えかですね。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 実際に、先ほど課長からあったように、長谷平山線の災害の部分については、12月に入って、月末に査定があったところでありまして、そしてまた、本省のほうと協議をしながら入札をやって、工法とかそれで決まっていくわけでありまして、それから実際に発注を、新しい年になって発注をしても、正当な工期というのは取れない状況です。

それについては、今、働き方改革や、そして国土交通省からも、先般、町村長が集まっているところにもいろいろ話がありましたけれども、やっぱり適正なそういう休みも与えた中での工期をしっかりと取りなさいということで、現在は今まで以上にそこが厳しくなっております。

そういうことも踏まえて、建設課としては、今回その事業が繰越しをしなければ

その工期も取れない中で、それをやれと言ってもそれはもう事業者できるわけがありませんので、そこの部分については繰越事業として承認をいただいて、それをやるということでもあります。

そして、この塵芥処理についても、今度予算を組むというのは、県のほうからもこれだけの財源が余って、県としてもこれを国に返して、そうすると来年の枠も少なくなるということで、それぞれの市町村にも話がありましたから、私どもとしては、来年当初で予算を計上することで準備をしていた中で、前倒しができるものについては前倒しで今回予算を組んで、そして繰越事業として認めていただいて、そして当初予算と一体的な予算ということでこれを処理をしようということで、今回出したものであります。

そして、過疎債の令和6年度分ということで前倒しを御承認、最終的な協議も済みまして、県のほうとしても、ここについてはこれでやっていただけるということでありましたので、今回の補正を組んだところでありますので、ここについては当然今回これを前倒しで予算を組むということは、年度内に完成をするということはずまずできないということでもありますので、そこについては御理解をいただきたいと思えます。

○議長（塩釜俊朗君） 8番、上園和信君。

○8番（上園和信君） ということは、塵芥処理施設は県のお願いで予算を計上して、それで来年度に繰り越すと。ちょっと待って、ということは、緊急に5,000万円の予算を組んで修理する必要はなかったということですよ、今の町長の答弁を聞く限りは。

それと、中央公民館の屋内体育館の解体工事、1億の契約事項が議会で議決をされておりますが、今、トンミー市場に行っても工事に取りかかろうとする気配が全然見られないんです。あれはどうしてですかね。工期は2月2日から3月31日までと、この契約になっていますけど、まだ1か月たっても工事に着手をしていないようです。それはなぜですかね。この2点について。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 後のほうについては、社会教育課長から答弁させますが、先ほど言いましたが、この塵芥処理については、今予算を組むというのは、県から、国からもありますよ、国の補正予算であったり、それから県が配分がこれだけ余ったからというそういう相談を私どもも受けましたので、当初予算を編成をしている中で、来年組む予算を前倒しでできるものは今回の予算で財源も確保して組むということですよ。それはもう当たり前のことだと思いますけれども。

工期については、課長答えてください。（発言する者あり）

○議長（塩釜俊朗君） 社会教育課長、濱田伸一君。（発言する者あり）

○教育委員会社会教育課長（濱田伸一君） 今、確認をしているんですけども、今、工事に関する現場事務所の選定だったりとか、今、屋内運動場の施設の状況を把握している状況でございます。

また、有資格を持った方がアスベストの処理をするということになっておりますので、そういった選定で今時間を要しているという状況でございます。早急に来ると思うんですけども、御理解をいただきたいと思います。

○議長（塩釜俊朗君） 次に、第3表、債務負担行為補正、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗君） 次に、第4表、地方債補正、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗君） 次に、全般にわたり質疑ありませんか。8番、上園和信君。

○8番（上園和信君） 荃南小学校の建設が予定をされておりますが、教育長、建設地はもう決定をしたんですかね。それと、このプールもまた新しく造るようになっていきますよね。今の場所からずっと離れるために、プールを新設せんといかんのか。それと、これに併設をして給食センターも一緒に造る、ここに、考えはないか、お尋ねいたします。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 荃南小学校については、これは教育委員会のほうで地元と協議をして進めておりますので、担当課長から答弁をしていただきたいと思います。

○議長（塩釜俊朗君） 管理課長、松山砂夫君。

○教育委員会管理課長（松山砂夫君） お答えをいたします。

荃南小学校については、現在、調査をしているところでございます。現在、耐力度調査が終わりまして、地質調査も終わったところでございます。それを踏まえての基本計画設計になりますので、今その基本設計、プランのほうを今作成中でございます。あとプールのほうについても、先般、漏水により使えない状態であることから、学校建設と一緒に建設計画をしているところでございます。あと、場所については、先ほど言った、今地質調査も終わりましたので、大体地元とも協議を進めながら、位置的な部分を現在検討中、協議中でございます。

以上です。

○議長（塩釜俊朗君） 8番、上園和信君。

○8番（上園和信君） 給食センターについては、ここに荃南小学校に併設をして建設はできないかという質問なんですけど。これが1点と、もう1点。

新年度の予算を見ると、荃南小学校の建設には、令和7年度から取りかかるとい

うような計画じゃないですかね。それにあと1年ですよ。まだ建設地が決まっていないうちは本当ですか。今検討中だという答弁ですけど。

○議長（塩釜俊朗君） 管理課長、松山砂夫君。

○教育委員会管理課長（松山砂夫君） 給食センターの関係でございますが、現在、南種子町についてはセンター方式を取ってございます。今回の荃南小の建設に併せて給食センターを荃南小に造るということは、現在計画をしておりません。

それと、荃南小の進捗というか、これからの計画という質問でございますが、先ほども申しましたとおり、令和5年度で調査をして、繰越しで計上しておりました実施設計を6年度にやります。実施設計が終わってから積み上げを行いまして、入札をして、7年度中に発注ということで、7年、8年で校舎を建設をして、8年の2学期に移設といったような計画で考えているところです。

以上です。

○議長（塩釜俊朗君） 8番、上園和信君。

○8番（上園和信君） 実施設計をつくるのには、まず土地が決まらんと設計はできないと思うんですよ。そうじゃないですか。

○議長（塩釜俊朗君） 管理課長、松山砂夫君。

○教育委員会管理課長（松山砂夫君） お答えをいたします。

おっしゃるとおりでございますが、当然、土地の関係、あとは先ほども言いました地質の関係もございまして、その調査を5年度で終えて、それから実施設計になりますので、そういった基礎調査が終わらないと実施設計に入れられないということもございまして、そういうことで、今調査のほうが終わりましたので、これから今やっております基本設計ですね、それと併せて6年度に実施設計をやっていくということでございまして。

○議長（塩釜俊朗君） ほかに全般にわたり質疑ありませんか。6番、柳田 博君。

○6番（柳田 博君） ちょっとお伺いしたいと思います。

26ページの款の6 農林水産業費ですけども、目の3 農業振興費です。補助金が有機農業産地づくり推進緊急対策と、それから、さとうきびの機械導入等支援事業がなくなっていると。それからサポート事業補助金760万、この3点について、課長、説明をお願いします。

○議長（塩釜俊朗君） 総合農政課長、山田直樹君。

○総合農政課長（山田直樹君） まず、有機農業産地づくり推進緊急対策事業についてですが、予算が664万7,000円ということで、これが国の補正予算でございますが、今回予算計上しておまして、先ほど繰越しのほうで出てきたと思いますが、国のほうの事業要件として、6年度中に事業完了するというようなことですので、実際

は6年度事業するという事です。

あと、さとうきび機械導入等支援事業につきましては、これは県の補助事業なんですけど、事業完了に伴う執行残ということで、12万9,000円の減額としております。

あとグリーンな栽培体系への転換サポート事業補助金についても、先ほどの有機農業と一緒に、国の補正予算で今回予算を計上しております。これも実質的には令和6年度中の事業実施というふうになります。

以上です。

○議長（塩釜俊朗君） 6番、柳田 博君。

○6番（柳田 博君） 具体的にその事業の内容は分かれば教えていただきたいんですが。

○議長（塩釜俊朗君） 総合農政課長、山田直樹君。

○総合農政課長（山田直樹君） 有機農業産地づくりにつきましては、これも今回3年目となります有機農業の推進についての事業でございます。南種子町有機農業推進協議会への補助という形で事業を実施してまいります。これまでも、有機農業の体験イベント、それから有機農業の研修会、学校給食等の活用、視察研修等を行っております。

それから、さとうきび機械等導入支援事業につきましては、県の補助事業でございます。生産団体への機械助成になります。これは県の3分の1の補助事業になります。

それから、グリーンな栽培体系への転換サポート事業につきましては、これも町の有機農業推進協議会への補助という形になっております。みどりの食料システム戦略の実現に向けて、産地に適した環境に優しい栽培技術と省力化に資する先端技術等を取り入れたグリーンな栽培体系への転換を推進するため、産地に適した技術を検証し、定着を図る取組を実施してまいります。

以上です。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

○議長（塩釜俊朗君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 討論なしと認めます。

これから議案第16号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 異議なしと認めます。したがって、議案第16号令和5年度南種子町一般会計補正予算（第10号）は、原案のとおり可決されました。

日程第24 議案第17号 令和5年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第6号）

○議長（塩釜俊朗君） 日程第24、議案第17号令和5年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第6号）を議題とします。

当局の説明を求めます。くらし保健課長、木田美幸君。

○くらし保健課長（木田美幸君） 議案第17号令和5年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第6号）について御説明を申し上げます。

表紙をお開きください。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,378万2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ8億5,529万7,000円とするものでございます。

第1表の歳入歳出予算補正については、省略をさせていただきます。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書により、主なものについて御説明いたします。

まず、歳入予算から御説明いたします。

3ページをお開きください。

款の1国民健康保険税につきましては、賦課更正等によるもので78万9,000円を減額するものであります。

次に、3ページから4ページ、款の6県支出金につきましては、交付決定等の見込みによる普通交付金が主なもので、1,501万1,000円を増額するものでございます。

次に、款の10繰入金の他会計繰入金につきましては、財政安定化支援事業繰入金が主なもので、27万5,000円を減額するものであります。

次に、款の10繰入金の基金繰入金につきましては、国民健康保険基金繰入金101万7,000円を減額するものであります。

次に、4ページから5ページ、款の12諸収入につきましては、一般被保険者延滞金が主なもので、諸収入合計で85万2,000円を増額するものであります。

次に、歳出を御説明いたします。

6ページをお開きください。

款の1総務費の総務管理費及び徴税费については、普通旅費の減額が主なもので、総務費合計で61万1,000円を減額するものであります。

次に、7ページから8ページ、款の2保険給付費については、一般被保険者療養給付費に係る診療報酬負担金が主なもので、保険給付費合計で1,796万円を増額す

るものであります。

次に、8ページから9ページ、款の6保健事業費の保健事業費につきましては、疾病予防に係る人間ドック補助金の減額が主なもので、223万6,000円を減額するものであります。

次に、9ページから10ページ、款の6保健事業費の特定健康診査等事業費については、特定健康診査・特定保健指導委託料の減額が主なもので、118万8,000円を減額するものであります。

次に、10ページ、款の8公債費については、一時借入金利子4万円を減額するものであります。

次に、款の9諸支出金については、直営診療施設勘定繰出金10万3,000円を減額するものであります。

以上で、説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（塩釜俊朗君） これから質疑を行います。質疑は全般にわたって行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗君） 討論なしと認めます。

これから議案第17号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗君） 異議なしと認めます。したがって、議案第17号令和5年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第6号）は、原案のとおり可決されました。

日程第25 議案第18号 令和5年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第6号）

○議長（塩釜俊朗君） 日程第25、議案第18号令和5年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第6号）を議題とします。

当局の説明を求めます。くらし保健課長、木田美幸君。

○くらし保健課長（木田美幸君） 議案第18号令和5年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第6号）について御説明を申し上げます。

表紙をお開きください。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,681万円を減額し、

予算の総額を歳入歳出それぞれ6億9,595万4,000円とするものでございます。

第1表の歳入歳出予算補正については、省略をさせていただきます。

次に、3ページをお開きください。

第2表の債務負担行為補正については、変更1件で、南種子町が借り受ける介護認定事務支援システム機器のリース料の入札執行に伴い、限度額を1,702万円に変更するものであります。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書により、主なものについて御説明をいたします。

まず、歳入予算から御説明いたします。

3ページをお開きください。

款の4国庫支出金、款の5支払基金交付金、款の6県支出金については、介護給付費及び地域支援事業費の補正に伴い、それぞれの負担割合によって減額をするものであります。

次に、4ページ、款の10繰入金の一般会計繰入金については、介護給付費繰入金の減額が主なもので、579万5,000円を減額するものであります。

次に、款の10繰入金の基金繰入金については、介護保険基金繰入金701万9,000円を減額するものであります。

次に、4ページから5ページ、款の13諸収入については、配食サービス事業利用者負担金16万円を減額するものであります。

次に、歳出を御説明いたします。

6ページをお開きください。

款の1総務費については、認定審査会等委員報酬の減額が主なもので、総務費合計で133万3,000円を減額するものであります。

次に、7ページから9ページ、款の2保険給付費については、今後の所要額見込みによりそれぞれ補正を行うもので、項の1介護サービス等諸費で2,640万円の減額、項の2介護予防サービス等諸費で57万円の減額、項の3その他諸費で16万円の減額、項の4高額介護サービス等費で240万円の減額、項の6市町村特別給付費で42万円の減額、項の7特定入所者介護サービス等費で200万円を減額するものであります。

次に、9ページから10ページ、款の5地域支援事業費の介護予防・生活支援サービス事業費については、訪問介護相当サービス負担金の減額が主なもので、169万円を減額するものであります。

次に、10ページ、款の5地域支援事業費の一般介護予防事業費については、介護予防把握事業報償費の減額が主なもので、35万円を減額するものであります。

次に、10ページから12ページ、款の5 地域支援事業費の包括的支援事業及び任意事業については、家族介護慰労金の減額が主なもので、148万7,000円を減額するものであります。

以上で、説明を終わります。御審議方よろしくお願いたします。

○議長（塩釜俊朗君） これから質疑を行います。質疑は全般にわたって行います。質疑ありませんか。8番、上園和信君。

○8番（上園和信君） 第2表、債務負担行為の補正、令和6年から10年、1,702万円となっています。まず、この借り入れるリース機器はどういう機器なのか。あとこの1,702万円は年間のリース料なのか、それとも、6年から10年間の4年間のリース料なのか教えてください。

○議長（塩釜俊朗君） 暮らし保健課長、木田美幸君。

○暮らし保健課長（木田美幸君） まず、機器でありますけれども、ここに書いているように、介護認定事務の支援システムということで、認定作業するときの管理をするためのシステムの機器となっています。機器も含めたシステムとなっています。

それから、限度額の1,702万円については、これは6年度から10年度までの5年間の合計額ということでありますので、単年度で1,702万円の額ということで、その5年分の合計額となります。

以上です。

○議長（塩釜俊朗君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 討論なしと認めます。

これから議案第18号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 異議なしと認めます。したがって、議案第18号令和5年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第6号）は、原案のとおり可決されました。

日程第26 議案第19号 令和5年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算
(第4号)

○議長（塩釜俊朗君） 日程第26、議案第19号令和5年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

当局の説明を求めます。くらし保健課長、木田美幸君。

○くらし保健課長（木田美幸君） 議案第19号令和5年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第4号）について御説明を申し上げます。

表紙をお開きください。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ44万4,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ9,700万円とするものでございます。

第1表の歳入歳出予算補正については、省略をさせていただきます。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書により、主なものについて御説明いたします。

まず、歳入予算から御説明いたします。

3ページをお開きください。

款の1後期高齢者医療保険料については、被保険者の異動等に伴うもので、43万1,000円を増額するものであります。

次に、款の4繰入金については、事務費等繰入金52万7,000円を減額するものであります。

次に、款の6諸収入については、長寿健診委託料補助金の減額が主なもので、項の2償還金及び還付加算金で10万円の減額、項の3雑入で24万9,000円を減額するものであります。

次に、歳出を御説明いたします。

4ページをお開きください。

款の1総務費については、通信運搬費の減額が主なもので、16万3,000円を減額するものであります。

次に、款の2後期高齢者医療広域連合納付金については、被保険者の保険料納付金32万5,000円を増額するものであります。

次に、4ページから5ページ、款の3保健事業費については、長寿健康増進事業費に係る人間ドック補助金の減額が主なもので、54万1,000円を減額するものであります。

次に、款の4諸支出金については、保険料過年度還付金6万5,000円を減額するものであります。

以上で、説明を終わります。御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（塩釜俊朗君） これから質疑を行います。質疑は全般にわたって行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 討論なしと認めます。

これから議案第19号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 異議なしと認めます。したがって、議案第19号令和5年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

日程第27 議案第20号 令和5年度南種子町水道事業会計補正予算（第5号）

○議長（塩釜俊朗君） 日程第27、議案第20号令和5年度南種子町水道事業会計補正予算（第5号）を議題とします。

当局の説明を求めます。水道課長、河野和昭君。

○水道課長（河野和昭君） 議案第20号令和5年度南種子町水道事業会計補正予算（第5号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、事業の確定に伴うもの、また実績に伴う見込み分について補正を行うものです。

それでは、予算書1ページをお開きください。

第2条は、業務の予定量で（4）主要な建設改良事業中、水道施設移設事業の「6,302万6,000円」を「5,016万2,000円」に改めるものでございます。

第3条は、収益的収入及び支出の既決予定額を補正するもので、支出を218万4,000円増額し、2億5,105万9,000円とするものでございます。

第4条は、資本的収入及び支出の既決予定額を補正するもので、収入を908万9,000円減額し、1億7,716万2,000円、支出を1,286万4,000円減額し、2億6,174万9,000円とするものでございます。

第4条の本文括弧中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,836万2,000円は、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額844万円、過年度分損益勘定留保資金1,688万7,000円並びに当年度分損益勘定留保資金6,303万5,000円を資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,458万7,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額809万7,000円、過年度分損益勘定留保資金1,688万7,000円並びに当年度分損益勘定留保資金5,960万3,000円に改め、補填するものでございます。

2ページをお開きください。

第5条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございまして、予算第8条に定めた経費の金額を改めるもので、職員給与費を70万2,000円増額し、3,815万2,000円に改めるものでございます。

第6条、他会計からの補助金、予算第9条中「9,434万5,000円」を「9,594万5,000円」に改めるものでございます。

3ページについては、予算実施計画になります。

4ページをお開きください。

予算事項別明細書について御説明いたします。

収益的支出、款の2水道事業費用、項の1営業費用を218万4,000円増額するものでございます。

内容につきましては、目の1原水及び浄水費、目の2配水及び給水費について、それぞれ実績に応じて減額をし、目の4総係費の主なものについては、漏水対応に係る時間外手当を増額するものです。

目の5減価償却費については、決算見込みによる固定資産除却分の償却未済分を減額するものです。

また、目の6資産減耗費の節の1固定資産除却費については、事業実施に伴う固定資産の撤去による除却費用として401万5,000円を増額するものです。

5ページをお願いいたします。

資本的収入・支出になりますが、まず第4の資本的支出から説明をいたしたいと思えます。

第5水源地施設移転工事及び県道荃永上中線配水管移転工事の実績に伴う委託料及び工事請負費の減額補正となっております。これに伴い、収入のほうの款の3資本的収入の目の5工事負担金について、関係する負担金についてそれぞれ減額補正するものです。

以上で、説明を終わります。御審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（塩釜俊朗君） これから質疑を行います。質疑は全般にわたって行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 討論なしと認めます。

これから議案第20号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（塩釜俊朗君） 異議なしと認めます。したがって、議案第20号令和5年度南種子町水道事業会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

日程第28 請願陳情委員会付託

- 議長（塩釜俊朗君） 日程第28、本日までに受理した請願、陳情は、お手元に配りました請願陳情審査文書表のとおり、総務文教委員会に付託しましたので、報告いたします。

散 会

- 議長（塩釜俊朗君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。
次の本会議は、3月18日午前10時に開きます。
本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

散 会 午後 3時37分

令和6年第1回南種子町議会定例会

第 2 日

令和6年3月18日

令和6年第1回南種子町議会定例会会議録
令和6年3月18日（月曜日） 午前10時開議

1. 議事日程（第2号）

○日程第1 一般質問

2. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

3. 出席議員（10名）

1番	川内田 行博君	2番	野首久教君
3番	平 畠 強君	4番	福島照男君
5番	名越多喜子さん	6番	柳田博君
7番	大崎照男君	8番	上園和信君
9番	濱田一徳君	10番	塩釜俊朗君

4. 欠席議員（0名）

5. 出席事務局職員

局 長 園田一浩君 書記 山下浩一郎君

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	小園裕康君	副町長	小脇隆則君
教育長	菊永俊郎君	総務課長兼 選挙管理委員会 事務局長	羽生裕幸君
会計管理者 兼会計課長	河野美樹さん	企画課長	稲子秀典君
くらし保健課長	木田美幸君	福祉事務所長	鮫島幸紀君
税務課長	西村一広君	総合農政課長	山田直樹君
建設課長	河野容規君	水道課長	河野和昭君
保育園長	才川いずみさん	教育委員会管理課長兼 給食センター所長	松山砂夫君

教育委員会
社会教育課長

濱田伸一君

農業委員会
農事事務局長

羽生幸一君

△ 開 会 午前10時00分

開 議

○議長（塩釜俊朗君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元の日程表のとおりであります。

日程第1 一般質問

○議長（塩釜俊朗君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の順番・内容については、お配りしております一般質問通告書より行います。

質問についてはルールを厳守し、簡潔明瞭に質疑をお願いをします。執行部の答弁につきましても要点を絞ってお願いをいたします。議会運営に御協力をお願いいたします。

それでは、順番に質問を許します。初めに、濱田一徳君。

[濱田一徳君登壇]

○9番（濱田一徳君） おはようございます。早速、私の一般質問をさせていただきます。

第1点目でございますけれども、南海トラフ地震を想定した防災対策について質問をいたします。

なお、この質問につきましては、昨年12月の定例会でする予定で通告をいたしておりましたが、他の質問に重点を置いたため時間配分が誤り、今回の質問になりますこととお詫び申し上げます。

質問の前に、今回発生した能登半島地震でお亡くなりになった方々の御冥福をお祈りするとともに一日も早い復興を祈願し、今後予想される南海トラフ大地震が発生したとき、本町の防災対策が少しでも被害抑止につながることをお願いすることについて質問をいたします。

1点目です。能登半島地震の報道などを見て、本町における災害対策計画の見直しなどは必要ないかということについてです。

この質問は、12月の質問通告には入れてなかったのですが、本年正月に能登半島地震が発生し、現場の状況が連日のように報道されておりました。

本町においては最近大きな災害などもなく、南海トラフ地震についても30年以内に来るよというものの今一つ現実味がないのが実情ではないかと思い、私がこうして一般質問することによって、少しでも町民の防災意識を高められたらいいなという思いから質問を追加させていただきました。

私の知り合いで防災対策に詳しい方から、防災に関する資料をいただいているの

ですが、資料によりますとある大学の教授の予測では、南海トラフ地震は2035年プラスマイナス5年以内の可能性が高いとされており、東日本大震災の約10倍の被害が懸念されているそうです。

また、東日本大震災では津波は予定していた約3倍の高さに押し寄せたということも言われておりました。

正月の能登半島地震では甚大な被害が出ており、今なお被災者は大変な思いをされている様子が連日テレビ等で報道されております。

テレビニュースを見ておられますと発生直後、がけ崩れなどにより道路が寸断され、救助隊が現地に入れない状況や、避難所での生活では避難所そのものが抱える建物の構造上の問題、寒さ対策であるとかトイレ、仕切り板、あるいはプライバシーの問題などなど色々と報道されておりますが、この状況を見て本町の防災計画についても多々参考になることがあるのではないかと思います、今一度防災計画を検討するべきと思いますが、これについてどのようにされているのか。かねての防災計画の見直しというのは逐一やっていると思いますけれども、今回のこの災害の報道を見て特に検討すべき事項がなかったのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

[小園裕康町長登壇]

○町長（小園裕康君） それでは、濱田議員の御質問にお答えをいたします。

本町の地域防災計画は、国の防災基本計画及び県の地域防災計画に倣って策定しております。これまでも国や県の修正を踏まえ、毎年見直しを行ってきているところでございます。今年度も今月26日に防災会議を開催することとなっております、見直しを行うよう準備を進めているところでございます。

能登半島地震を受けての修正についてであります。現時点では1月30日に消防庁から「航空機等の輸送に係る記載の見直し」について通知がありました。その部分について今回見直しを提案する予定であります。また、その通知において能登半島地震を教訓とした計画の点検、見直しを踏まえた修正については、国において各研究機関等による調査・研究により追って示されることとなっておりますので、その内容を踏まえまして適時見直しを行ってまいりたいと考えております。

○議長（塩釜俊朗君） 濱田一徳君。

○9番（濱田一徳君） 見直しの検討がなされるということですので、次の質問に入りたいと思います。

2番目に、町内の携帯電話や防災無線の不感地帯は把握できているのか。また、その対策はということで質問をいたします。

一昨年、去年一昨年12月の定例会におきまして、自衛隊の馬毛島基地に対する最

初の再編交付金だから、町民全員が共有できる防災面に活用できないかということ
を質問をいたしました。その中で、屋外拡声器が聞こえない地区があるということ
で質問したんですけども、すべてに聞こえるように拡声器を設置したらどうかとい
う提案をいたしておりましたけども、行政としてもいろいろと検討はされているこ
とと思いますが、この屋外拡声器については、前回の答弁で一基500万円かかり約
6か所ぐらい必要になってくるんじゃないかという話をされておりましたけれども、
その後、さらに詳細な調査が進んだのかどうかということが1点目でありまして、
また、携帯電話については、これは総務省の管轄であり町独自でどうにかできるも
のではないことは十分承知しておりました、また、町長が総務省まで出向き要望し
たということも伺っております。

ここでは、携帯電話についても今後巨大地震発生時の連絡手段、例えば救助隊同
士の連絡であるとか、被災者との連絡、無線機不感地帯のカバーなどなどとして危
機管理上はこの町内マップを作っておくべきではないかなと思ひここに入れさせて
もらいました。

これらのことについてその対策を含め現在どのように進んでいるのかお聞きしま
す。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 御質問にお答えをいたします。防災無線の屋外拡声器につま
しては、町内23か所に設置をしております。この設備については平成26年度に3か
所から20か所増設をし、各地区に設置をしているところであります。当時の整備は
東日本大震災後の整備でありますので、特に津波の被害を受けやすい沿岸部を中心
に設置箇所を選定をしているようであります。また、現在の設置状況では放送が天
候に左右されやすく聞こえづらい地域があることは把握をしております。議員がお
っしゃるように、防災無線の不感地帯の解消に最も有効なのは、やはり拡声器の増
設であろうかと思っております。現在、九電さんあたりからもこの電柱を利用した
拡声器の設置であったり、こういうこともちょっとお話を伺ったりしておりますが、
これらについては現在のものとの利用ができるのかどうか、あらゆる調査を必要に
なってくるのではないかと思っております。

私どもも設置保守業者とこれまでも連携して調査を行った結果を踏まえて、新し
い機種 of 拡声器もあるようでございますが、その効果について今後も引き続き検討
してまいりたいというふうに思っております。

現在の設備を導入をいたしましてから10年が経過をしようとしており、役場に
あります親局の設備も含め、全体的な更新を検討をしなければならない時期にも来
ているのかなという考えもございまして、今後、更新を進める上においては、再度電波

や音達状況の調査等を実施しながら、不感地帯の解消も進めてまいりたいと考えております。

次に、携帯電話の不感地帯についてであります。令和4年第3回の定例会において行政報告の中で申しましたとおり、携帯電話の不感地域については各事業者や住民の皆さん方からの要望、御意見が出ておりましたので、地元選出の国会議員の先生の御協力もいただき、令和4年8月22日にNTTドコモ本社を訪れ23日には総務省に要請を行ったところであります。

NTTドコモにおいては、エリア化は終了しておりますが不感地域があることは認識をしているとのことであり、調査を行い、どのような対策がとれるか検討をしたいとのことでありました。

総務省においても、総合通信基盤局長に対応をいただきまして、国としても不感地域の解消に努めていきたいとのことでした。

今回は、本町においてはドコモの利用者が多いことやドコモユーザーからの要望が多かったことから、NTTドコモ本社に要請活動を行ったところであります。その後のNTTドコモからの回答では、電波改善のための機器を設置することで改善する箇所もありますが、基地局等の設置については採算性の観点などから、改善が困難であるとの回答をいただいております。このことについては令和4年10月号の町広報誌の折込等でもお知らせをしたところであります。

不感地域の解消については補助事業による基地局の整備等もございしますが、かなりの事業費を要しますので、財源の関係や設置場所等、今後調査研究をしていく必要があるかと思っております。

○議長（塩釜俊朗君） 濱田一徳君。

○9番（濱田一徳君） 十分検討されていらっしゃるということをお聞きしまして、今後どうにか1箇所でも不感地帯がなくなるようにしてもらえたらなという気持ちです。

次の質問に入ります。

再編交付金を活用して防災対策を検討すべきではないかと思うが、町長の考えはどうかということで通告をいたしました。

再編交付金の用途には色々制限があることを一昨年12月の一般質問で回答をいただきました。その中で防災面に関しては再編交付金の用途先に問題はないという回答でありました。

南海トラフ地震の発生周期に入っている今、この再編交付金をすべてとは言いませんが防災面につき込み町民の生命、身体、財産を守るということについて町長の考えを聞かせてもらいたいと思います。

なお、この通告をした後で、私が町長だったらこの質問を受けて何と答えればよかったかと自分に反問をしまして、後でまた総務課長に、私が言いたいのはということで追加でやっておりますけれども。これはあくまでも、この質問は今から私が言うことは質問通告に詳細を入れていませんでしたので、今後の参考として、あるいは提案として聞いてもらえばいいんですけども。報道を見て感じたことで、町内の建設土木業者とのこの合同訓練などは必要ではないだろうかということを感じました。昨日の日曜日の読売新聞のインターネット記事で、災害時の道路の緊急復興計画17府県で未策定というのを見ました。幸い、鹿児島県はこの17府県には入っていませんでしたが、計画書に書かれていても双方が内容を熟知し機能するものでなければなりません。

次に、給水車の必要性、先日の予算審査の際、本町には給水車がないということを知りました。大災害になればなるほど、国や県、これはそれぞれ甚大な影響が出ているところに人員を配分したり、あるいは資器材を投入しますので、すべてがこの南種子町が国や県の支援を受けるとは限りません。町独自で対応しなければならないことが多々あるんじゃないかと思います。そこで、この給水車などは、これは水というのは必需品ですから、やっぱりこれは今のうち1台でも確保しておくべきじゃないかなというような思いです。

そのほかにも、非常用電源の確保であるとか、発電機などの確保、あるいはダンボールベッド、こういうのは足りているのかどうか。防災用非常食の点検などはちゃんと行って入れ替えはされているのか。それと、欲を言えば、各家庭へのラジオの配分、あるいは懐中電灯なんかの配分、こういうのは配分されても必要ない方もいらっしゃると思うんですけども、ちょっと上等なやつを配分すれば結構皆さん使うんですね。大事に使うんですね。すぐ壊れるような安物だったらすぐどっかにやってしまったりですけども。そういうのをちょっと考えたものですから、この質問に追加をして入れさせてもらいました。

町としての考えがあればお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 御質問にお答えをいたします。

再編交付金を防災対策に活用できないかということですが、他自治体での例を見ますと避難所の標識整備や防災備蓄倉庫整備、防災行政無線などといった、このような事業を行っているところがあるようであります。令和6年度の交付予定の再編交付金につきましては、防災安全対策という面から消防ポンプ車の購入、青色パトロール車の購入、そのほか町内小学校屋内運動場のLED化事業、中学校グラウンドのトイレ改修、テニスコートの中学校のフェンス改修、それから保育園

のトイレ洋式化、道路維持に係る車両、堆肥センターの車両購入といった、こういったものを今回は組み立てております。教育・福祉・交通・企業育成といった幅広い分野での活用を予定をしているところでありまして、防災も含めたこういうものにも対象になるということで、これは前回は答弁したとおりでありまして、該当するものをうまく向こうのほうとも協議をしながら予算を編成をしているところでもあります。

先ほど申し述べたようなことについては、予算を本定例会に提案をしているところでもあります。また、町民の生命、財産を守ることは最優先課題でありまして、職員と一緒に取り組んでいるところですが、その重要性、緊急性を鑑みながら取り組むわけですので、このことについては再編交付金と言わず重要事項については一般財源をつぎ込んでもやるべきものはやるという、そういう姿勢が重要だろうと思いますので、そのような方向でしっかりと検討を進めてまいりたいと思います。

ただいま例をとっての御提案、6項目ございましたけれども、既に取り組んでいるものや検討しているものもありますので、このことについては総務課長から答弁をさせます。

○議長（塩釜俊朗君） 総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） 町内の土木業者との合同訓練についてのほか6項目がございます。その中で私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

町が管理する公共土木施設における大規模災害時の応急対策に係る業務を迅速かつ的確に行うために、平成24年3月1日に社団法人鹿児島県建設業協会種子島支部と、また、平成24年6月29日に南種子町建設業同志会と応急対策業務の協定を締結している状況でございます。

協力を要請する対応策業務は、公共土木施設の被害状況の収集と報告、障害物の除去及び応急復旧とその他必要な業務となります。

協力要請の方法は文書をもって要請をすることになっておりますが、困難な場合は口頭で要請し、その後速やかに文書で要請することとしております。町より要請があった場合は特別な理由がない限り協力するものとして、直ちに応急対策業務を実施する等の協定書を現在交わしているところがございますので、大規模災害時の応急対策においては建設業者と連携し対処することと現在しているところがございます。

合同訓練の実施についてでございますが、今後の課題として検討してまいりますが、現時点では考えていないところでございます。現実には台風等の災害等があった場合は、現在この協定によりまして対応されているということでございます。

次に、防災対策備品等の必要性和状況についてお答えしますが、まず、前段としてこれまで国内各地で襲った自然災害の状況や、今後発生する確率が高いとされる南海トラフ地震などによる大規模の災害を想定した場合においても、整備の必要性は非常に高いと認識を現在しております。しかしながら、大規模災害への対応としまして、その必要量の算定は難しく、再編交付金の活用を考えた場合でも行政の予算で100%整備は非常に厳しいと判断をしております。そのために自助、共助、公助の言葉がありますように、町民の皆さんの備えや地域の力が必要であることをまず御理解いただきたいと、このように思っております。

それでは、項目についての中身でございますが、まず給水車については専用の給水車は現在所持しておりませんが、災害時に給水車として使用できる水槽付きの車両としましては、南種分遣所と中央分団にタンク車が4台ございます。水槽の容量は10トンの車両が1台、2トンの車両が3台となっております。新たに給水車を購入するとなりますと、水槽の容量により価格が異なりますが3トンの車両で約3,000万円、10トンの車両の場合は5,000万円程度かかるというようなところでございます。現時点では具体的な導入予定はございませんが、トラックに積載する防災用の給水タンク等もございますので、その点も含め検討してまいりたいと、このように考えております。

次に、非常用電源についてですが、令和4年度にEV車を8台購入したことによりまして8か所の避難所において災害時の非常用電源としての活用をしております。また、ガソリンを燃料とする移動用の発電機については、防災用としまして従来の8台に加えまして自然の家に3台、さらに令和2年度に20台を購入して合計で34台所有しているところでございます。

次にベッドですが、現在、折りたたみベッドを2台、段ボールベッドを20台所有しております。また、ベッドではございませんが令和2年度に防災用のスポンジ製マットを約800枚購入しており、それを床に敷くことでクッション性が得られ、敷き布団代わりに使用できますし、寒い時期には床に直接触れないため防寒対策も図られることになっております。

次に、防災用の非常食の点検と入れ替えについてでございますが、現在、非常食は町の防災倉庫に管理しており、消費期限は5年のものがほとんどでございます。担当部署で在庫管理を行っており、毎年点検と入れ替えを実施している状況です。今年度については非常食を約470食分と備蓄水を240リットル分新たに購入し、現在、非常食が5,000食、備蓄水が約500ミリリットルを2,000本、2リットルを120本備蓄しております。今年度中にクッキーと備蓄水の一部が消費期限を迎えましたので、町の防災訓練等で配付をしながら各家庭での備蓄についても啓発を図っておるとこ

ろでございます。

なお、備蓄水については飲料用としての期限が切れたものについても災害時には別の用途で活用が見込められるため、そのまま現在保管しているところでございます。

最後に、各家庭へのラジオの配付についてでございますが、御質問の冒頭で申し上げましたとおり、災害対策は行政だけで補えるものではないと考えておりますので、自助の部分として各御家庭で御準備いただけるよう啓発活動を継続しながら防災意識の高揚を図ってまいりたいと、このように考える次第でございますので御理解、御協力をお願いしたいと思います。

○議長（塩釜俊朗君） 濱田一徳君。

○9番（濱田一徳君） 詳細に回答をありがとうございます。

2035年プラスマイナス5年と言え、早ければあと6年後ということですよ。ですから、やはり町民に対してもこの災害はいつ起きてもおかしくないんだということで、もう少しこの危機感を持たせるというか、あまりに不安を煽ってもいけないんですけども、そういうのも大事かなと。この前、教育長の話だったですかね、東日本大震災で子供が助かったという、あれ、訓練の賜物ですよ。ああいう話を教育長もされておりましたけども。機会があれば、やはり災害対策というのは住民に広報をしょっちゅうやるべきじゃないかなというふうに考えております。

次の質問に入らせていただきます。

町長、私の質問はちょっと皆さん方、前回は大隅半島にトンネルを掘らせるとか、電柱を地中に埋めるとか、皆さん方があまり考えないようなことをぽっと出したんですけども、今回もまたちょっとどうかなという意見もあるんじゃないかと思うんですけども、この避難民の宿泊施設確保についてということで通告をしております。本町においても台風等で公民館などに避難することは毎年行われていますが、能登半島地震などのように長期にわたり避難生活を送るには現在の避難箇所指定されている公民館などではとても対応できないのではないかと考えます。

そこで、能登半島地震でも仮設住宅が建設されていますが、すぐにできるというものでもございません。

そこで1つの提案ですが、現在、島内のあちこちにコンテナハウスが相当建っています。ちょっと異様な雰囲気かなと思うような、そういう感じも受けるんですけども、この馬毛島の自衛隊基地の工事の関係でコンテナハウスが建っているんですけども、馬毛島工事は残すところ3年ぐらいと聞いております。そして後、大掛かりな工事が3年ぐらいで最初の計画は4年ということでしたから、あと10年ぐらいかかっていると整備をされていくのかなと、そうしますと3年ぐらい経ってコ

ンテナハウスも大分不要になってくる時期がきます。これをまた鹿児島に船で運んだりするのは船賃などもかかるということで、このコンテナハウスを、言えば安くてちょっと町内に下ろしてよという交渉をして、これをキャンプ場の宿泊施設に利用したり、あるいは観光客、これがロケットを見に来たけども泊まる場所がないという方に宿泊施設として安い料金で提供して、そして飯は地元の業者を使ってくださいとか、あるいは自分で自炊もできますよというような感じで、キャンプ場なんかの施設の一環として活用できないのかなと考えた次第です。旅館業法などの問題とか、あるいは建設業の問題とかいろいろと問題もあるとは思いますが、こういうのはちょっと皆さん方が考えれば解決できる問題だと思うんです。ぜひ、こういうのを検討してみたいなということで、この質問を出しておりますけども、町長の感想としてはどのようなものでしょうかお聞かせください。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 御質問にお答えをいたします。

発災後の初動段階における一時的な避難所としては、町の指定避難所を現在のところ想定をしております。その後、御自宅が被災した方々への対応といたしましては、仮設住宅の整備などが必要となる可能性はあろうかと思えます。基本的にはこのような事態の場合においては、国や県への支援を要請しながら住宅を確保していくことになると考えております。

確かに御質問のとおり、現在、島内に見られるコンテナハウスをそのまま活用できれば、災害対策としてメリットはあると判断できますが、実際、コンテナハウスの空間が避難者への中期・長期の住居として適当かは判断ができないところでございます。

また、現在、設置してありますコンテナハウスをそのまま維持・管理していくには、敷地・水道・電気・ガスの設置など予算を含めたたくさんの解決すべき問題が想定をされることとなります。

また、先ほどから3年、ないし4年、その間にコンテナがたくさんできて使用されるんだと思えますけれども、島内で一番心配していますのは、大手さんがしっかりと撤去までやるところについては、それは計画よりしっかり進むんだと思えますけれども、それ以外のところでちょっとすでにいろいろトラブルもあるところもあるように話は聞いておりますけれども、そのままこのコンテナハウスが放置をされる状況が出てくると、これは非常に廃墟状態になって問題も出てくるのではないかと懸念も持っております。

先ほど提案のあったようなことについても、予算を含めたそういう問題がクリアできるのかどうかということだろうと思えます。私どもの町としては、今年度予算

で島間自然の家の生活環境を充実をすることで整備を進めておりました、また、プライベート対策を含め空調、そして二段ベッドを設置をしたりして、今後利活用が皆さんに望まれるように活用していただけるような環境を作るよう行っております。

また自然の家の体育館については空調を設置することとしておりました、これについてはプロパンでの対応を考えております。これは、そういう災害時に電気が止まったりいろいろしたときのことを考えますと、現在、都市部でもこのプロパンでの空調での対応が広く進んでいるということで、そのような対応で。西側の災害時の拠点にもなるのではないかとということで、こういうことも進めているところであります、このコンテナの活用については十分に適切かどうかも含めてそういうことを検討する必要があるだろうというふうに思っております。

○議長（塩釜俊朗君） 濱田一徳君。

○9番（濱田一徳君） まだ四、五年あります。じっくりと検討してください。今はちょっと問題があるのかなという考えでも、これから2年たち、3年たち、現実に押し迫ったときにやはり使えるものは使うということでやってもらったらなと思います。本当もったいないような生活環境、空間ということで考えれば一時的なあれには使えるんじゃないかなと思ったものですから、こういう質問をいたしました。

最初は、この質問については観光対策で出そうかなとも考えたんですけども、災害時の避難所のあり方の1つにも使えるかなということで、この中に取り入れた次第です。よく今後、また、検討されることを望みます。

次の質問に入らせていただきます。

大きな2番目の人材確保についてということで、人材の確保はどのような職場であっても非常に重要な問題であります。最近の報道を見てみますと、人手不足は本町のみならず、あらゆる地域、職域で大きな問題となっております。ある職場の送別会に二、三日前にちょっと参加してきたんですけども、そこで出とった話が、種子島は求人倍率が3倍でどこの職場も人手不足だということを話されている人がおりました。一般企業などにあっては人材確保は会社の存亡に関わる問題といっても過言ではないと思います。

そこで、1番目に令和6年度の職員採用試験の状況及び次年度の採用見込みについてということで、今回の採用試験では採用予定人員に満たなかったという話を聞きましたが、採用状況を含めその原因などが分析できているのであればそれを教えてもらいたいと。併せて次年度、その次、必要人員の確保についてはどうなのか、そこら辺の答弁をお願いいたします。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） その前に、先ほどこのコンテナの関係で避難民の宿泊施設、そしてまた併せて観光に絡んだ宿泊のことについても聞かれたんだらうと思いますが、ちょっと私そこの部分答えていなかったもので、その部分を先にちょっと答えさせていただきます。

このコンテナハウスについては、耐用年数の関係とか景観の関係などもありますので、現在のところ観光施設としての考えは私は今持ち合わせておりません。しかしながら、民間において観光客の宿泊施設として活用するというのであれば、現在宿泊施設が不足している状況でありますので、それを妨げるつもりもございません。ただ、今民間のほうでも現在の平屋の10棟、こういったものを建てている方もおります。ちょっと県外からもまた新たに多くの棟数で設置をしたいという方も来ているようであったり、また、グランピングもできたり色々しているようでもありますので、そのことは、やっぱり必要性についてはもちろん考えておりますけれども、この前のロケットの祝賀会でもありましたが、あらゆるいろんな方からも、やっぱりこの宿泊施設が足りないと、それで観光客からもそういう話が伺っておりますので、このことについては先般、条例のほうもとおささせていただきましたけれども、今後、そういう企業からお話がありますので、このことについてはしっかりと話を聞きながら、包括協定をという話も来ておりますので、前向きに進められるものについては取り組んでまいりたいというふうに思います。

ただいまの御質問でありますけれども、全国的にこの公務員への受験者数は減少傾向にあるようでありますけれども、本町においても同様でございます、職員への業務の負担が大きくなっており、非常に苦慮しているところでございます。

先日、南日本新聞に県議会での一般質問で、県内43市町村のうち65%に当たる28市町村が職員採用予定数を確保できないと、そして追加募集をしたことが明らかになったとの掲載がありましたように、本町もその時点で確保に至っていない状況がありました。その後、引き続き追加募集を行っておりまして、現在、4月に向けて2名の登録ができたところであります。これまでも住民サービスを安定的に供給するためには取り組むべき課題であると考えておりまして、必要な人員確保や多様化する社会に対応できるよう、令和6年度に向けて新たな取組が必要であると考えているところでございます。

しかしながら、これまで慣例とされてきた町に、こういう私どもの離島とか過疎地ではよくあるんですけれども、職員の親族が応募することがタブーとなっておった。そういう認識もありました。これについては一切の法令に違反することもございませんし、また、国や県においても優秀な人材を確保するという観点からもそれぞれ制限をかけることはされておきませんので、私のほうとしても今後は本町にお

いても住民サービスが遅滞することのないように適切な人員を確保するという意味においては、ここら辺も重要なことだろうというふうに思っておりまして、当然、そういうもので縛られることなく地元に戻って頑張りたいという、そういう若者についてはしっかりと帰ってこれるような環境をつくるというのが私は必要だということで、今、私のほうからもあちこちで話をさせていただいてますけれども、このことについては広く啓発をしていくべきことであるというふうに思っております。また、引き続き6年度初めにも企業枠の試験を実施を今予定しておりまして、中には島外に出ておられる方々からも、そういう定期的に今やっておるわけですが、チャンスがあれば帰ってきたいなというお声もちよっと聞こえてきているところでもありますので、今後も、ここら辺のような対策が一番必要かということとはしっかりとやってまいりたいというふうに思います。

ちょっと詳細の部分が必要であれば総務課長のほうから説明をさせたいと思いますが。

○議長（塩釜俊朗君） 濱田一徳君。

○9番（濱田一徳君） いや、町長のそれで十分、分かりました。やはり、親族が役場において、またその子供が役場に入ると。今まではタブー視されていた面もあると思うんですけども、これは何も法令に違反することでもないですし、採用試験をちゃんとしっかりとやれば私はそれもいいと思います。そして、全国に散らばっているここから出ていった、私なんかから見れば子供、その子供たちが帰ってくるというのであれば、やはり役場の職員として採用してもらえば、これは非常にいいことではないかなと。特に鹿児島は、皆さんも御存じだと思いますけども、「大きくなったら何になるの」「公務員」って、これは皆さん聞いたことあるでしょう。それだけ公務員の人気が高かったのが、最近はあんまりそうでもないんですね。そういうこともありますので、町長のその考えが広く町民にも伝わることを願って、次の質問に入らせてもらいたいと思います。

2番目の採用試験前に職場体験をさせることについてどのように考えるかということで、簡単に申し上げますと、今回中種子町が2月13日から25日までの期間、1人の体験実習を行ったという話を聞きました。その話を聞いて、やはり今一般の職場なんかでも夏休みとか冬休みなんかを利用して職場体験をしたりとかやってるんですね。それを中種子町が職場体験ということで10日ぐらいしてみたという話を聞いたもんですから、南種子もこれはやれるんだったら広く応募をして、こういうのを体験させて、そしてその人が受験するかどうかは別として、いざ受験をしてここに受かったときに「南種子はああいうところだった。ここで働いてみよう」という気持ちになってもらえば非常に優秀な人材も集まってくるんじゃないかなという

思いからちょっとこういうのを出してみたんですけども。町長の考えはいかがでしょうか。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） その取組そのものについては、しっかりとしたやり方を考慮して手法を確立させれば1つの方法ではあるかなというふうに思いますが、詳細は担当課長から答弁させますけれども、先日、県町村会が主催する市町村長の研修会がございまして、早稲田大学マニフェスト研究所の事務局長の先生が講演をいたしました。若いときに町長になられた方で、徳島県の川島町長の経歴を持つ方でありまして、この人もいろんな改革をする方でありましたので、その中で話が出ましたのは、今もいろんなところに行って色々提案もしているようです。そして、こういう実際に職員を受け入れている自治体もあるようでありまして、問題は、ただそこでしっかりと経験をしていただくときに、役場の業務をしっかりと、また、どういうことをやっているのか、そういう経験ができるのが一番だろうというふうに思います。これまでのところでは、何か文書を封筒に詰める作業とか集計業務とか、単純作業のみの経験であったようでありまして、そこで経験をした方が、結局あんまりよくその業務の理解ができなかったのか、それよりも民間のほうに就職をしていったという経緯があるということでありまして、一番の問題は、その時点で公務員でございませぬので、いろんな個人情報を取り扱うことができない、取り扱わない業務に限定をしたやり方とかそういうことになるので、ここら辺がしっかりとできるようになって町役場のやっぱりあるべき姿をしっかりと経験してもらおうというのが私は一番必要ではないかなというふうに思ったりしております。

現在、課長のほうでもそこら辺について検討されていると思いますので、そこについては答弁させたいと思います。

○議長（塩釜俊朗君） 総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） それでは、私のほうから答弁させていただきますが、今、町長が答弁されましたように中村先生は早稲田大学での実証では、やはりインターンシップを行ったところ、その中身については公務員という中で個人情報というどうも制限があって、なかなか企画立案という最大の業務を任せてもらえなかったというところで単純作業のみの作業であって、なかなかそこに希望がわかかなかったというような実例があったようございまして、やはり今後、このインターンシップを受けるにはここら辺を解決した中でやらないと本末転倒な状態になるというような状況で、なかなか逆に離れていくというような講演をいただいたところございまして、町長とそういう話を聞いて、今後の中にまた活かしていこうということで、今後検討課題の1つに入れているところでございます。現在、実績としましては高

校生の体験ということで、現在、病院のほうにはそれぞれ受入れて技術者、資格、そこら辺の体験をしております。私、行政の中では中学生を体験学習という形で、今現在受入れておりますが、先ほどから言いますように個人情報等の名前とか、そういうのがある関係上、どうしてもそこら辺を制限した形での課の配置ということになっていきますので、現在、水道、消防、図書館、それからそういう各施設関係の管理状況と、そういうような部分での体験ということで出しております。今後において採用の応募をして受験者を増やすという観点では、各学校には早めに試験の日時、内容についての情報を提供するというところでしております。また、技術職、保健師を含めてですが、土木建築等もございまして。そこら辺については、学校の養成校に回って、担当課長のほうで行ってもらって、それでももちろんそこには職員も一緒に行ってもらって、業務の内容をそこでお話をします。保健師については、学生さんの前で発表をしながらしていくとかいう形で、いろんな取組は現在進めてしているようでございまして、やはり、県を含め募集が相当足りない状況でございまして、なかなか離島であるというこの地域的条件も逆になって、非常に苦労しているというような状況ですが、それらを含めて今後も対応策の1つとして考えていきます。受験の内容としましても、試験も新卒が受けるスタンダードという形の試験ではなくて、ライトという形で一般企業の方が受けやすい試験内容にしたり、そこら辺の工夫をしながら対象者を広く集めるという中で、優秀な人材を確保していこうという取組を現在考えながら進めているところでございます。

以上です。

○議長（塩釜俊朗君） 濱田一徳君。

○9番（濱田一徳君） 職員の採用というのは非常に、私が一番最初に議員になったときに町長に質問で、職員採用で町長が変わる度に職員が変わるという話を聞いたかということ質問して、そのときに町長が、直接は自分に関わらないという、そういう話を答弁されました。確かに本当そういう面では公平性を期していただいているのかなと思いますけれども、今後、この人材確保というのはどの職場においても非常に重要なあれで、この南種子町の発展を願うのであれば、とにかく優秀な人を集めるということで、総務課長しっかりと募集をかけてください。よろしくお願ひします。

最後になります。次の質問に入ります。3番目の大きな質問では、高齢化社会に向けた道路環境整備ということで、この問題については莫大な費用を要し、とてもじゃないですけども町単独事業では難しい、厳しいということ、あるいは費用対効果を考えた場合にどうなのかなという、いろんな問題があるというのは十分分かっておりますけれども、あえてその中でも質問をさせてもらいたいと思います。長

期視野に立ち、各校区の主要道路の歩道整備を進めるべきではないかということなんですけれども、今、各地区の小さなお店がだんだんとなくなってきています。そうしますと、我々も高齢化して行って、だんだんと免許証の返納も考えなくてはなりません。そうなった場合に、今活用されているのが電動カー。年配の方がよく使われておりますけれども、ああいうのがますます増えてくるんじゃないかなと、そういうふう思うわけです。そして、自分の地元で買い物ができないものだから、当然、買い物となると上中のほうに集まってくると。この各校区の道路を見たときに、まだ整備が必要なのが大川地区と、それから下中、平山、これが上中に通じる道路としてはまだまだちょっとどうなのかなというのを感じております。そして特に、長谷の摺久保から大宇都に抜ける道路、あそこについては12月から4月までは大型車が頻繁に通るところなんですよ。住民の方にお話を伺ったところ、以前、そういうことで危険だということで、歩道を整備してほしいということで一部歩道ができたという話を聞きましたけれども、あそこをやっぱり電動カーで通るにはちょっと厳しいところもあるのかなというふうな思いもありました。この問題については、これは先ほども言いましたように、莫大な費用がかかると、土地の買収から何からですので。これを早々に結論を出してほしいとか、そういうあれではありません。長い目で見て、こういう計画も必要じゃないのかなということで、この前、建設課長にもちょっとお話をさせてもらったところなんですけれども、町として次の6年計画ですかね、そういうのもまただんだん組む時期にも来ていると思うんですけれども、こういうのも踏まえて少しずつでも整備をやってもらったらなと。今年度の予算では、各地区のこの道路の歩道整備なども予算に上がっておりますけれども、それとは別途にこういうのを将来的に考えた計画というのを、そろそろ検討してもらえたということでこの問題を出しております。町長の考えをお聞かせください。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 御質問にお答えをいたします。

令和6年2月末時点で高齢化率は38.8%であります。今後、高齢化社会が進む中で地元の商店は減少し、また高齢のため自ら運転免許証の返納を行い、移動手段として電動カーを活用される方が多くなるのではないかと、そのことは私も考えられるのだろうなというふうに思っております。現在、上中地区においては国の補助事業を活用いたしまして、歩道のバリアフリー化や路肩拡幅など、中平小学校校区やおぞら保育園の通学路安全対策事業を実施をしているところであります。旧駐在所の先のほうもそうでしたけれども、がけ崩れの危険があったり、そして何度もオーバーレイで工事をしていますので、道路が真ん中が膨らんできたような状態で

非常に通行しにくい道路状況でありましたので、これを補助事業で今整備をしているということで、そしてまた先ほどからおっしゃられますように、この歩道についても以前のような一段高い歩道というのは、今の道路構造上の規格とは全然ちょっと変わってきておりますので、こういうことは当然しっかりやっていかないといけないんだらうなというふうに思います。今後、補助事業を活用して実施していく上においては、その事業による効果、影響、採算性など、総合的な視点で判断する必要がありますが、また、地元との調整や用地買収の見通しなど、事業実施における実効性についても判断をして、事業内容を整理することが必要となると考えられます。それらのことを十分踏まえた上で、ハード面だけでなく福祉分野や公共交通分野などソフト面も組み合わせ、さらに地域の助け合いや協働を含めた幅広い検討を行うことは重要だと思っております。地方もそのようになってまいりますので、そこも含めて今後いろんな考え方を整理しないといけないと思っておりますので、詳細については担当課長から答弁をさせたいと思います。

○議長（塩釜俊朗君） 建設課長、河野容規君。

○建設課長（河野容規君） 御質問にお答えをいたします。質問に該当する歩道が整備されていない町道は、上中大川線、長谷平山線、花峰大曲線、大曲郡原線になるかと思えます。補助事業では社会資本整備総合交付金事業を活用し、道路改良事業として歩道も含め計画をすることは可能と思われませんが、地形的な要因や路線延長も長く、相当高額な事業費の確保が必要になると予想されます。

補助事業につきましては採択要件もありますが、地元からの要望も含め整備計画を立て、実施している状況であります。現在、補助事業で6地区を継続中でありますので、早急な対応は厳しい状況ではありますが、今後の課題として調査・研究してまいりたいと考えます。

また、長谷小学校から大字都集落へ通ずる、町道大字都摺久保線につきましては、平成22年5月に長谷地区公民館からの陳情書を受理し、平成23年度と24年度の2カ年で歩行空間確保を目的として、側溝蓋や防護柵の設置を一部区間実施しておりますが、有尾側が未整備の状況であります。歩行者の安全確保のためにも、防護柵設置など安全対策について、今後現地を調査し検討してまいりたいと思います。

○議長（塩釜俊朗君） 濱田一徳君。

○9番（濱田一徳君） ありがとうございます。この件についてはこの一般質問で出す問題かな、どうかなというのもちよっと私も考えたんですけども、長期視野ということで、やはり先々の計画ということで頭の片隅に置いてもらって、予算を組むときに検討してもらったらなという気持ちでこれを出しております。本当、これから高齢化社会が始まります。さっきの職員採用ではないですけども、採用の年齢も

つり上げないかんような、そういう時代も来ると思うんですね。人が少なくなったから業務が減るかと言えばそうじゃないですね。人口が少なくなっても業務内容は複雑多岐化にわたりますます、やはり職員の能力というのにも必要になってきますし、人員も必要になってくるわけですね。そういうのを考えた場合に、早め早めの政策を打ち出していくということが大事ではないかということで、こういう質問をさせてもらいました。

以上で私の質問を終わりたいと思います。

○議長（塩釜俊朗君） これで濱田一徳君の質問を終わります。

ここで11時5分まで休憩します。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時04分

○議長（塩釜俊朗君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、福島照男君。

[福島照男君登壇]

○4番（福島照男君） それでは、一般質問、入らせていただきます。

年度初めのスタートに向けて、住みよさ日本一のまちづくりを目指してという大きな課題を掲げて質問をさせていただきます。

この日本一という意味は、島外の人たちが住みたいと思う町ではなくて、そこに暮らしている住民たちの満足度を図る目安となるものと捉えております。

住みたい町となると、圧倒的に大都市周辺が主役になってきますが、住みよさとなると状況は違ってきて、地方でも満足の高い町が主役になっているようです。

東洋経済というところが、毎年全国815の市と特別区を対象にランキング調査を行っているデータがあります。調査内容は、安心度、利便性、快適度、富裕度の分類で20項目の内容になっているようです。

ベスト200の中には、地方都市も多く、決して大都市に偏っている傾向でもありません。鹿児島県では4つの市がランクインしていますが、残念ながら町村のランキングデータはありません。地方都市においても、一定の人口規模がないと、充実したインフラの整備には限界があるのも事実なのかと思っております。

我が町は、5,000人そこそこの小さい自治体ですが、客観的・俯瞰的に見ると、生活していく上で不自由、不安な点、逆に温暖な気候や自然環境のよさなど、個人差はあるものの、その町の一長一短が見えてきます。

課題が可視化されてくれば、優先順位を鑑みながら、住みやすいまちづくりに向けて効率的・効果的に取り組むことができるのではないかと考えております。

離島という地理的ハンディは回避できませんが、利点を大きく伸ばすことで不便さを補い、生活環境の改善と充実を図ることは可能と考えます。そういう意味で、日本一を目指すという大きな目標には、それなりの意義があると思っております。

前置きが長くなりましたので、本題に入っていきます。

今回は、産業の活性化をテーマにしています。そこで、ロケット産業、宇宙ビジネスとの関わり方についてお尋ねをいたします。

先日、H3ロケットの打ち上げが見事成功いたしました。日本にとっても、本町にとっても、待ちに待った大変うれしいニュースであります。先日祝賀会も行われたところですよ。

ロシアのウクライナ侵攻により、これまで宇宙輸送システムを担ってきたロシアのロケットが使えなくなり、H3ロケットの宇宙輸送にはますます期待が高まっているようであります。

2019年10月には、アメリカ主導のアルテミス計画への参画も決まり、これまで世界から大きく遅れを取っていた日本の宇宙ビジネス進出に大きな期待が高まります。本町にとっても関連する産業の活性化や、関連ビジネスへの新たな参画や開拓の可能性も見えてきました。

本町として、今後大きく伸びていくと言われているロケット産業、宇宙ビジネスにどのように関わり、携わっていく方針なのかをお尋ねいたします。町長、よろしくお願ひいたします。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

[小園裕康町長登壇]

○町長（小園裕康君） 福島議員の御質問にお答えをいたします。

H3ロケットが成功いたしまして、このことについては大変喜ばしいことだと思います。宇宙開発は、新たな時代に突入をし、今後打ち上げの回数も増えていくものと思われませんが、本町といたしましても、さらなる協力体制を、これは種子島全島及び県や各種団体とともに構築をしていくことが、大変重要になってくると思っているところでございます。

現在、役場の組織体制を含めた本町全体での支援体制等についても検討中ではありますが、ロケット産業、宇宙ビジネスにつきましては、種子島宇宙学校プロジェクト拠点施設整備事業を推進するとともに、今後においては、民間企業においても様々なアプローチや動きが出てくることが想定されますので、そうした動きを注視し、本町にふさわしい事業推進を図ってまいりたいというふうに思っております。

そういった中で、当面はこの打ち上げに関して申し上げますと、現在打ち上げごとに本町の協力会を中心に、本町職員が4か所の見学場に40人程度、そしてまた役場にも待機をするわけでありますので、50人近くが町の役場で対応している状況であります。

そして、今回多数機になりますと、通常業務に加え、毎回それを担っていかねばなりませんので、私はこの支援体制の在り方、宇宙開発に関しても見直しをしていく、そして、そういう体制の確立が必要であるというふうに思っております。

また、今後は、祝賀会の中でも、いろんな方々とお話もさせていただきましたが、あらゆる組織、そういうところにも打ち上げの支援体制、そしてまたボランティアの登録制であったり、いろんなことをこれからは考えていく必要があるんだろうと思っております。

また、南種子町の協力会がほとんどの任を受け持ってやっておりますが、この県の開発促進協、そしてまた種子島の宇宙開発促進協、私から見ますと、個々の役割といたしますか、これが非常に見えにくい状況であると。そして、予算規模も大変少ない中で、例えばこの協議会を設立、総会も開いているいろいろやるわけですけども、それぞれのところ、この少ない予算で旗を立てるぐらいの、こういったことがこの協議会で、これで終わっているのが果たしていいのかなという思いも持っております。

そういうことで、今後、この協議会そのものの存在意義についても、しっかりと検討していただかなければならんと思っております、これは先ほどから議員からもありましたとおり、今後のこのロケット産業、宇宙ビジネスについては、様々なアプローチが出てまいりますので、それに対応し得ることを、私どもも検討すべきことだろうというふうに思っております。

○議長（塩釜俊朗君） 福島照男君。

○4番（福島照男君） ありがとうございます。この宇宙産業を本町の産業活性化に、要はどうやってつなげていくかということが大きな課題なんです、1つは、今町長が答弁されたように、開発に、打ち上げに全面的に言うと、そういう体制を本町のみならず、鹿児島県等、島、種子島挙げて協力するという体制は、当然強力に進めていただきたいのが1点です。

それと、どうやって活性化につなげていくかということについては、なかなか我々だけの知見だけでは推しはかれないところもあるかと思うんですが、日本で唯一大型発射場のある我が町ですので、それなりに町の活性化につなげていくということが最低限必要だというふうに思っております。

そのための仕組みであったり人材であったりとか、町長が日本全国、中央省庁に

走り回っても、おのずと限界はあろうかと思えます。議会10人おりますけど、10人が知恵を出しても限界もあると。専門スタッフを、今は企画課かな。企画の中でもいいんですが、そういう専門チームスタッフを通じて、専門家であるとか、大学であるとか、企業であるとか、そういうところと情報交換もしながら、指導もしていただきながら、どういう政策的なアプローチ展開が本町の町の活性化につながるのかと。

町が活性化してくれば、当然経済豊かになるし、人も増えてくるという、自然な流れが出来上がっていきますから、そこまでの取組を町としてどうしてもやっていく必要があるんだろうなと。そういう意味では、そういうそれに係るスタッフを置いたほうが効果的かなというふうに考えるものですから、その点について、町長にどうしてお考えをお持ちなのか、お伺いをいたします。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 先ほども少し申し上げましたが、まだ、採用等の関係もありまして、先ほども答弁させていただきましたけれども、現在の状況のままで、企画でいろんな宇宙に関するもの、そしてまた私どもの町は、今あらゆる取組を協定も結びながら進めておりますので、現状の体制でこれやっていけるかということ、私、非常に今、皆さんが手いっぱいのところで行っていると思っております。

そして、打ち上げ回数も増えてまいりますし、そういう意味では、ここをしっかりと組織体制を改めて確立をして、そのような体制の中で進めていくということは、今後必要になってくるんだろうというふうに思っております。

そのことについては、十分検討をこれから進めていくわけでありましてけれども、ただ今急いで、先ほどの採用もそうですけれども、人員を確保しないといけない部分と、それからまた4月には2社ほど、うちの町の在り方、そしてまたあらゆる方向からの御提言をいただいております、そこと協定結んで、しっかりと企業、やっていたところは企業にやっていただきたいと思っておりますけど、そういうことを進めております。

これまで議員の皆さんにも申し上げてきましたが、この種子島宇宙学校プロジェクトについては、今度、国の予算も通していただきましたので、国と町との予算、そして企業が3分の1ずつでの事業費になりますが、これでもって拠点整備をやります。

そしてこれは、ただ単に小学校、中学生の子供たちを呼び込んで勉強させるだけではなくて、そういう人材をつくって、そして将来はそういう人材がこっちにも帰ってこられて、ここで起業をすとか、そこまでのことを先生のほうでも考えていただいております。

そして、それはよその子供たちだけではなくて、先生もこの地元の子供たちにも、そういう子供たちがかなりおられるんだらうということで、地元もかなり幅広くそこを募集しながら、各学校でも皆さん、全員の説明みたいなのも開くような計画でありますし、そういう方々を呼び起こしていくと。

それで、この宇宙産業は、この宇宙学校プロジェクトについても、ただ単に宇宙ロケットに絡む仕事だけではなくて、必ずこれはここで勉強することというのは、今は福祉の分野であったり、農業の分野であったり、いろんなところに全てつながってきておりますので、それを含めた人材をつくるということでもありますので、そこも含めて現在やっているところであります。

先ほどから申し上げましたとおり、ここについては少し体制整備をする必要があると思いますので、そこは十分に考えながら、そして議員おっしゃられるような、うちの町でなければできないようなことをしっかりと進めていきたいというふうに思います。

○議長（塩釜俊朗君） 福島照男君。

○4番（福島照男君） ありがとうございます。町長の言うとおりに、ここはしっかりと人材の配置も考えながら、本町においては一番大きな課題でありますので、そこをやりながら、本町に独自の政策展開を進めるべきかと思います。当然、時間もかかるわけですが、やっていく方向で進めてほしいなというふうには思っております。

2番目の観光客誘致対策と受入体制の整備促進についてということです。これもロケット関連で、H3がますます打ち上げが盛んになると、当然観光客も増えてくるかなというふうに思われます。先日の祝賀会でも、来年度は5回の打ち上げ計画があるというふうに言われております。

そういう中で、本町、島内に押し寄せてくる観光客の方も、多く増えるのかなと思っておるんですが、こういうロケットのH3の打ち上げを契機にして、本町での観光イベント、観光活動、あるいは観光地の整備等についても取り組んでいく。現状も取り組んでいるんですが、さらに取り組んでいく必要があるのかなというふうに思っております。

そういうことで、今後のそういう各種観光イベント、島外からの人流を受け入れる企画等があれば、どういうふうな構想を持っているのか、お聞きいたしたいと思います。お願いします。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 御質問にお答えをいたします。

観光地の施設整備につきましては、第6次南種子町長期振興計画との整合性を図り、必要性、緊急性を考慮しながら、財源的な問題もございますので、有利な補助

事業を模索し、調査研究をしてきているところであります。

今後、それについては努力をしてまいりたいと思いますが、以前から議会の中でも御提案いただいておりますけれども、西海地区の世界遺産を臨むサンセット展望公園というもの、私どもも要望してきておりました。

これについては、現在、県の補助事業が今までとちょっと形が変わってきまして、単独の単発的なものでは、事業採択にならんというような方向に変わってきたようであります。

そういう意味では、今後、鹿児島県と、そしてまた、種子島1市2町ありますので、そこら辺等の広域的な連携整備というもので、こういうものを整備しなければならないのではないかというふうに思っております。ここはそういう方向で今、企画のほうでも情報収集しておりますので、できるような方向で、それを進めていきたいというふうに思います。

観光客の誘致活動につきましては、現在、種子島宇宙芸術祭等、先般終わりましたが、ロケットコンテストをやりました。これについては、私どもの町の、しっかりと、これからやっていかなければならないイベントだと思っておりますが、この芸術祭も今回はたくさんの方においでをいただき、そして東京でも東大の教授も、いろんな企業の方や、そういう方々にも説明をしていただきましたし、向こうでもイベントをやっていただきました。

今回は、1週間ほどに詰め込んだ状態でのこの芸術祭でありましたので、来期については、今現在、協議をしているところではありますけれども、11月から12月にかけての期間を長く設定をして、これやったらどうかということと、そしてまた、場所も商店街だけでなく、宇宙ヶ丘公園も使ったり、いろんなところ、皆さんが自分で選んで行けるような、そういうものにしたらどうかという、そういうことを協議しております。

そして、これは長期間になりますけれども、1週間で詰め込んでやって、先生方もスタッフの皆さんも、1週間ぶっ通しでやって、メンテもやらなければならない。そして、休み、休暇も取れない。夜も午前も午後も、そういう状態でしたので、ここについてはちょっと在り方を考えて、スタッフ、先生方もしっかりと作品のメンテもできるような、そういう設定をする必要があるだろうということで、今協議をしているところであります。

これについては5年度に引き続き実施をすることにしております。期間を長く設定することによって、観光客が島外から来島時期を自由に選べるようになるのではないかと考えております。

それから、この種子島ロケットコンテストも、学生への宿泊代の一部助成を今年

もやりましたが、440名程度の学生さんを中心に来島いただいておりますので、本町にも宿泊をいただきましたが、なかなか本町だけで宿泊できるような環境ではありませんでしたので、これも一つの課題だろうということで、これは宇宙センターがある、ここ聖地でやるということに非常に皆さんが、なかなか都会あたりでは実験もできないみたいですので、そういう意味では非常に今後、しっかりとしたコンテストというこのイベントが確立されてくるものだと思っております。

修学旅行の誘致については、種子島が現在、馬毛島の関係もございまして、ホテルの宿泊が非常に泊まれる状態ではないということから、なかなか誘致には至っておりません。

しかし、今後もこの修学旅行の誘致をしていくということについては、まず泊まれる、そういう宿泊施設の確保ができない状態でありますので、そういう現状を踏まえて、今後、どちらかという、こういう宿泊先の確保を優先をして、課題として取り組まなければならないのではないかと考えているところであります。

要は来島したい方がかなりおりますけれども、来島できないということでもありますので、そういう方々を呼び込んで、本町に泊まっていただくことをしっかり考えていく必要があるかなというふうに思っているところであります。

○議長（塩釜俊朗君） 福島照男君。

○4番（福島照男君） ありがとうございます。観光客がいらしても、なかなか宿泊施設がないという、毎回議会のたびに課題になる問題でありますけど、前向きに捉えて解決していくということは、非常に大事だろうなというふうに思います。

それともう一点、観光地の整備について、恵美之江公園の整備についてなんですが、これは一つ、老婆心ながらなんですが、東京に行ったとき、スカイツリーに上ったんですが、一番上のところまで行って三千何百円か、入場料を取られて、田舎もんですから、高いなとびっくりをしたわけですが、あれに比べると、恵美之江公園からあのでかいロケットが上がっていくさまは、三千何百円よりは、はるかに値打ちがあるなというふうに感じたわけです。

あそこを有料化して、地元の方には一部無料開放は必要かと思うんですが、あそこを有料化して、あそこに立って見るだけでは値打ちもないんだらうから、ある程度施設整備をしながら、環境整備もしながら、あれは非常に有効な利用法にならないのかなと思っていて、あそこを有料化して施設整備をして観光客を呼び込むと。

特に今はインバウンドで、非常に観光地も物価が上がってきて、大変なお金が落ちているようであります。本町にとっても非常に貴重な財産かなと思っていまして、一つの活用法として、賛否両論あるかと思うんですが、一つの活用法としては、多くの意見を聞きながら検討をしてもいいのかなと思っているんです。

そうすると、その入場料でさらに整備をするし、全て町からの持ち出しじゃなくてもいいのかなと思ったりするんですが、こちら辺について、町長、ちょっとだけ聞かせていただければ助かります。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 御質問にお答えをいたします。

公園を整備したときに、恵美之江展望公園の見学を有料化してはどうかという話があったということも伺っておりますが、鹿児島県の地域振興推進事業の特別枠というものを活用して整備をした関係上、この有料化については、鹿児島県から認可が出なかったということでもあります。現状としては、そういうことでもあります。

一つの方法だろうというふうに思いますが、このことから、今後公園整備についても、地域振興推進事業を導入している以上は、鹿児島県と協議がどうしても必要になってまいりますので、現在、この特別枠を入れた前回の回答から有料化ができるかどうかというのは、現状では非常に難しいかなという認識を持っておりますが、一つの方法として、話としてはいろいろまた話してみてもいいのかなと思っておりますが、状況としてはそのような状況であります。

そういう状況でありますので、現在の恵美之江展望公園の規制については、向こうは非常に多くの方々が、駐車場にも全部詰め込みで自由に入れるということが非常に難しい状況でありますので、それへの受入れ人数を増やすための駐車場整備などの確保等を別で考えていくのも一つの方法かなという思いを持っておりまして、今後、そこについて検討できるかどうか、考えていくこともあってもいいかなというふうに思っております。

ただ現状では、県のこういうものでの有料化が非常に難しいということと、それから向こうに制限をかけているのは、警察の協力もいただいておりますが、警察のほうからも、とにかく混乱をしないようにということで、そういうことも踏まえて制限をしている状況でありますので、今後の課題だというふうに思っています。

○議長（塩釜俊朗君） 福島照男君。

○4番（福島照男君） ありがとうございます。あそこはロケット見学では、それこそ日本一すばらしい場所だと思うので、値打ちはいっぱいあるかと思えます。有料化するしないは別にしても、あそこはまだ大きく整備をして、皆さんに来島していただく大きなきっかけにはなるかと思えますので、今後も整備は進めるべきだというふうに思っております。

そういうことで、次の3番目に入ります。特産品開発とふるさと納税対策ということで伺いをいたします。

このところ、ふるさと納税が伸び悩んでおります。安納いもを中心とした返礼品

が主流でしたが、基腐病による商品調達が厳しくなり、代わりとなる目玉商品の開発も進んでいないようです。

特産品開発とふるさと納税の強化は、本町の喫緊の重要課題です。特産品は食品だけでなく、本町で生産されるあらゆるものとなります。

私は、町の活性化は、先ほどのロケット関連ビジネスとこの特産品開発にあると思っています。そういう意味で、特産品開発は非常に重要で大きな課題だと思っています。

企画課のスタッフには大きな課題がたくさんあります。現状のスタッフのみで対応には限界があるのかなと思っています。町長も人材不足で苦勞しておるといふことであつたんですが、なかなかふるさと納税が伸びない、特産品開発が進まないというのには、こういうところにもスタッフに無理がいつているのかなというふうに捉えています。

そういうところで、この課題解決には人材がどうしても必要なんですが、これは私の思うところなんです。なかなか人材が増えないということであれば、別の部署からの人材の異動も考えるべきかなと思っています。私は農政課では優秀な職員がたくさんいるわけなんです。たくさん優秀がおるんですが、毎年、農産販売額、本町は28億円前後で推移をしております。

何で伸びないのかなと思っているんですが、それぞれの方向性や捉え方もあつたりするんだろうけども、私は、職員は一生懸命頑張っているんですが、なかなか伸びないのには、要は職員ではなくてもできる仕事もあるのかなと思っています。そういうところは会計任用制度の職員採用で乗り切るとかいうにして、優秀な職員はもっと本町の活性化に必要なところに振り分けてもいいのかなと思つたりしているわけなんです。

そういう意味で、この企画のスタッフと、それから農政課のスタッフで、合同で特産品開発チームをつくつて取り組むというの、一つの方向かなと思っています。これでしたら農政課の作業が回らなくなるということであれば、大変なことなんです。提携業務が多ければ、任用職員に代行してやってもらうと。優秀な職員については、新たな企画開発のほうに突入してもらうというのもありかなとは思つているんですけど、町長、どういうふうにお考えか、お聞かせください。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 御質問にお答えをいたします。

2月末現在のふるさと納税寄附額は約4,700万となつておりまして、昨年度の実績が8,300万円、昨年度対比で約57%となつております。

このふるさと納税ポータルサイトにおける返礼品の登録数につきましては、約

180品、楽天でございますけども、掲載をしております、今年度は新規返礼品77品を設定をしたところでございます。

一番は本町の目玉商品であります安納いもであります。これが近年の基腐病による影響によりまして、申込件数が減少をしてきております。これは本町だけでなく、隣の町もそのようでありまして、こういう影響が、一つは寄附減少の大きな要因の一つだと思っております。

またもう一つは、昨年の10月にふるさと納税の制度改正がございました。全ての経費が寄附額の5割を超えてはならないといった内容の改正がありまして、また総務省のほうからそういう通達が来ておりまして、一層厳しくなっております。いろいろ自治体でも制裁を受けたり、いろんなところもあったようですがありますけれども、この返礼品寄附額のアップを、こういう内容から余儀なくされたこともありまして、この寄附額減少のこれも一つの要因だろうというふうに思います。

この安納いもについても、なかなか種子島全島で安納いも、取り組んでおっても、その販売の価格については、ちょっと他市町においては業者任せのところもあったり、一部ではそれ安く出したりいろいろすると、今度はそれがほかの市町にも影響が出るという、ちょっと変なそういうシステムもありまして、私どもとしては農家さんが希望する額を、しっかり本町はそれでやっておりますけれども、そこら辺が本当は全島でできなければいけないだろうというふうな思いも持っております。

来年度については、寄附額の増を図るために、新たにふるさと納税の募集サイトを増やす予定でございます。自治体独自の特設サイトの構築も考えていくつもりでおります。

議員がおっしゃいますとおり、この特産品の開発とふるさと納税の強化は、本町ふるさと納税の重要課題だと思っております。

今後も企画課、総合農政課、この関係各課だけでなく、商工会、特産品協会などとの関係機関とも連携を図り、協議を重ねながら、即座に特産品の開発とはいかないかもしれませんが、新たな返礼品の開発も含めて進めなければいけないと思っております。

現在は協定を結んでいるところの企業がございまして、そこにもこの納税について御協力いただくようにしていますが、これが年度途中での協定でありまして、まだこれも軌道に乗っていないところであります。そういうところをしっかりと、職員だけでなく、活用できるような方向に進めていくことが重要であるというふうに思っております。

○議長（塩釜俊朗君） 福島照男君。

○4番（福島照男君） 特産品がまた今回180品目増えたということで、それはそれに

一歩、二歩、前進しているというふうには思います。

ただ、まだインパクトが多分ないんだと思う、増えないということは。開発は進んでいるけども、ブランドがまだついていないということなので、そこら辺の課題もあろうかと思imasので、そういうところに取り組みながら、職員だけではおのずと限界はありますから、ありとあらゆるところに働きかけるという体制をつくりながらやっていくと。

これは本町の特産品が売れる、ふるさと納税が増えるということは、町の活性化に直結いたしますが、そういう取組は非常に重要だと思imasので、引き続き努力をしていただきたいと思imas。

本町のメインになっている安納いもなんですが、全国的においしいという評価はいただいております。よくテレビなんかで見ると、何々日本一という大会がよくあって、和牛日本一はちょっとレベルが違うんですが、いろんなところでの日本一というのは、よくテレビでコンテストがやられております。

安納いもはなかなかまだ、種子島の安納いも、日本一という称号がどうもないようでありまして、これももったいない話だと思imasして、何かの機会を捉えて、この日本一というコンテストをやって、サツマイモ日本一、おいしい日本一安納いもということになれば、また違う展開も出てくるかなと思ったりもしているわけですが、企画としては、単純なんですが、効果はあろうかなと思ったりするんですが、町長、どうお考えでしょうか、聞かせていただけますか。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 種子島安納いもにつきましては、令和4年3月2日にこのG I保護制度に登録をされたところであります。今年度はこのG I認証を掲げ、ふるさと納税の募集を行ったところでありますが、このふるさと納税においては、適切な寄附先の選択を阻害するような表現による寄附募集については好ましくないというふうなことを言われておρισして、過度な表現にならない範囲で、寄附額の募集も行っているところであります。

果たして、私どもがそれを表現するときに、自分のところの町のこの安納いもだけが日本一の安納いもだとか、ここら辺はいろいろそういう部分でも、ちょっと指摘をされるおそれのあるところかなというふうな思imasはしております。

しっかりと本当はPRができて、やっぱりここのおいしい安納いもということでお伝えすることが一番重要だと思imasしておりますけども、いろんな方法を考えながらやっているところであります。

現在の寄附額の大部分を占める安納いもでございますが、この安納いもと並ぶ、また超えるような新規返礼品、特産品を開発、発掘することも、今後の課題だと思imas。

っております。

町内は、やる気のある事業者さんもおりますので、新規返礼品の開発には、作品の製作や研究のための諸経費もかかると思っております。この返礼品事業者の支援制度も、今後検討をしていくことも必要になるのではないかと思ったりしております。

一つ最後に、安納いもですけれども、埼玉のほうでさつまいもサミットがありました。今回、私どもの町の農家さんが、そこで受賞してきましたけれども、こういうことも今度広報でお伝えをいたしますが、これも何か農家さんからの御意見もありましたけれども、ほかの県と違って鹿児島県がそこに一緒に来て、そういう推進ができていないというふうなことをお叱りを受けまして、そういうことは本当に私どもの町だけの問題でなくて、せっかくそこに全国集まって、そういう鹿児島産品をするのであれば、当然、うちの町の職員だけに限らず、鹿児島全体としてそういう取組をしていくということは、私は重要ではないかというふうに、それを感じたところでございました。

○議長（塩釜俊朗君） 福島照男君。

○4番（福島照男君） ありがとうございます。そういうサツマイモの大会には行政を挙げて、ぜひ取り組んでいただきたいなと思います。鹿児島県のほうにも強く要望を上げておいてください。

そういうことで4番目に入ります。さとうきび、でん粉甘しょの将来性についてということで、これは議会で度々、同じような質問をさせていただいております。今回もかと思われるかもしれませんが、この両品目については、戦後一貫して、本町の基幹作物として、本町の経済を支えてきました。あらゆる災害にも耐えて、本町の、本町というか、島内の種子島の基幹作物で長年やってきて、農家の生活を支えてきているわけです。これに代わる作物を、特産品を、代替作を探そうという動きがなきにしもあらずなんです。なかなか実現していないのも現状であります。

片方では、もう高齢化も進み、後継者も少なくなっているということで、今さらそこまで冒険しなくてもいいだろうという議論も片方ではあります。かといって、昨今の状況を見て、このさとうきびとサツマイモについての大半は、国からの交付金、助成金で成り立っております。

状況としては、なかなか販売単価の上積みが認められないという状況が続いております。今後もしばらくは続きそうな感じであります。産地として弱気になってはいけないわけですが、現状を見ると、なかなか厳しいものもあるんだろうというふうに捉えております。

一方で、資材等については値下がりする見通しもなく、多分高くなっていくんだ

ろうなという動きで、農家にとっては非常に苦しい生産環境が続いていくというふうに捉えております。

そういう中で、再三、町長にもお願いをしているんですが、何としても時間をかけて、この2つに代わるとまではいかななくても、近いような作物開発に着手すべきだというふうに思っております。

私、いつもなぜこういう話をするかという、先ほどもちょっと触れましたけども、本町の農産物28億前後でずっと推移をしているわけです。6年度の農業部門予算も5億9,000万ぐらいでしたか、ずっと推移をしております。毎年、毎年、同じ似たような金額をつぎ込んでいるんですが、生産額は上がらないと。

町長が施政方針で発表するのは、台風が来たから、台風がなかったから、天候に左右されて非常によかったよという報告があるわけですが、人的に技術開発で、いや、作物更新で農家売上げが増えましたというような方向は、ここ5年ぐらい聞いたことがないわけですが、そういう意味で、今、反面、ちょっと歯がゆい思いもしているわけですが、ここは何としても、本当は民間がどんどんやっていくのが一番いいんですが、そこまで体力はありませんから、現実的に。

行政がある程度のところまではリードしながら、先進地視察も含めながら、市場との情報交換も取りながら、失敗、失敗、失敗を繰り返しながらやらざるを得ないのかなと思っていまして、どうしても現状打開するためには、ここは行政がもう一踏ん張りするべきやなと思っていまして、その特産品、特産品じゃないか、2つの作物に代わる代替作物の研究導入に向けて、もうちょっと、もう少し力を入れる、人材と予算を投入すべきかなというふうに思っているんです。再三の質問になるんですが、よろしくをお願いします。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 御質問にお答えをいたします。

このさとうきびやでん粉用甘しょを含め、農業を取り巻く状況というのは、これまでも申し上げてきているとおりで、燃油、そして肥料、生産資材等の高止まりなどによりまして、大変厳しい状況にあるということは、私も言うまでもありませんけども、それに加えて、国からの交付金についても、引上げは大変厳しい状況だろうというふうに思っております。

しかし、さとうきびやでん粉用甘しょについては、本町の重要な基幹作物であると認識をしておりますので、これはこれとして関係機関と連携を図りながら、国や県の補助事業、そして町単独の支援策に取り組むなど、これは支援を図ってまいらなければならないと思っております。

また、今の状況を踏まえ、全ての農家がそういう大変な状況でありますので、本

町としては、園芸農家や果樹農家についても、後継者の問題もあつたりしますので、その農家の要望に応え、ハウスや機械等の導入の支援にも取り組んできております。

再編交付金を活用した肥料・飼料高騰対策事業も、6年度も継続して実施をしてまいります。農家を取り巻く環境は、このように激しく変化をしておりますが、生産者の声を聞きながら、どこまで私どもが支え、そしてしっかりと耐えて、前向きにやっていけるようになるかということ、私たちは進めなければならぬと思っております。

さらに、昨年度から新たにに取り組んでおります有機農業については、有機米を目指した試験栽培等にも取り組んでおります。そしてまた、少しずつこれに取り組む農家も出てきておりますので、こういったことについては、なかなか簡単に広がらんという思いは持っております。また、そんなに皆さんが全て取り組むような状況になるとは思っておりません。

そして、新規作物については、議員のおっしゃるとおり、大変な重要な課題であるということは、私も認識をしております。そういった中で、現在新規作物として、どういう作物が一番適しているかというのは、この市場関係者や他産地の生産者の情報交換なども行ってきております。

引き続き、関係機関と連携を図りながら調査研究をしたいと思っておりますが、一番は、先般も北海道からカボチャの非常に成功している農家さんが参りました。一部、私どもの町のカボチャ、エビスですか、それとはまた違った品種の話もあつて、農家さんも研修をしたようであります。ただこれが、それを受けてすぐ皆さんが取りかかるというと、なかなかそうもいかんわけでありまして、ここら辺が非常に難しいところがあると思っております。

現在、若手農家による、南種子町の若手農家で語る会というのが、もう2回ほどありました。先般、この若手農家22名が参加をして、農家の皆さん、いろんな農業に取り組んでおられる方々が集まって、今後横の連携を図りながら、将来の南種子を自分たちもしっかりと考えたいということでありまして、非常にこれはいいことであり、私どもも支援すべきことは支援をしながら、この人たちがしっかりとこの農業のリーダーとしてやっていける環境になればいいなと思っておりますが、その中に非常に自分でも勉強をしている方もおりました。

このカボチャについても興味を持っておられまして、彼も早掘りでやった後にカボチャを作つてということも考えておられることもありました。ただ、やってみないことにはなかなか前に進まないんですけれども、こういう方々と連携をしながら、何かいいものが本当に確立できないかというのは、今後一緒に考えていきたいとい

うふうに思います。

ただ全ての方がそういう考えで、どんどん前に進めていただければいいんですけども、なかなか行政が何をやっているかとか、ここが足らんとか、そういう方もおりますので、そこはそういうリーダーの方々が一緒に、いろんな分野の方々ですけれども、やりながら、そういう組織が強固なものになっていただければ、私は将来またちょっと違った形で進むのかなという思いを持っておりまして、この中で新規作物についても、今までもちょっとやって駄目だったらすぐやめますので、いろいろそれでも引き続きやっている方がおりますから、ここは粘り強くしっかりと調査をしてまいりたいと思います。

○議長（塩釜俊朗君） 福島照男君。

○4番（福島照男君） 22名の若手農家が頑張っているということで、非常に力強い答弁いただきましたが、そういう方々には新規作物にチャレンジするというときに、当然失敗のほうが率が高いわけですから、町としても、町としてもそれなりの助成をしながら頑張ってくださいということがあってもいいのかなと思っています。成功すれば、それが大きなリターンで返ってくることは間違いありませんから、多少の助成、補助をしても全然惜しくないというふうな前向き、建設的な補助事業になりますので、非常に有益のかなというふうに捉えます。

時間も迫ってきましたので、最後の課題になります。介護報酬の改定からについてお伺いいたします。

介護サービス事業所の経営実態とその影響についてということで、一つ質問を出しております。

国は、2024年度から介護報酬の改定を発表しました。介護職員の待遇改善等を促すために、全体では1.59%に引上げになるというふうに発表しておりましたが、訪問介護事業所については、全体の利益率が7.8%は高かったということで、訪問介護報酬の基本料引下げを発表しました。

先日の新聞でしたか、野党から訪問介護報酬の利益率の分布状況を調べてくれという要請があって、厚生省が調べたらしいですが、36%ぐらいの地方の事業所が赤字だったというのが発表されておりました。すぐ戻すかどうか分かりませんが、そういうので本町は全く地方に当たるわけで、訪問介護がサービスが下がるということは非常に心配されるわけです。

そこで、まず1点目は、可能であれば、本町の訪問介護事業所の経営実態、赤字だと非常に困るわけですが、そこら辺の実態をまず御報告願いたいなと思って、その後は2番目に行きたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 御質問にお答えをいたします。

令和6年度の介護報酬改定につきましては、昨年12月19日に、厚労省に設置されております社会保障審議会介護給付分科会が審議報告をまとめ、12月20日の厚労大臣折衝で改定率が決定をされております。

介護報酬は3年ごとに改定をされる仕組みとなっており、令和6年度が改定の年度になります。制度当初より介護報酬は公定価格となっており、介護保険法上、厚生労働大臣が社会保障審議会介護給付費分科会での意見を聞いて定めることとされておりました、全国の自治体は決定された介護報酬で実施をすることになります。

また、議員の御質問の介護事業所の経営決算等については、それぞれの企業形態により、決算の仕方や公表方法が定められておまして、本町にある鹿児島県の指定する2つの社会福祉法人の訪問介護事業所については、社会福祉法人法の規定により、鹿児島県に計算書類等を報告するとともに、インターネットを活用して公表しなければならないこととなっておりまして、インターネットを通じて誰でも見ることは可能となっております。

なお、経営の実態については、それぞれの法人の経営方針等があるということでありまして、ここでの答弁については、差し控えさせていただきたいということでございます。

○議長（塩釜俊朗君） 福島照男君。

○4番（福島照男君） 公表はできないということで、それはそれでいいんですが、要は実態として、所管課においては、その2つの施設と常に情報交換をしながら、間違いなく基本料は今度下がるわけですから、それによって事業所の経営も苦しくなるのも困るわけですが、実際に介護を受ける二百何十名の方々については、サービスが低下されると非常に困るわけで、あくまでもこれは国の基準でサービスを受けるわけですが、地元の町内の訪問を受ける人たちがサービス低下によって非常に困るということでは、本町としても黙って見過ごすというのはいかがなものかなというふうに思っておりますので、事業所との情報交換を親密に取りながら、現状維持が可能であれば、それ以上言うことはないわけですが、サービスはどうしても低下せざるを得ないというようなことになったら、本町独自の何らかの対策も講じるべきかなというふうに思うわけです。

そこら辺の状況を把握しながら、これ3年間続くということは大変なことになりますので、早いところで、ここら辺の状況確認もぜひしていきたいと思うわけです。町長、取組について、ひとつ考えを聞かせてください。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） このことについては、介護の現在の在り方、そしてまた、なか

なか介護に従事する方々が非常に厳しい状況であるということも踏まえまして、令和5年定例会において、3月の定例会でお話もいたしました。本町では令和4年度から人材育成基金を使った介護人材の確保ということをやっております。

受講料全額補助をして実施をしていますが、これについても訪問介護事業所や、そしてほかのところからも、いろんな御意見もいただいておりますので、もうちょっと受講された方が、何か関わりをしっかりと持てるような、そういうシステムできないかということで、これは課題として意見もいただいております。今後そういうこともしっかりと頭に入れながら、ここはこの事業所継続ができるように取り組んでいきたいというふうに思います。

ただ、国が定めたことについては、なかなか町単独でこれがすぐ解決できるかというところ非常に難しいところがありますので、状況としては地方が大変苦しい状況になっているんだろうというふうに思います。

このことはいろんなこれからの県レベル、そしてまたその上のそういう福祉の会議であったり、分科会等いろいろございますので、私どももこの医師確保も一緒ですけれども、これはしっかりと声を上げて伝えていくべきだというふうに思いますので、国会議員の先生方にも、ここら辺は状況は確認できましたら、しっかりとお伝えをしていきたいというふうに思います。

なお、今後においては、国における報酬改定でありますので、ぜひとも議会も一緒になって要望等、取り組んでいただければありがたいなというふうに思っているところであります。

○議長（塩釜俊朗君） 福島照男君。

○4番（福島照男君） 医者確保についても同様です。病院経営についても、非常に課題がありますので、この介護事業についても、議会と行政が一体になって、県や国には要望を上げていくべきだと思っていますので、そこは一緒にぜひ頑張りたいなというふうに思っております。

これで、私の今日の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（塩釜俊朗君） これで、福島照男君の質問を終わります。

ここで暫時休憩します。再開を午後1時とします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 0時57分

○議長（塩釜俊朗君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、上園和信君。

[上園和信君登壇]

○8番（上園和信君） 2024年は、日本にとって宇宙開発元年と称される年になる可能性が大きいと産業界では言われているとのことであります。

2024年1月12日、情報収集衛星を乗せたH-IIAロケット48号機が種子島宇宙センターから打ち上げられ、打ち上げは成功しました。

2024年1月20日にはスリムが月面着陸に成功し、月面の狙った場所に誤差100メートル以内の高い精度でピンポイントに着陸。月面着陸成功は、アメリカ、旧ソ連、中国、インドに次いで5か国目の快挙と言われております。

日本の新たな大型主力ロケットH3-2号機、2024年2月15日午前9時22分過ぎに種子島宇宙センターから打ち上げられ、打ち上げは見事成功しました。H3ロケットは次世代の大型基幹ロケットと言われており、今後は年間多数機打ち上げが計画され、宇宙ビジネス拡大が期待されます。

宇宙開発は国策で進められております。大型ロケット発射場の存在する町として、宇宙開発の進展に合わせ、宇宙開発へのさらなる全面支援と協力体制を築き、宇宙のまちづくり、宇宙のまちおこしに取り組む必要性を痛感しているところであります。

新型基幹大型ロケットの年間多数機打ち上げ時代に入った。さらなる支援と協力体制を構築することについて、町長はどうお考えか、所信をお聞かせください。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

[小園裕康町長登壇]

○町長（小園裕康君） 上園議員の御質問にお答えいたします。

H3ロケットの打ち上げが成功し、年間の打ち上げ回数も増えてくることが予想されます。

毎回、打ち上げのときは、現状として4か所の見学場に40人ほどの職員を配置しているところであり、また残って対応する職員も入れますとそれ以上であります。今後、打ち上げ機数が増えますと、通常業務を行いながら打ち上げの業務を行わなければならないところでもあります。

今後において、先ほども申し上げましたが、本町だけによる協力体制ではなく、種子島全島及び県を含めたさらなる支援と協力体制の構築が必要になってくると考えております。このことについては行政だけでは支障が出てくる状況が来るものと考えておまして、関係機関の協力も頂きながら、支援の在り方の検討が必要であると思っております。

また、2月28日の熊毛支庁との行政懇話会においても支援、協力体制について話をしたところであり、全島で考える時期に来ているとの御意見もあったところであります。

一つの方法としては、役場だけに限らず、ロケット打ち上げの支援体制ボランティアの登録制度であったり、また、先ほども申し上げたとおり、種子島宇宙開発促進協、県の促進協等もごございますので、ここら辺の関わりがどのようになっていったほうがよろしいのか、そういったことも含めて、今後検討する必要があるのではないかと考えているところであります。

○議長（塩釜俊朗君） 上園和信君。

○8番（上園和信君） 町長、私が答えを欲しかったのは、宿泊のスムーズな確保、それと、長期滞在になりますので、ゆっくり過ごせるようなおもてなしの向上、それから歯科医療を含めた地域医療の充実。何か、種子島の病院は4月1日から常勤医師が1人体制になるんですか。そういうこととか、それから町内店舗の拡充と豊富な商品陳列、打ち上げ時の観光ツアーの推進、そういう答弁が欲しかったんですけど、それはそれでいいと。

次に、H3ロケット2号機の打ち上げ成功を祝って、高市早苗宇宙担当大臣は、「我が国の宇宙政策の最重要課題であるロケット打ち上げ能力の抜本的強化に向けた新たな第一歩であり、大きな飛躍です」、「海外の打ち上げ需要も取り込んだH3ロケットの活用が我が国の経済成長につながることを期待しています」、こう述べております。

H3ロケット2号機の打ち上げ成功は、南種子町が発展していく大きなチャンスが到来したと、このように私は受け止めております。さらなる支援、協力体制を強めるために、宇宙開発推進課、これは仮称ですけども、そういうなる部署を設置する考えはないか、町長にお尋ねをいたします。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 先ほどの答弁の中で病院のこともいろいろ出てきましたが、病院については、行政報告でも申し上げましたとおり、1人体制になるわけでありませけれども、4月から常勤医師が1名確保できる予定だということを申し上げました。ここでも申し上げておきたいと思いますが、3月15日の日に決定をいたしました。そのほかに、いろいろ課題はあるわけでありませけれども。

H3ロケットの打ち上げ成功に伴い、さらなる支援と協力体制を強めることが重要であります、JAXAの方々からも伺っておりますが、やっぱり隊員の皆さんもこれからが大事だと言っておりまして、私どももそのようにこれからの体制が一番重要だと思っております。

先ほども同様の質問がございまして答えましたが、採用等の関係などもございまして、御質問のような専門部署をすぐに設置をするということは、現在ここで答えするというのは非常に難しいところがございます。しかしながら、将来を見据えて、既に新体制については、これは今後対策を取らなければいけないということで、現在いろいろ検討を始めております。

また、6年度の早い段階での採用も行いますけれども、こういったもので職員も確保をしながら、早い段階でしっかり対応できる体制を整える必要があると考えているところであります。

○議長（塩釜俊朗君） 上園和信君。

○8番（上園和信君） 次の質問ですが、これはちょっと通告に入れていませんが、議長の許可を頂いて質問したいと思います。

内閣府宇宙開発戦略推進事務局という部署があるみたいですね、総務省に。この事務局が、2022年に世界で軌道上に打ち上げられた人工衛星の機数は2,368機と、このように言っているようです。10年で約11倍に増えたということです。

今後さらに増加する見込みだということですが、令和6年度に種子島宇宙センターから打ち上げられるロケット、何機が計画されているものか、お尋ねいたします。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、通告にありませんが、答弁できますか。町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 御質問にお答えをいたします。

正式な6年度の打ち上げ機数についての計画は、私はまだ現在聞いていないところでございます。

ただ、議員も御承知のとおり、3月14日に開催されました令和5年度ロケット打ち上げ成功祝賀会において、三菱重工の方からの挨拶の中で6年度の計画の発言があったところでありますが、正式には今後の宇宙開発推進、町の協力会の中で6年度の計画が示されるものであることから、現段階で正式な計画は聞いておりませんので、私から何機という計画を申し上げることは控えたいと思います。

○議長（塩釜俊朗君） 上園和信君。

○8番（上園和信君） 宇宙開発推進協力会の成功祝賀会で、宇宙センターの所長さんが何かそういうこと言われたような記憶があります。年間、5機が計画があると。

2024年度のH-IIAロケットは50号機で製造を終えると。2025年度以降はH3ロケットに切り替えられる予定だそうです。

内閣府の宇宙基本計画によりますと、H3ロケットの打ち上げは、地球観測衛星、宇宙ステーションに物資を補給する輸送船など、2032年度までに少なくとも22回が

計画をされているとのことですので。

この宇宙開発がもたらす本町への経済効果、計り知れないものがあると思います。センターの施設設備に係る固定資産税も相当な金額になると思いますが、1回のロケット打ち上げがもたらす本町への経済効果、幾らと試算するか、お尋ねいたします。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 先ほどちょっとありましたけれども、祝賀会でそういう計画について触れたのは、三菱重工業の挨拶の中での話だったと思います。JAXAのほうからは私は正確なものを聞いておりませんし、この前もJAXAはそこには言及をしていないと思います。

この打ち上げがもたらす本町への経済効果、幾ら試算をするかということですが、計数的なことについて、企画課長から答弁させます。

○議長（塩釜俊朗君） 企画課長、稲子秀典君。

○企画課長（稲子秀典君） 2023年度にJAXAのほうで調査が行われているようであります。地域における宇宙事業に関する経済分析ということで実施をされております。

これについては、2021年のJAXAでの発注とか、そういう状況での調査となっているようであります。2021年、JAXAの事業の発注額が全体で約107億円あったということで、そのうち南種子町への発注額が47億円となっているようです。それにより試算した本町の射場施設の効果、いわゆる建設・更新の投資、維持管理、ロケット打ち上げ準備等に係る経済波及効果については、約60億円と試算がされているようであります。

雇用効果につきましては184人となっております。射場の消費効果、いわゆる宇宙関連の観光客数、ビジネス客数等による宿泊、飲食、交通費等に係る経済波及効果は約10億円と試算されております。雇用効果については106人となっているようです。

御質問の打ち上げ1回当たりにもたらされる経済効果といたしましては、ロケット打ち上げ回数を1回増やすごとに約2,400万円の消費の効果が見込まれると試算がされているようです。

この数値については、2021年でしたので、コロナ禍の中での数値となっておりますので、現在ではもっと消費効果が上がっているというふうに予想がされます。

○議長（塩釜俊朗君） 上園和信君。

○8番（上園和信君） 以前は、私の記憶するところによると1億円から1億5,000万円、そして1回延期すると3,000万円近くが南種子町に落ちてくると、相当やっぱ

り経済効果はあるようですので、非常にいいことだと思います。

荖永竹崎にロケット基地設置が決定したのが今から58年前ということだそうです。昭和41年、1966年、このとき生まれた方は現在58歳に達しており、あらゆる分野、方面で活躍されているようであります。役場の課長さんの中にも、この年、生まれた方が何人かいるんじゃないかと思います。

日本で一番、唯一、大型ロケット発射場を持つ南種子町、この地の利を生かした、宇宙の町、宇宙に一番近い町あるいはロケットの町という呼ばれ方をしておりますが、正式に都市宣言というのはしているものでしょうかね、課長。

○議長（塩釜俊朗君） 企画課長、稲子秀典君。

○企画課長（稲子秀典君） 特別、宇宙の町、ロケットの町という宣言については、現在のところはやっていないところであります。

○議長（塩釜俊朗君） 上園和信君。

○8番（上園和信君） 特にしていないということですが、肝付町と宇宙兄弟宣言はしておりますよね。それから10年がたつということで、2月19、20日の2日間、鹿児島市の自治会館で合同物産展を開き、大盛況だったようであります。

ついでに申し上げておきますが、肝付町には宇宙のまちづくり推進課という課が設置をされているようであります。

町長、都市宣言はしていないということですが、宇宙の町、宇宙に一番近い町、ロケットの町、いずれでもよろしいですが、これを正式に都市宣言する考えはないか、お尋ねいたします。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 御質問にお答えをいたします。

現在、種子島宇宙芸術祭実行委員会の、先般、協議を行いました。その中においても、宇宙の町としての宣言について意見交換をしたところでもあります。そこで、町が宣言するためにどのようなことが必要不可欠か、精査をするよう指示を出したところでもあります。

また、専門的な知識を持った方々との意見交換、協議を行って、問題解決を図った上で、早い段階で宇宙町宣言をできるように取り組む予定であります。

なお、4月8日には、内閣府プロデューサーの陣内裕樹先生がおりますけれども、この先生に私どもの町の宇宙フェローに任命をする予定でありまして、宇宙町宣言に向けたことについても御指導いただきながら、準備を進めたいということでお話をしているところであります。

○議長（塩釜俊朗君） 上園和信君。

○8番（上園和信君） 町長、この月刊誌ですけど、これ、見たことがありますか。

4月号、最新号。本の名前はこの場所では差し控えますが、題が、タイトルは「H3 ロケット JAXA再挑戦の365日」という。見たことないですか。あります。企画課長、ある。4月に発売された。この中で、ちょっと紹介をしたいと思うんですけど。見てないですね。

○議長（塩釜俊朗君） 上園議員、議長を通してお願いします。質問でしょう。

○8番（上園和信君） 手を挙げたから。

○議長（塩釜俊朗君） その前に言いましたから、手を挙げて質疑をするようにお願いします。

○8番（上園和信君） 質問じゃないですよ。

○議長（塩釜俊朗君） 確認ですか。

○8番（上園和信君） はい。

この中で、まず、10ページから成り立っていますよね。「JAXA種子島宇宙センターは鹿児島市の南東約140キロ、種子島の南端、人口約5,300人の南種子町の南岸沿いにある。面積970万平方メートル（約300万坪）」、300万坪ってどれぐらいの面積かちょっと分かりません。「海岸には白砂が続き世界で最も美しいロケット打ち上げ場と言われている」、こういう内容で非常にいい文章になっています。

これは参考のためにちょっと言っているだけ、質問じゃないですよ。

それから、荃永松原の宝満神社、これにも言及しております。門倉岬ですね。あと発射台から3キロ北の恵美之江展望公園は人気ポイントで、入場は抽せん、南種子町役場の稲子秀典さんによれば、競争率は7倍と高いみたいですね。

ここに眺望のよい高台の見物場所があるが高額のふるさと納税者優待席だったということで、次にJAXA理事長、山川宏さんが打ち上げ数を増やすため種子島の施設拡充を進めています。理事長が大きくなるという考えですよ。非常にいい文章ですので、後で総務課長に渡しておきますから目を通してください。

この中で、私も初めて知ったことなんですが、ロケットの打ち上げから数分後、この打ち上げの煙が漂う発射台に大量の鳥が飛来し乱舞する。上から何か鳥が舞うということですね。これは宝満の池から飛来したカモだということだそうです。

カモは玉依姫の命を受け、H3の成功を祝い、これからの道を先導しているように思えたと、こういう内容ですのでちょっと紹介をしました。後で総務課長に渡しておきます。

それで次の質問です。

打ち上げ見学場所、これでも7倍の競争率があるということですが、恵美之江展望公園、規制は解いて全面開放に踏み切る考えはないか。町長の見解をお尋ねいたします。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 御質問にお答えをいたします。

御質問のように規制を解き全面開放すれば、多くの見学者に一番近い場所で打ち上げをお見せすることができることは十分承知しておりますが、そのようにした場合、駐車場の確保が一番の問題だと思います。

現在は一本道であり迂回ルートがないために路上や民有地への違法駐車や見学場内での係員とのトラブルなど、見学者のモラルの徹底が非常に難しく、これまでも警察のほうからも対策を講じるように言われておまして、現在のような状況に至っているところであります。

現状を踏まえれば、ここら辺の鹿児島県であったり、それから警察のほうとの協議も必要になるのではないかと考えております。

○議長（塩釜俊朗君） 上園和信君。

○8番（上園和信君） 打ち上げの見学については、何か募集は人ではなく車を対象にやっているみたいですよ。あそこは車が100台駐車できるようになってはいますが、1人で運転してきた場合に100人しか見られないわけですよ。駐車場が100台収容可能。2人で来たときも200人ですよ。もういっぱい空きもあって、スペースがあって見ている人は最高の状態なんですけど、これは恵美之江公園を開設した目的に沿って、やっぱり規制をするのはどうかなと私は思うんです。

東京から来た方から私に話があって、抽せんで決めているということは初めて知ったと、来たところ入れなかったと、大変な旅費も使って南種子町にもお金もいっぱい落としているので、この規制は解いてみんな自由に見せてくださいと、そういう意見も聞いたところでもあります。ぜひとも町長、もう1回、関係者と協議をして開放をする方向で進んでほしいと思います。

次の質問に入ります。

この御当地ソングは、もう私が勝手に御当地ソングと言わせていただきます。南種子町には町民に親しまれ歌い継がれている、いわゆる御当地ソングがあります。南種子町民歌、南種子音頭、ロケット音頭、それに種子島カモネ音頭の4曲を御当地ソングと言わせていただきます。

南種子町民歌は、1962年9月、今から61年前に制定され、南種子音頭とロケット音頭は、昭和43年11月、56年前にレコードで制作をされております。種子島カモネ音頭は、今から37年前の昭和62年に現在のトンミー大使の天童よしみさんが歌手でレコーディングされ、種子島の御当地ソングとして長く親しまれ歌い継がれており、あらゆるイベントなどで活用されております。

この3曲、どのようなメディアに収録して保存しているかお尋ねをいたします。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） お答えをいたします。

現在、この3曲については、CD及びUSBの記録媒体で保存をしているところ
であります。

○議長（塩釜俊朗君） 上園和信君。

○8番（上園和信君） CDとUSBですかね。町民歌は作られてから61年が経過して
いるようです。作詞、作曲は岩坪巖さん、中学校の先生ではなかったかなと思うん
ですけど、もうすでに亡くなられており、上中の上野集落に住まわれていたように
記憶します。

この詩も非常によくできており、5番で成り立っております。この5番まで見て
いきたいと思いますが、1番には希望あふるる南種子、2番は希望わき立つ南種子、
3番、希望燃えたつ南種子、4番、希望輝く南種子、5番、希望果てなし南種子。
すごいですよね。希望で結んでいますから。こういう言葉で表現されており私は感
銘をする部分です。

その当時、学校にはオルガンという楽器がありました。足でペダルを踏んで、そ
して空気を吸い込んで、右手ではメロディーを弾いて左手では和音を押さえて、そ
ういう弾いていた記憶がよみがえってきます。この町民歌も確かこのオルガンで作
られたのではないのでしょうか。

南種子音頭、ロケット音頭は、レコードに録音されてから56年が経過しています。
記録メディアはレコード、モノラル録音ではないかと思います。歌っている方は三
沢あけみさん、当時の売れっ子歌手で現在も演歌歌手として活躍をされており、こ
の方を起用してレコード化した。当時の町長さんのアイデアとセンスの良さが伝わ
ってきます。

この3曲、南種子町民歌、南種子音頭、ロケット音頭が制作をされてから長い年
月がたって更新時期が来ているのではないかと思います。CDも年数がたつと消え
るようですので。

この3曲を1つのメディアに収録し、永久保存し活用していく。併せて次の世代
にも歌い継いでいく。町長の見解をお願いいたします。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 御質問にお答えをいたします。

まず、議員がおっしゃる更新時期につきましては、更新の内容がどのようなこと
かというのは私もよく分かりませんが、町といたしましては歌い手を変えたりする
ことは現在のところ考えておりません。原盤をそのまま保存、活用していくことが
後世につなげる意味でも大事なのではないかと考えているところでもあります。

この南種子町民歌においては、現在、町民大運動会、ふるさと祭り、二十歳のつどい、生涯学習大会などで活用をされており、また南種子音頭、ロケット音頭については、主にロケット祭や郷土出身者のイベントなどに活用をさせていただいております。

1枚のメディアに収録して活用することは著作権法上の関係もありますので、こゝら辺は慎重に行う必要がありますが、1枚のメディアに収録して活用することができるのかどうか、今後、調査研究はしてまいりたいと思います。

○議長（塩釜俊朗君） 上園和信君。

○8番（上園和信君） 南種子音頭とロケット音頭はレコードで保存しているわけですかね。今はもうレコードは。いや、いいです。レコードプレーヤーがないと鳴らすことができないですよ。ですから、町長、この2曲をCDに収録をして、ステレオ録音で新しく作り替えると、レコードはあっても鳴らすプレーヤーが今はないですよ。プレーヤーは役場にありますか。レコードプレーヤー。

ということで、検討ではなくして、これをやっぱり収録し直すというふうに検討してほしいんですが、その著作権法という法律がありますけど、これは関係団体と協議をすると解決する問題だと思います。

そういうことで、作る方向で検討してほしいと思うんですが、もう1回、答弁をお願いします。

○議長（塩釜俊朗君） 企画課長、まずCDかレコードか。町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 最初にお答えをいたしました。現在、この3曲についてはCD及びUSBの記録媒体で保存をしているということでありまして、CDで保存をしているということで私も報告を受けていますので、今回、答弁をいたしましたのは、3枚を1枚のメディアに収録をして活用することということで受け取りましたので、そのことについてわざわざ1枚にする、そしてまた収録をし直すということについては著作権法上の関係もあるので、ここについては調査をしたいということでもあります。

○議長（塩釜俊朗君） 上園和信君。

○8番（上園和信君） 南種子音頭とロケット音頭はレコードで収録しているものだから、今でいうステレオ方式ではないんですよ。モノラル。聞いてもあんまりいい音は聞けないし、それで著作権法というのはそれぞれ関係機関、JASRACとか日本著作権協会、こゝら辺と協議をしたらできることですので、ぜひとも新しく作り直す方向で検討をしてほしいと思うんです。

もし作り直す場合は、これは私の提案です。南種子町民歌はコーラスグループのコールサンダンカ、非常に歌の上手なグループです。バックにはバンドをつけて収

録すると最高の町民歌が出来上がると思います。

南種子音頭とロケット音頭は、プロの歌手ではなくして町内にはプロ並みの歌唱力を持った町民がたくさんいらっしゃいますので、その方たちを歌い手として起用する。これも最高なCD録音が完成するものと思います。

もし作る場合ですよ。私のこの提案は、町長、どう受け止めますか。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 御質問にお答えをいたします。

現在ある南種子町民歌は、コールサンダンカに収録をお願いしたものを活用しております。今度これを作り替えるというときに議員からは現在のコールサンダンカに歌ってもらってということだろうというふうに思っております。そこら辺もあったり、また南種子音頭とロケット音頭のカバー曲について、これもさつきから言っていますように著作権法上の関係があるので、そのことについてはしっかりと調査研究をしなければならないと思っております。

そういうことから、現状では原盤を活用して保存をしているという状況でございますので、ここについては、今、やるとか何とかというよりもそういう状況だということをお説明させていただきます。

○議長（塩釜俊朗君） 上園和信君。

○8番（上園和信君） ぜひとも実現をしてください。

それで、1枚のCDに3曲を入れてCD化したときは、1,000部ほど新たにプレスをして町民の方にも販売をすると、希望する出郷者の方にも販売をする。1,000部、大体値段で1,500円ぐらいになると思うんですけど、ここでも財源は確保できますよね。という工程でぜひとも実現してほしいと思います。再度、町長の答弁を求めます。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 御質問にお答えをいたします。

現在、町民や出郷者からこれを3曲まとめてとか、販売をしてほしいとかというお声はちょっとまだ伺っておりませんが、そうした機運が高まってくれば、私どももここは先ほどのクリアしなければならない状況、それらも踏まえて検討していかなければならないというふうに思っております。

要は、法的なものもいろいろございますので、そこについては少し調査研究をさせていただきますと思います。

○議長（塩釜俊朗君） 上園和信君。

○8番（上園和信君） 以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（塩釜俊朗君） 休憩をいたします。1時40分まで。

休憩 午後 1時35分

再開 午後 1時39分

○議長（塩釜俊朗君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、柳田 博君。

[柳田 博君登壇]

○6番（柳田 博君） お疲れさまです。私事ですが、一般質問においては1番目か2番目と決めておりましたが、今回は4番目と甘んじて質問の許可を議長より頂きましたので、通告に順次一般質問をさせていただきます。

まず質問に移る前に、新年早々、能登半島地震や羽田空港における航空機事故の接触事故など、国内では不穏なニュースが多く続きました。お亡くなりになられた方へ深い哀悼の意を表し、御家族様やまだ避難生活で不便を余儀なくされている被災者の皆様へ衷心よりお見舞いを申し上げるとともに、一日も早い被災地の復興と事故の発生防止を願っているところです。

さて一方で、本町にロケット基地を有するJAXA様におかれましては、令和6年1月12日、H-IIA48号機の安定した打ち上げ成功に続いて、2月17日には新たに日本国民の期待を背負ったH3-2号機をたったの1年で打ち上げ成功へと挽回されました。このことは、全国民はもとより、町民の皆様も心より待ち望んでいた成果であり、喜びもひとしおであったろうと察するところであります。これからますます国際社会における宇宙ビジネス競争は激化するものと見込まれており、ロケット発射の拠点地域住民として、安定した打ち上げの成功を願うばかりです。

それでは、質問に入らせていただきます。

まず、これまでの一般質問で同僚議員が幾度か質問を繰り返してきました。観光地施設の整備についてであります。本町を長谷から門倉岬を縦に線引きし、東西を見たときに、西海岸にも名所や史跡が多く点在しておりますが、それらを観光地として有効に扱っている施設はありません。これまで有益な補助事業などを加味し、場所なども検討する旨の答弁であったように思います。その後、どうなったものか進捗状況をお聞かせください。

また、このたびの島間岬神社の春の大祭において、参列された有志の皆様方から、島間岬を屋久島や東シナ海を眺望できる展望地として整備してほしいと強く要望を、私と同僚の野首議員が伺ったところです。このことについても町長のお考えをお聞かせください。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

[小園裕康町長登壇]

○町長（小園裕康君） 柳田議員の御質問にお答えをいたします。

令和4年度に鹿児島県の魅力ある観光地づくり事業を導入するため、世界遺産を臨むサンセット展望公園整備事業として、西海地区にトイレ等の休憩施設をつくる計画で事務作業を進めておりましたが、県の補助事業の見直しがあり、単独での申請できないと、広域的な整備計画が必要となりまして、南種子町のみでの事業申請が厳しい状況となっております。

しかし、今年度に入り、中種子町にも2か所整備要望がありまして、現在、熊毛支庁と中種子町と広域的な枠組での施設整備を進めるよう準備を行っているところでございます。

また、島間岬を屋久島の臨むこの東シナ海の展望地ということでありましたが、町のほうに対しましては、この東シナ海を眺望する展望地としての整備の要望の声はまだ届いていないところでございました。どれほどの整備が必要なのか、魅力ある観光地づくり事業に組み込めるのかなど、今後調査、研究をしなければならないと思っております。そういう声が届いているのであれば、正確なそういう要望なり、そういったものを声を届けていただければありがたいと思います。

○議長（塩釜俊朗君） 柳田 博君。

○6番（柳田 博君） 島間の岬神社のことについては初めて話をするかと思えます。

しかしながら、以前から、この島間の徒端から屋久島を見たり、東シナ海を眺望するここに展望地をつくればという話はあったんですけど、こういった議会なんかで話をするのは初めてのことであります。そこら辺も踏まえて、一応頭に入れていただければなと思えます。

また、以前同僚議員からの一般質問については、県道沿いの展望のいいところに大型バスの駐車場とか公衆トイレをつくってほしいという要望があったのは、もう今町長がお答えがあったとおりであります。

熊毛地区、中種子も含めて、観光地をつくっていただければと思います。

このことについては、自衛隊のバブルのときがチャンスだと捉えて事業を進めていただければなと思うところであります。

次の質問に移りたいと思います。

私が病院組合議会議員の折、いやその以前から、医師や病院スタッフの不足は慢性的に続いております。これまでも町民からのもろもろの意見要望や財政面、医師やスタッフの安定確保へ向けて管理者をはじめ、関係者は精いっぱい御尽力をされており、御負担を申し上げているところでございます。このことについては、議

員各位は認識しておるものと思います。

県からは全く医師の確保や派遣についてはもとより、財政面への支援や指導は滞っている状況であり、今後さらに少子高齢化は進み、地域医療は逼迫するものと見込まれております。

県もこのような計画を策定するわけでありますので、ぜひとも私たちが生活する種子島において、県立病院がない島でもありますので、北は種子島医療センター、特に南は公立種子島病院へ特段の配慮をもって医師の派遣や財政面の支援を行っていただきたい。離島医療の安定と充実を要望したいと思いますが、このことについて、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 御質問にお答えをいたします。

このことにつきましては、3月6日の行政報告の中において、医師確保に関する報告でも申し上げたところでございますが、その内容と重複した回答となる部分も多くございますけれども、議員から御説明を頂きましたとおり、鹿児島県は令和6年度を初年度とする第2期の鹿児島県医師確保計画、令和6から9年度を策定中でありまして、その素案では、熊毛二次医療圏域は、医師少数区域とされ、現在の医師数が47名、目標医師数が57名で、追加で確保が必要な医師については10名となっております。しかしながら、これに対する具体策など、この内容については示されていないところでございます。

議員の皆様も御承知のとおり、この熊毛の医療圏域には鹿児島県立病院はありません。当公立病院や種子島医療センター及びこの地域の医院によって医療が行われているのが現状であります。

令和3年度の鹿児島県の決算でいいますと、県は大島、南薩、北薩、姶良、鹿屋の5つの県立病院に対しまして、一般会計から52億円強の繰り出しを行っているようですが、当然のことながら、県立病院のない我々熊毛地域にはほとんどその恩恵はないものだと思っております。

最近総務省が行ったWEB研修会においても、医師の確保につきましては、県立病院をはじめとする基幹病院から不採算地区病院などへの医師派遣の強化も含めて、医師確保計画の充実をお願いしたいといった内容や、ぜひ全国各県のほうにもしっかりと先頭に立ってやっていただきたいという話もあったと聞いておりましたので、2月5日に開催されました県熊毛地域保健医療福祉協議会や2月10日の県修学資金貸与医学生地域卒医師の卒業医師と我々首長と意見交換会がございました。それと、2月16日の種子屋久振興協議会、それから、2月28日の熊毛支庁との行政懇話会などがございましたので、その席においても、この医師確保については、ぜひこの鹿

児島県にも先頭に立って真剣にこの問題に取り組んでいただきたいということをずっと申し上げてきているところであります。

現在策定中の鹿児島県医師確保計画の中に、目標医師数を達成するための施策として、「熊毛二次医療計画で10人を追加で確保する必要があることから、県地域医療構想等との整合性を取りつつ、鹿児島県地域医療対策協議会などでの協議を踏まえ、優先的に医師の派遣調整を行います。」と記載されております。今後は、目標達成に向けた対応策を具現化していただき、公立種子島病院にも医師を派遣していただきたいと考えておりますが、しかし、これが私どもの公立病院に医師が派遣されるかというところと全く見通せないところであります。

現状としては、公立種子島病院には、大阪市立池田病院及び北海道大学病院から研修医の派遣を実施をしていただいております。また令和5年度からは、鹿児島市立病院のほうからも派遣をしていただいております。多くの関係機関や医師の皆さんの御協力の下に、何とか病院の運営をしているところでございます。

今年に入りましてから、4月から現在の常勤医師が院長1人になるということで行政報告でも申し上げました。そして、今年、南の離島へき地での診療を希望されている医師がおられるとの情報を頂きましたので、早速連絡を取りまして、2月の21日に、県外の方でありましたが、その先生とお会いすることができました。ぜひ私どもの公立種子島病院で働いていただきたいということで、面談をさせていただいたところでございます。

本町が取り組んでいるいろいろな取組などについても話をさせていただき、先生にも好感触を持っていただくことができ、4月から常勤医師として勤務していただける予定だということは、行政報告でも申し上げましたが、その後、先生に御了解をいただき、3月15日に決定をいたしましたので、4月から常勤医師が、院長ともう1名この先生が勤務いただけることとなりましたので、併せて報告をしておきたいと思っております。

○議長（塩釜俊朗君） 柳田 博君。

○6番（柳田 博君） 質問のときに大事なところを忘れよってもう1回話をしますけれども、鹿児島県医師確保計画を今年度中に策定するというので、昨年12月から今年の1月にかけて素案に対するパブリックコメント、意見公募を行政とか病院に実施されたようですが、どのような要望をしたのか、ちょっと教えていただければなと思います。

○議長（塩釜俊朗君） 答弁できますか。町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 本町のほうに、この熊毛圏域だけではなくて、全体の医師確保計画としてパブコメは取っていると思います。ただ、個別のその内容がどういった

ものかというのは、私どもも伺っておりませんが、ただ、私どもの病院の院長も直接その要望は出しているというふうに伺っております。そういう状態でありますので、なかなかこれが進まんのだと思いましたので、私は、それぞれ先ほど申し上げたような熊毛地域の保健医療福祉協議会と、これにはお医者さんや、それから保健所、そして、あらゆるこの県の担当者も入っておりますので、ちょっとこれを繰り返さずずっと今言ってきております。何とかなかなか前に進まない重い腰を上げていただかなければ、この熊毛圏域は、本当にこの鹿児島県民としての扱いを受けていないんじゃないかという、私のそういう思いがありましたので、これはあちこちで今話をしておりまして、現在、熊毛支庁長も、町長が言うとおりでということ、これについては全体でやっぱりしっかり考えんといかん問題だなということは、やっと言っていただける環境にはなってきているとは思っております。

ですから、やっぱりこのことをしっかりとこれからも声を挙げて、私どもの、医療センターは直接大学病院からも医師の派遣が来たりするんですけども、向こうから今度は通して、私なんかのところというのはそういうのも全然ないものですから、医師の派遣はしない、財政的な支援もしない、何もしてくれんじゃないかということをお願いしているわけでありまして、今後さらにそれについては声を挙げていきたいというふうに思っております。

○議長（塩釜俊朗君） 柳田 博君。

○6番（柳田 博君） 本当管理者として、大変な御辛苦もあると思います。パブリックコメントで要望をしておるんであれば、それに向かって県のほうも動いていただくように、町長大変でしょうけども協議を続行していただきたいと思います。

次に、さきの定例会での質問では、婚活について、県外の女性のみならず、外国人女性も含めて招聘すべきだと質問したところでしたが、今回は少子高齢化によって、限界集落の急速な広がりが見える本町における地域産業の担い手の確保についてお伺いします。

御承知のとおり、労働者数は急速に減少し、これから先の農業も含めた地域産業の担い手づくりを皆さんが不安視しております。それこそ一人でも多くの優秀な人材を招聘し、永住によって、地域産業を踏まえた地域文化の維持管理を担ってもらえる体制づくりが急務と思います。

今現在、島内においては、町でもそうですが、西之表市で外国人労働者が五、六名、法人化している農家のみならずあちらこちらで活躍しているそうです。この方々は、国際免許も保有され、一般車両の運転も含めて、さとうきび収穫機（ハーベスタ）などの重機のオペレーターも担い、地域産業の第一線で活躍され、地域住民との関係性も良好に築いておられるそうです。このように、外国人労働者も含め

た方々の受入れによる地域産業の体制づくりについて、お考えをお聞かせください。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 御質問にお答えをいたします。

どの分野においても、この人手不足が深刻化しているということは認識をしております。これは、本町のみならず、全国的にまた全業種において言えることだろうと思います。

令和4年11月25日にみなみたね地域創生協同組合を設立し運営を行っておりますが、現在5名の雇用計画に対しまして、1名の雇用となっており、もう1名の採用の予定となっているようではありますが、こちらも採用に苦慮をしているところでもあります。ICTやAIを活用した省力化も提唱されておりますが、なかなか難しいところがあるかと思っております。

外国人の受入れについては、企業側が受入れに対して就労が認められた在留資格の確認が必要ということで、業種や従事内容により、在留資格の期限に相違があるようであります。受入れ態勢やコミュニケーション能力の有無など、企業側でも整備しなければならないことや手続が必要になるので留意が必要であるのではないかと思います。

南種子町が積極的に推進しても、これは、やっぱり企業側がやらなければならない手続がございますので、この受入れを行う企業の意欲が一番重要でありますので、ここは一緒に連携が図られるような、そういった関係をしっかりと今後構築をしていくことが重要だと思っております。

外国人労働者の受入れについては、そのようなことではございますが、今後本町には、今あらゆる施策を打っております。そして、各小学校区に住居が今でき上がりましたので、これについては、現在、西海を除く、入れますと40戸ですけれども、36戸が完成をしましたから、4月から家族留学をはじめ、入居を希望される方、定住移住を希望される方を中心にそこに入らせていただきますけれども、やっぱりこういう方々も含めた人手不足の解消も、今後併せて考えていく必要もあるのかなという思いがありまして、ただ単に留学だけということではなくて、今年も20世帯の家族留学がおりますけれども、9世帯がそのまま残るということでありますから、移住定住も着実に進んできておりまして、そういうことを一緒になって絡めてやっていく必要があると思います。

少し申し上げておきますけれども、非常に人口も高齢化が進んできて、かなりの減少をしているような印象がありますけれども、本町においては、令和3年の1月の状態からしますと、大体年間120ちょっとの減少数であったものが、今60人から70人の2年連続そういう2桁にまで抑制された状況になってきておりますので、

やっぱりここら辺をしっかりと対応できる、そして、この人口減少少しでも抑制をして、何とか横ばい、そういう状態につながられるような施策というのはやっぱりやっていかなければならぬと思います。

こういう対策を放置していると、もう加速し出すととんでもない減少になるんだということを、あるところの町長さんも言うておりました。そうすると止められないんだということでもありますので、これは最も重要なことだろうというふうに思います。

今ありがたいことに、私どもの町の年齢別の人口を見てもみますと、15歳以下の人口が、令和に入ってから2年、3年あたり、ずっと今減少ではなくて、微増の状態できておりますので、これはそういう効果なんだろうというふうに思います。

今後、若者が定着をするようなそういう施策はしっかりやっていくとともに、この外国人労働者の受入れについても、少し我々も一緒にやっていける方策をしっかりと勉強したいというふうに思っております。

○議長（塩釜俊朗君） 柳田 博君。

○6番（柳田 博君） なかなか外国人労働者というと抵抗もあるかも分かりませんが、やっぱり企業とのコミュニケーションとか、今後のことを十分掘り下げて話をして、外国人労働者も一人でも多く来ていただくような体制を行政として取っていただきたいなというふうに思うところであります。

私は、急遽病院のことをちょっと聞くということで、急遽一般質問をするようになりましたけども、これで私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（塩釜俊朗君） これで、柳田 博君の質問を終わります。

次に、名越多喜子さん。

[名越多喜子さん登壇]

○5番（名越多喜子さん） 議長の許可を頂きましたので、一般質問をいたします。

屋根付きバス停についての質問をいたします。

観光客のバス利用に対して、雨風時のバス利用が非常に困難であるとのこと、全天候型の屋根付きバス停の設置をしてほしいとの懇願だそうです。宿泊施設にも毎度申し出があるとのこと、行政として積極的に観光客の誘致を推進している以上、何らかの対策を取る必要があるのではないかと思います。どのように考えていますか、町長に伺います。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

[小園裕康町長登壇]

○町長（小園裕康君） 名越議員の御質問にお答えをいたします。

現在のところ、宿泊施設などから町へ直接そのような要望等についてはちょっと聞いていないところでありますが、また現在中学生のスクールバスの停留所にも屋根が整備されていない状況であります。要望の有無や財源等も含め調査する必要があると思いますが、これまで調べてみますと、平成27年の第4回、平成28年の第2回、平成29年の第1回、平成30年の第2回ということで、こういったスクールバスの各停留所待合所の設置ということで、それぞれ4回も一般質問があったようであります。この中でも同様の様な話が出ておりますが、当時の答弁もずっと見てみますと、恐らくこの台風のときの四、五十メートルが来たら、これが持たないんだとか、それぞれ課員の者で、倒れたときの地域の人が責任を持ってどうかするかとか、いろいろそういう答弁があったように記録が残っております。それで大変難しいというのが、今の財政状況であるというようなことで、これが進んでいないような話なのかなというふうな思いをしております。またAコープ前のバスターミナルに対してのそういう答弁もあったり、経緯についてはちょっとそのように伺っております。

現在のところそういうことも踏まえて、そしてまた、このバス停の箇所数も多数に上っておりますから、全部というわけにはなかなか行かないんでしょうけれども、どこが一番必要で、どんな問題があるのか、そういうことをしっかりと調査をしていくということは、まず我々がやらなければいけないことかなというふうに思っております。

○議長（塩釜俊朗君） 名越多喜子さん。

○5番（名越多喜子さん） 今、町長も話されましたように、一般質問に何回となくかけている話なんですよ。そのために、本当に町長が今の答弁でなされたように、台風時とかいろんな問題があるからできないということであれば、じゃあもし台風時期にでもバスにでも乗ることがあったりとか、そういうときに事故に遭ったりするときのことも考えて、やっぱり丈夫なようなちゃんとしたものを1か所でもいいからまず作ろうよと。作って、それで、もうただ簡易的に作ればいいというもんじゃなくて、台風にも強い丈夫なものを1か所ずつでもいいから作っていこうという前向きな考えがないと、もう私にしては何となくしないための理由がたくさん並べてきているような答弁が、今まであったみたいに思われるんですよ。だから、業者さんも皆さん一生懸命頑張って、旅館業の人もやっぱり観光客も受け入れるんですけども、どうしても雨降りになったときに非常に困っていると。それを行政に1回1回申し出をしてくださいということであれば、皆さんそれを基本にするのであれば、今町長は、まだ行政に対しての申し出がございませんと、ありませんということで言うのであれば、今後は直接もう行政のほうに話をして持って行ってみてください

ということを、私のほうからは、もうそれしか答えが言いようがないというのもあるんですけど、できるだけ前向きに、本当に真に迫って、皆さん困っているからこそそうやって私たちに言うてくることですので、ぜひ考えてほしいというのと。

それから、行政だけじゃなくて、福祉協議会とか、それからバス会社とか、そういうところと一緒に、補助金等のことも考えながらみんなでとにかく前向きにやっいていこうということを本当に考えてほしいということで、この質問は終わらせていただきます。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 先ほど申し上げたのは、これまでの27年から30年にあった議会の中でのやり取りがそうだったということであります。ただ、私がこの町政を担当するようになってからというのは、この話は初めてだと思います。調べてみますと、現在、町内にコミュニティバスのバス停は78か所あるようであります、これが一気に全てという、そういうことはまず無理だろうと思いますので、その中でも、市街地には12か所のバス停が設置をされているようでありますから、以前からずっと出てやり取りをしている中においては、この設置箇所や場所の問題、どこが一気にというのは当然できないので、そういうことになっているんだろうと思います。台風にも耐え得るものかどうか、鹿児島市辺りでは、ちょっと屋根の付いたものもあつたりいろいろしているところもありますけれども、やっぱり離島というところで、その強風で1回でなくなっていくようなことではいけないので、そこら辺のこともあるんだろうと思いますので、そこについては、今後その箇所も含めて調査、研究はしてまいりたいというふうに思います。

○議長（塩釜俊朗君） 名越多喜子さん。

○5番（名越多喜子さん） 私も今議会の2階の部屋からバス停を見るわけですよ、役場前の。いつも雨降りにもぼつんと、この人雨に濡れて大変だよな、どうにかならないのかなというのをまず思うのが、もう本当に人間ですよ。だから、ここにあっていいのになと思いつつ、いつも見えますので、そういうのをせめて、市街地で重要なところだけでも、1か所ずつでも作っていく方法を考えていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

次に、「あば! P a y」の推進についてということで質問させていただきます。

直近までの「あば! P a y」利用状況とガソリン等の利用状況を教えてください。

○議長（塩釜俊朗君） 企画課長、稲子秀典君。

○企画課長（稲子秀典君） 直近の利用状況につきまして、令和6年の2月29日現在になりますが、カードの発行枚数が5,461枚となっております。死亡や転出によりまして返却された分が91枚ございますので、現在の利用可能カード枚数は5,370枚と

なっております。このうち一度でも利用いただいたカードの枚数が4,718枚ございまして、利用率にして87.86%となっております。

利用金額につきましては、電子マネーで3,705万8,000円がチャージしていただいた金額になります。そのうち3,238万9,286円が利用していただいた金額となっております。

あと期間限定のマネー5,000円と3,000円と臨時交付金を利用して交付をした部分がありますが、これにつきましては、4,018万4,157円が利用された額となっております。

あと省エネの関係の期間限定のポイントがありましたけども、これについては247万5,672円の利用額となったところでございます。

あとガソリン等の利用状況については、町内の油脂類の販売事業者として5事業者がございまして、「あば！P a y」の登録店舗はそのうち4事業者となっております。令和6年2月末でのこの4事業者での利用額の合計が763万円、全体の利用額全て、期間限定等も合わせて7,504万円利用額がございまして、そのうちの約10%ほどが油脂類の販売等で利用されているということでございます。

ちなみに、この4事業者のうち「あば！P a y」登録店舗のうち、1店舗のほうがお店でのチャージも可能な店舗となっております。

○議長（塩釜俊朗君） 名越多喜子さん。

○5番（名越多喜子さん） ガソリン等の利用推進についてということで、「あば！P a y」を利用した場合、ガソリンだけでなく、一般の利用全店舗が利用額の2%を手数料として支払うようになっておりますということですが、内訳はこれどういうふうになっているんですか。2%の内訳です。

○議長（塩釜俊朗君） 企画課長、稲子秀典君。

○企画課長（稲子秀典君） これにつきましては、店舗において2%の手数料を支払いをしてもらっておりますけれども、そのうちの1%については、利用者がチャージした場合に1%付与するようになっておりますので、その1%分に利用してございます。残りの1%のうち0.5%については、「あば！P a y」のシステムの会社のほうに手数料として支払っております。残りの0.5%については、事務費ということで役場のほうで現在受入れをして、振込手数料であったり、そういった部分に活用しているということでもあります。

○議長（塩釜俊朗君） 名越多喜子さん。

○5番（名越多喜子さん） また、利用額が年間で3億円以上であれば、ある程度黒字になるという計算ということで聞いておりますが、行政としてはどのように、3億円という数字は絶対的な数字ではないと思いますけど、3億円以上あれば黒字とし

て運営がなされるという見解だと思っておりますが、これはそのとおりでございますか、
どうでしょう。

○議長（塩釜俊朗君） 課長の答弁でよろしいですか。

○5番（名越多喜子さん） はい、課長の答弁で。

○議長（塩釜俊朗君） 企画課長、稲子秀典君。

○企画課長（稲子秀典君） 想定として3億という売上利用額を設定をしておりますけれども、今申し上げたとおり、2%を頂いて、そのうち1%はチャージ時に付与してという形になりますので、そこは利用額に応じてのことになると思っておりますけれども、現在、昨年8月21日からこの「あば! P a y」は利用開始となりましたので、現在半年ぐらいとなりますけれども、全体の利用額が7,504万円となっておりますので、このまま推移していくと1年で1億5,000万ほどということにはなりませんけれども、そこについては、3億という数字が出ておりますけれども、そこは目指す数字として利用推進を図っていきたいというふうに思っております。

○議長（塩釜俊朗君） 名越多喜子さん。

○5番（名越多喜子さん） せっかく地域通貨として、一生懸命頑張っている方法だということで始めたと思っておりますので、始めたからにはちゃんと長続きして、みんなが利用できるよという方法を取っていくのが、また町民としても当たり前だし、みんな協力し合うのが当たり前だと思うんですけども、この手数料が2%というのが妥当なのか、もしかしてもうちょっと見直してするような状況というのはできないものかどうかと思っておりますけれども、2%以下の手数料という方法は無理かどうか、すみません、質問として、この状況が2%以下ということはできないような状況なのかどうかちょっとお答えください。

○議長（塩釜俊朗君） 企画課長、稲子秀典君。

○企画課長（稲子秀典君） これについては、全国的にこういった地域通貨を利用している自治体がございますので、その例もいろいろ調べて設定をしたところでございますけれども、通常クレジット会社、皆さん店舗を利用されているところもありますけれども、そちらを利用すると手数料として3%から3.5%を支払いをしています。これについては、島外のクレジット会社のほうに支払いをしますので、島外にそのお金が流れていくというようになっております。

この「あば! P a y」を当初実施した背景については、そういった手数料2%を、0.5はシステム会社に払いますけれども、残りの1.5%で町内に回して、あとキャッシュレスの推進と地域経済の活性化をということで始めた事業でございますので、その2%が高いかどうか、今までクレジットの利用も何もしていない現金だけの店舗であると、新たに負担が生じるということにはなりませんけれども、そこはこの「あ

ば! P a y」を推進する上でどうしても手数料というのは必要にはなりませんので、御理解を頂きながら、もし今後そういう運営をしていく中で、手数料のパーセントも下げられるようなこともあるようであれば、そこは検討していきたいというふうに思います。

○議長（塩釜俊朗君） 名越多喜子さん。

○5番（名越多喜子さん） 今の答弁として、この「あば! P a y」の利用状況によっては、そういう状況も考えられるということだと私は受け取りましたけども、できるだけ私のほうにも、昨日も西之表の議員から、自分たちもこの地域通貨をやりたい旨でどういう内容かというのが問合せがあったりしているんです。だから、多分ほかのとも、南種子町がやっているから私たちもということで、一生懸命勉強中だということで話はしておりましたけれども、そういうふうにせつかく南種子町が始めて、よかったというふうになればいいと思いますので、また利用できるお店の方にも、大変いろんな意味で難儀も掛けると思うけど、南種子のためにと頑張って協力をいただくようにしていけたらとお願いしたいと思います。

次に、高齢者の「あば! P a y」利用推進についてということで、高齢者の利用状況が分かればちょっと教えていただけませんか。

○議長（塩釜俊朗君） 企画課長、稲子秀典君。

○企画課長（稲子秀典君） 高齢者の利用状況、65歳以上の方についてでございますけども、65歳以上の人口が約2,100名ほどというところで、電子マネーの御利用をいただいている方が、そのうち1,605名、全体の76%となっているようでございます。利用額については、65歳以上の方が利用している利用額が1,472万円となっております。期間限定のマネーの御利用については、1,700名の方が利用していただいております。全体の80%となっております。利用額が1,218万円となっております。これを見ますと、比較的に高齢者の方も御利用いただいている状況なのかなというふうに思いますけれども、今後継続して利用していただけるように推進を図ってまいりまして、残りこの2割の方々についてもお使いいただけるように事業展開を図ってまいりたいと思います。

○議長（塩釜俊朗君） 名越多喜子さん。

○5番（名越多喜子さん） 数字的には大変高齢者の方も利用いただいているということと出ておりますけども、高齢者が利用できる範囲というのがある程度決まっているんじゃないかなと思うんですよね。そこで、すごく公立病院に「あば! P a y」の利用とチャージ機があれば、すごく皆さん助かるのになというの、よう釣り銭とかなかなかそういうのもあったりして、公立病院に置いてもらえないのかなという、これも現場での話であって、行政のほうに直接話が行っているかといったら、

それは多分行っていないと思うんですけども、行政として、公立病院に絶対できないのか、それともいろいろ一段一段踏んでいってちゃんとしていったらできるようになるという状況なのかどうなのか、ちょっとそのところを教えてくださいたいんですけども。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） その前に、先ほどから高齢者の「あば！P a y」ということでありましたけれども、私どもはこの「あば！P a y」が、今こちらのほうから全住民にチャージをした分で、これを使い終わって、そしてまた、これがあと利用が少なくなるということは考えておりませんで、本当に今後いろいろな取組をして、これが本当に住民の皆さんが使い勝手のいいものになるように仕上げていかなければならないと思っています。

要は免許証返納された方とかいろいろな使い方があって、全国いろいろ調べてみますと、もう既にそういうことをやっているところもありまして、高齢者のタクシーの利用のときの割引がそのカードで割引ができたり、そういうこともやっているところはあります。あとは、一番は私も職員の皆さんにも申し上げていますが、自分の家でも言っているんですが、このカードを使うと小銭はとにかく返ってきません。非常にそれはもう今それぞれのところで何か買い物して釣り銭が返ってくると、1円玉とか5円玉とか、これはなかなか使い勝手の悪いもんで、変な本当にあれだなというふうに思っていますが、こういう意味合いもあります。そしてまた、いろいろな提案も頂いておりますけれども、要はやっぱこの利用する人のお得感が出てくるといことが、これからの利用促進には絶対つながってくると思っています。

商工会のほうにも、商工会といろいろ話しておりますが、町内の人だけでなく町外の方も、私たちにもこれ使えるようにしてもらえればなという方もかなりおられます。逆にそういう方々が使えるようになって、南種子町で金を落としてもらえば一番いいんですけども、それと、これを使う人たちが、カードを使う人たちはこれだけで買えるとか、カードを使わない人は、そういういろんな考え方があちこちであるようです。そういうお得感を出して、商工会とも連携をしていくというやり方をすれば、これはおのずとまた、そういう利用の方向は変わってくるんだろうというふうに思います。

これからいろんなことをやっぱ勉強しながら、そういうものを考えていかなければいけないと思います。

この公立種子島病院のチャージ機の設置については、病院の事務所と、それから、事務レベルで協議をしたようではありますが、現在チャージ機については、トンミー市場と天空のパラダイスに設置をされております。それで、「あば！P a y」が利

用できる店舗に設置をしているところではありますが、また利用店舗においてもチャージができる店舗はあります。

病院の診察代を「あば! P a y」で支払うようにするにはちょっとハードルが高いということで、今、私どもも報告を受けております。

またチャージ機については1台80万程度の経費だということで、これに通信費用、ランニングコストなどもちょっといろいろそこについて早急にできるような状況ではないというふうに聞いております。

しかしながら、チャージ機の現金も今職員が回収に回っているところではありますが、どのようなことがハードルとして引っかかっているのか、そこについては十分に今後意見を聞きながら、できる方向で行けるのかどうかについては、十分調査をしながら研究はしたいというふうに思います。

また、チャージができるところを増やして利用促進を図るということは大事なことでありますが、チャージができる店舗を増やすことや、これまでもAコープをはじめいろいろな要望がたくさん来ております。そこについても要望は出しておりますけれども、なかなか前に進んでいないところもありますので、今後もそういうところには要望はしてまいりたいというふうなことは考えております。

○議長（塩釜俊朗君） 名越多喜子さん。

○5番（名越多喜子さん） 今町長が話されたとおり、なかなかチャージ機自体もそれなりに金額もかかるし、ただ病院等は、もう即金額的に上がるんだろうと、計算上はもう物すごい、ただ、それが公立病院であるからこそまたこれも大変な問題をはらんでいるんだよなと思いつつ、私も質問はさせていただきました。

ただ、利用者として高齢者はものすごく助かるんだろうと思って、やっぱり支払いをするときにお釣りがないようにお願いしますというのも、これはもうありですから、支払いが多かったらそうなりますので、どこもそれはもう、薬局もどこも言われます。

次のAコープのチャージ機設置についてということは、これはもう本当に困っているんです。現金で支払うときに1円、2円を出すのにずっと並んでというので、これほど必要に感じているチャージ機はもうありません。100万出しても置いてくださいというぐらいのものすごく難儀をしているんですけども、皆さんそうだと思います。もう簡単で行けるのに何でこんな難儀をせんとあかんのかというのが皆さん言う、せっかく使っているのに使えないからもう本当に腹が立つというのが、私たちが友達とも話をしててよく聞く話なんですけども、これについて、町長ぜひお願いしたいんです。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） お答えをいたします。

この「あば！Pay」を実施する際に、チャージ機については、トンミー市場と天空のパラダイスとAコープをやっぱり一番お客さんが多いということで想定をしておりました。そして、各店舗にお願いにいったところでありますけれども、実際やっただけしているのは、今トンミー市場と天空のパラダイスに設置ができました。Aコープについては、設置場所や金銭管理などの理由で設置をしてもらえておりません。私もどうも納得ができませんので、今の指定金の関係やら、それからATMも非常に使い勝手の悪い、入り口も悪い、それも併せて、今回いろいろちょっと申し上げたいこともありましたので、その中でも再度要望をいたしたところでありますけれども、なかなか前向きなまだ回答は頂いてないところであります。

Aコープはやっぱりここの町民の皆さんかなり利用されているので、これは、JAの役員さんもこっちに来られましたので、そのこともお伝えをしております。何ができないのかなと思っているんですけども、非常に話はするというだけで、今のところまだ回答頂いていませんから、近くまたそういう話もあるんだろうと思えますけれども、住民からの要望も非常に多いということで、これは再度JAを通してお願いをしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（塩釜俊朗君） 名越多喜子さん。

○5番（名越多喜子さん） ぜひ本当に皆さん困っていますので、私たちも随時Aコープのほうにもチャージ機を置いてくださいということは口々に話をしていきたいと思えますので、もしそれで駄目でしたら、私も本当に署名活動でもして頑張ろうかなと思うぐらいに考えておりますので、ぜひ行政のほうでも、一緒になって強力で推進して行ってください。よろしくお願いします。

以上で、質問を終わります。

○議長（塩釜俊朗君） これで、名越多喜子さんの質問を終わります。

散 会

○議長（塩釜俊朗君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

次の本会議は、3月19日午前10時に開きます。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

散 会 午後 2時31分

令和6年第1回南種子町議会定例会

第 3 日

令和6年3月19日

令和6年第1回南種子町議会定例会会議録
令和6年3月19日（火曜日） 午前10時開議

1. 議事日程（第3号）

- 日程第1 提案理由の説明
- 日程第2 議案第26号 令和5年度南種子町一般会計補正予算（第11号）
- 日程第3 議案第21号 令和6年度南種子町一般会計予算
- 日程第4 議案第22号 令和6年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 日程第5 議案第23号 令和6年度南種子町介護保険特別会計予算
- 日程第6 議案第24号 令和6年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計予算
- 日程第7 議案第25号 令和6年度南種子町水道事業会計予算
- 日程第8 委員長報告（陳情審査）
- 日程第9 閉会中の継続調査申し出
- 日程第10 議員派遣
- 閉会の宣告

2. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

3. 出席議員（10名）

1番	川内田 行 博 君	2番	野 首 久 教 君
3番	平 阜 強 君	4番	福 島 照 男 君
5番	名 越 多喜子 さん	6番	柳 田 博 君
7番	大 崎 照 男 君	8番	上 園 和 信 君
9番	濱 田 一 徳 君	10番	塩 釜 俊 朗 君

4. 欠席議員（0名）

5. 出席事務局職員

局 長 園 田 一 浩 君 書 記 山 下 浩 一 郎 君

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	小 園 裕 康 君	副 町 長	小 脇 隆 則 君

教 育 長	菊 永 俊 郎 君	総務課長兼 選挙管理委員会 事務局 長	羽 生 裕 幸 君
会計管理者 兼会計課長	河 野 美 樹 さん	企 画 課 長	稲 子 秀 典 君
くらし保健課長	木 田 美 幸 君	福祉事務所長	鮫 島 幸 紀 君
税 務 課 長	西 村 一 広 君	総合農政課長	山 田 直 樹 君
建 設 課 長	河 野 容 規 君	水 道 課 長	河 野 和 昭 君
保 育 園 長	才 川 い ず み さん	教育委員会管理課長兼 給食センター 所長	松 山 砂 夫 君
教育委員会 社会教育課長	濱 田 伸 一 君	農 業 委 員 会 長 農 事 務 局 長	羽 生 幸 一 君

△ 開 会 午前10時00分

開 議

○議長（塩釜俊朗君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元の日程表のとおりであります。

日程第1 提案理由の説明

○議長（塩釜俊朗君） 日程第1、町長提出の追加議案第26号について、提案理由の説明を求めます。町長、小園裕康君。

[小園裕康町長登壇]

○町長（小園裕康君） それでは提案理由について御説明を申し上げます。今回追加提案いたしました案件は、予算案件1件でございます。

それでは、予算案件について要約して御説明を申し上げます。

議案第26号は、令和5年度南種子町一般会計補正予算（第11号）でございまして、同一目・節内での予算組み替えのために、予算の総額に変更はありませんが、令和5年度から実施をしている低所得者子育て世帯支援と併せて、令和6年度に新たに非課税となる世帯等への給付及び定額減税支援を引き続き実施するには、国の令和5年度補正予算・予備費を含め、給付金・定額減税一体支援枠として繰り越す必要があることから、この繰越を含めた繰越明許費計5件を追加するものでございます。

以上、議案の説明を終わりますが、今回の議案一般会計補正予算書は、補正額が0円となるため、制度上においては第1表の歳入歳出予算補正と、歳入歳出補正予算事項別明細書を添付することは必要がないわけではありますが、内容について御理解を頂くために添付するよう指示をいたしたところであります。詳細につきましては、議案審議の折に担当課長から説明申し上げますのでよろしく御審議方お願い申し上げます。

○議長（塩釜俊朗君） これで提案理由の説明を終わります。

日程第2 議案第26号 令和5年度南種子町一般会計補正予算（第11号）

○議長（塩釜俊朗君） 日程第2、議案第26号令和5年度南種子町一般会計補正予算（第11号）を議題とします。当局の説明を求めます。総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） 議案第26号令和5年度南種子町一般会計補正予算（第11号）について御説明申し上げます。

それでは予算書に基づいて説明をいたしますので、表紙をお開きください。

今回の補正は、同一目内における予算の組み替えのため、予算の総額に変更はご

ざいません。

第1表の歳入歳出予算補正については省略させていただきます。

3枚目をお開きください。

第2表は地方自治法第213条に基づき、予算を翌年度に繰り越して使用することができる繰越明許費について、5件を追加するものでございます。

まず、児童福祉費、物価高騰対応重点支援給付金事業については、令和5年度から実施しております低所得者子育て世帯支援と併せて、令和6年度に新たに非課税となる世帯等への給付及び定額減税支援を一体化して実施される国の令和5年度補正予算・予備費に伴うもので、年度内執行が見込まれないため、600万円を繰り越すものでございます。

次に、商工費、観光物産館増築事業については、使用する資材調達に不測の日数を要したことなどから、年度内完成が見込まれないため、775万9,000円を繰り越すものです。

次に、社会教育費、中央公民館屋内運動場建替工事実施設計事業については、建築構造の調査及び選定に不測の日数を要したことなどから、年度内完成が見込まれないため、2,132万2,000円を繰り越すものです。

次に、中央公民館屋内運動場解体事業については、アスベスト除去作業に使用する機材等の調達に遅れが生じていることなどから、年度内完成が見込まれないため、6,811万2,000円を繰り越すものでございます。

次に、野木田遺跡発掘調査事業については、予想していた以上に天候不良が続いたことや、水田遺構が検出されるなど、作業に不測の日数を要したことなどから年度内完成が見込まれないため、1,901万3,000円を繰り越すものです。

以上、5件の合計で1億2,220万6,000円を繰り越すものでございます。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明をいたします。

今回の補正は、補正額が0円となるため、本来であれば補正予算として調製することは制度上あり得ないこととございますが、あくまでも参考資料として第1表の歳入歳出予算補正、歳入歳出補正予算事項別明細書を添付しているものでございます。

それでは歳出予算から説明をいたしますので、4ページをお開きください。

児童福祉費については、均等割・子ども加算分支援給付金と、給付金・定額減税一体支援給付金との組替えを行うものでございます。

以上が歳出になります。

次に歳入を説明いたしますので、3ページをお開きください。

国庫補助金については、重点支援地方交付金の均等割・子供加算分と、給付金・

定額減税一体支援枠との組替えを行うものです。

以上、説明を終わりますが、説明不足あるいは詳細についてはこの後の審議においてそれぞれ担当課長より御説明申し上げますので、御審議方よろしくお願いたします。

○議長（塩釜俊朗君） これから質疑を行います。質疑は全般にわたって行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗君） 8番、上園和信君。

○8番（上園和信君） なしということですが、この繰越明許、ちょっと非常に多いような気がいたします。過去12年間、私も議員経験がありますが、ほとんどこの繰越明許という予算は提出されなかったんじゃないかなと思っております。今年度当初定例会で初日に10号で21件、金額で3億8,900万円が翌年度繰り越した金額で議会に提案があったんですけども、今回は5件の1億いくらかでしたかね、これ全部で合わせて5年度から6年度へ繰り越す繰越明許、件数と金額についてお尋ねをいたします。

○議長（塩釜俊朗君） 総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） 10号での補正は21件で、議員がおっしゃるように3億8,997万2,000円です。今回、11号補正では、5件1億2,220万6,000円で、合計26件の5億1,217万8,000円ということになります。

○議長（塩釜俊朗君） 再度説明をお願いします。

○総務課長（羽生裕幸君） 金額合計で5億1,217万8,000円になります。よろしいですか。

○議長（塩釜俊朗君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 係数的なことについては今総務課長が申し上げましたけれども、最近この繰越が多いというのは、万博であったり、今資材高騰であったり、いろいろな資材が入りにくくなっている面もございます。そして馬毛の関係もございませけれども、そういったことと、それからここ数年においては、国のほうが補正予算でもって予算を計上するということがかなり増えてまいりました。補正で組むということは、年度内に執行がかなりできるものではなくて、これはもう繰越を見込んだ補正予算を国のほうにも組んでいますので、それと当初と合わせたそういう一体的な予算の編成がされているということで御理解をいただきたいと思っております。

○議長（塩釜俊朗君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 質疑は終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 討論なしと認めます。

これから議案第26号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 異議なしと認めます。したがって、議案第26号令和5年度南種子町一般会計補正予算（第11号）は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第21号 令和6年度南種子町一般会計予算

日程第4 議案第22号 令和6年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計予算

日程第5 議案第23号 令和6年度南種子町介護保険特別会計予算

日程第6 議案第24号 令和6年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計予算

日程第7 議案第25号 令和6年度南種子町水道事業会計予算

○議長（塩釜俊朗君） 日程第3議案第21号令和6年度南種子町一般会計予算から日程第7議案第25号令和6年度南種子町水道事業会計予算まで一括上程いたします。

令和6年度予算案については各常任委員会に付託していたものです。審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

まず、産業厚生委員会委員長、福島照男君。

[福島照男産業厚生委員長登壇]

○産業厚生委員長（福島照男君） それでは報告いたします。

令和6年度一般会計予算及び3特別会計予算並びに水道事業会計審査報告を行います。

産業厚生委員会委員長、福島照男でございます。産業厚生委員会に分割付託された、令和6年度一般会計予算及び3特別会計予算並びに水道事業会計の審査の経過と結果について報告をいたします。

当委員会は、全委員出席の下、第2委員会室において審査日程を3月7日木曜日と8日金曜日の2日間と決定し、分割付託表に示された区分により、関係課長、係長に出席を求め、審査を行いました。

委員長報告は、概要と重点項目に絞り、詳細については予算書に明記してありますので省略させていただきます。なお、前年度は骨格予算だったために今年度との比較対象は参考程度としています。

まず、建設課の審査に入り、概要説明として、建設課の予算編成に当たっては第6次長期振興計画を基本とし、投資効果や事業内容等を検討し、住民からの要望等を踏まえ、公共性及び緊急性を要する建設を重点事項として取組みます。

また、補助事業等を活用し、社会基盤の早期完成を図ることとしました。

重点事項事業は、漁港建設事業、港湾建設事業、道路橋梁事業、交通安全対策事業、生活道路対策整備事業、道路メンテナンス事業、緊急自然災害防止対策事業、道路建設単独事業、道路維持管理事業、公園施設等管理事業、住宅管理事業、公営住宅建設事業、集落内環境整備事業、河川管理事業、緊急自然災害防止対策事業、災害復旧事業などに取組むこととしています。歳出総額は6億9,115万2,000円で、昨対比81.6%の増との説明です。

質疑に入り、恵美之江線改良工事の現在の進捗率と完成年度との問いに、令和5年度の進捗率は76%で令和8年度を完了目標にしているとのこと。

道路ふれあい活動事業の令和5年度実績はとの問いに、団体数は24団体で、実績延長は6万5,102メートル、実績金額で368万5,000円です、とのことです。

上中西之線の歩道整備工事の場所はとの問いに、国道58号の本町交差点から松元モータースまでの772メートルになります、とのことです。

次に、企画課の観光経済係の審査に入り、概要説明として、企画課の予算編成の基本方針と重点対策について、1点目は移住・定住対策で移住体験等実施に取り組む、住宅建築や購入・空き家改修補助制度の推進を行う。2点目は、観光振興で、観光イベント事業の推進や滞在型観光企画の推進を図る。3点目は、商工業の振興で、商工会やスタンプ会への支援、販売拡大事業、雇用機械拡充事業の推進を図る。4点目は、観光物産館（トンミー市場）の運営で、道の駅登録に向けて準備を進める。歳出予算額は1億9,284万7,000円で前年度比53%増になります、との説明です。

質疑に入り、種子島観光協会の負担金について説明を求めるとの問いに、昨年度からの金額増については、人件費高騰に伴うもので、これまで非常に安い人件費であったり、馬毛島の関係もあり、職員が1名辞めた経緯から、増額の要請があり対応したものです、とのことです。

次に福祉事務所の審査に入り、概要説明として、福祉事務所の予算編成方針、重点事項について、地域福祉推進を目的とした各種団体の補助事業、老人保護措置事業、高齢者の地域参加推進事業など地域包括支援センター等の関係機関と連携を図りながら高齢者福祉の向上に努めます。

障害者福祉・母子福祉・児童福祉については、各種助成や給付事業を実施します。

温泉センター管理は、シルバー人材センターに業務委託しており、経費削減を図りながら健全運営に努めます。

子ども子育て支援事業としては、放課後児童健全育成、一時預かり、病後児保育等を実施し、子ども医療費助成を継続して実施します。

生活保護事業は、申請に基づき調査等を行い、適正な給付事務を行います。歳出予算額7億8,127万円で、昨対比3.5%減との説明です。

質疑に入り、介護保険と福祉事務所の行っている障害者自立支援給付事業の違いについてとの問いに、介護保険のほうは該当者、要支援から要介護の方が対象になり、それ以外の方で障害のある方については給付事業の対象になりますとのことです。

就労移行支援について、実際に就労復帰された方は何名いますかとの問いに、三、四年の間では1名も移行には至っていませんとのことです。

次にくらし保健課の審査に入り、概要説明として、くらし保健課は5係で事業運営を行っています。

健康増進係については、町民の健康増進を図るために、国、県の各施策に沿った事業を展開し、各種がん検診の受診勧奨を進めるとともに、健康教室や健康相談を実施し、町民の意識高揚を図ることとしています。

また、母子保険の推進としては、妊産婦検診や乳幼児期における各種検診を実施して、安心して出産、子育てができるよう事業推進や体制整備に努めることとし、歳出予算額は3億352万5,000円で、昨対比7%増になります。

環境衛生係については、一般廃棄物処理施設の機能維持、適正管理を行いながら、資源ごみの有効活用と焼却ごみの減量化を図ることとしています。

また、省エネ家電製品購入促進事業については、家庭におけるエネルギー費用負担の軽減、節電を促し、温室効果ガスの削減によるゼロカーボンシティの取組を推進します。歳出予算額は2億3,660万円で、昨対比13.9%の増です。

保険給付係について、特定健康診査・特定保健指導の受診勧奨を図り、検診受信率60%の目標達成に向けた取組を進めていきます。また、医療費適正化対策や健康づくりに関する広報事業、生活習慣病の早期対策を実施するなど、医療費抑制を図り、安定的な事業運営を進めていくこととしています。

国民健康保険事業勘定特別会計は、歳入歳出予算額が7億9,800万円、後期高齢者医療保険特別会計は、歳入歳出予算額が1億370万円です。

介護保険事業については、令和6年度は、第9期介護保険事業計画の初年度となっており、高齢者もその家族も住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを目指し、人生100年時代を見据えて健康寿命を延伸するため、介護予防・健康づくりの取組を推進していきます。

介護人材の育成確保のため、初任者研修課程を履修する研修費用の全額助成を行

います。介護保険特別会計の歳入歳出予算額は7億1,100万円です。

地域包括支援センターについては、町社会福祉協議会から職員3名の派遣を受けて、地域において自立した日常生活を営むことができるよう、必要な援助・支援を実施していきます。また、総合事業の取組として、各地区に地域支え合い推進員を配置し、地域での生活支援体制づくりの充実に努めることとしております。

質疑に入り、健康づくり推進費の中で、30代の乳がん検診の実施人数は何名見込んでいますかとの問いに、これは国の事業の中に入っていない分ですが、9月の女性がん検診のときに、30代女性に呼びかけて行うもので、50名程度を見込んでいます、とのことです。

省エネ家電製品購入促進事業の実施回数は1回かそれとも複数回に渡るのかとの問いに、実施時期を5月、6月くらいに準備してから始めたいと考えます。予算額は2,000万円については、同時に受付をして開始をしたいと考えます、とのことです。

後期高齢者の1人当たりの医療費はいくらになりますかとの問いに、療養給付費は、広域連合のほうで支出するのですが、令和4年度で93万6,814円となっています、とのことです。

介護予算が1,200万円減額になっていますが、サービスが低下することにはつながらないのかとの問いに、削られているのではなく、介護給付費の見込みを立てたもので、サービスの給付費が増えてくる見込みのときは増額補正をお願いします、とのことです。

次に、あおぞら保育園の審査に入り、概要説明として、あおぞら保育園は良質な保育を提供・維持するため、保育士確保に努め、保育士が働きやすい環境を構築します。多様化する保育ニーズに応え、子どもの豊かな育ちに資するため職員研修の充実を図り、保育の専門性を高め自己研鑽に努めていきます。今年度は園内トイレの洋式化を行う、とのことです。

地域子育て支援拠点事業では、子育て家庭への支援、療育支援など地域の専門職と連携を図りながら、地域の子育て支援の拠点として引き続き事業を行います。歳出予算額は1億309万円で、昨対比7.9%の減になります、との説明です。特に質疑はありませんでした。

次に、農業委員会の審査に入り、概要説明として、農地利用の最適化を推進するため、担い手への農地の集積・集約化や遊休農地の発生防止・解消・新規参入の促進を柱に取組み、農地所有者の意向把握、話し合いへの参加、貸借のマッチングの3つを推進します。

農地については、10年先の農地利用を示す目標地図の素案作成と本町の地域計画

策定を総合農政課とともに進める。これに伴い本年度農業者・農地所有者への意向調査と地域話し合い活動を行い、農地利用の推進を図ることとしています。歳出予算額は3,883万3,000円で昨対比3.8%増との説明です。特に質疑はありませんでした。

次に水道課の審査に入り、概要説明として、水道事業は、社会情勢や自然環境の影響を受け、変化の時期を迎え、人口減少による収益の減少、老朽化した施設の大量更新事業など多くの課題を抱えており、経営等についての的確な現状把握を行い、中長期的な視野に基づく計画的な経営に取組み、徹底した効率化、健全経営化を行うよう経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取組みます。

資本的収入額は、資本的支出額に対して不足する額8,841万円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額844万4,000円、過年度分損益勘定留保資金891万1,000円並びに当年度分損益勘定留保資金7,105万5,000円で補填するとの説明です。特に質疑はなく、町民の生活には1日も欠かせない飲料水ですので、万全な体制で望んでいただけるように要望して、審査を終了しました。

次に総合農政課の審査に入り、概要説明として、町民が希望を持てる農林水産業の振興を図るため、国や県の各種事業を活用し、JA等関係機関・団体と連携して、担い手や新規就農者の確保・育成のため、経営拡大への支援や資金面の支援・サポート体制の充実等に取り組めます。さらに、目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画を定め、担い手への農地の集約を図りながら、認定農業者等の経営発展の支援や集落の話し合いによる農地・機械・施設・労働力などを効率的に活用する地域の活動支援を行います。

普通作物については、優良種苗や増産対策事業による反収向上を図ります。サツマイモ基腐病については、既存の対策を強化し、特に安納いもについては、バイオ苗供給体制の強化を図ります。

土地改良事業は、農業生産の第一条件である生産基盤整備を計画的に実施することが重要であり、県営事業経営体育成基盤整備事業や中山間地域総合整備事業により取組を行います。

畜産振興については、飼料価格・生産資材価格の高騰の影響により、子牛の価格も低下するなど、依然として厳しい環境にあります。自給飼料の安定確保などを積極的に進めるとともに、肉用牛貸付基金を活用した生産基盤の拡大や家畜防疫対策の徹底、損耗防止対策の充実を図ります。また、キャトルセンターや、堆肥センターの適正な運営に努めます。

林業については、町森林整備計画に基づく森林管理を進め、特用林産物である、シキミ・ヒサカキの生産拡大を推進します。

水産業については、つくり育てる漁業の推進による離島漁業再生支援事業の取組

を進め、水産の振興を図ります。歳出予算額は5億9,655万円で、47.8%増との説明です。

質疑に入り、基盤整備で上里新上里であります但場所を教えてくださいとの問いに、下のほうの水田で、県道から北側になります、とのこと。

新規就農者育成総合対策事業で、新規就農者に対する期間の縛りはあるのかとの問いに、今の制度は150万円を3年間受給となっていて、受給した期間より以上にきちんと就農しなければなりません。受給期間より短い場合は、補助金返還という要綱になっています、とのこと。

堆肥センターの運営費に機械・車両費購入分が増えていますが内訳を教えてくださいとの問いに、運搬車が1台、散布車が1台、ショベルを1台予定していますとのこと。

すべての所管課において、暫時休憩を織りまぜながら、事業計画の内容や効果・実効性など、予算計上額の根拠や妥当性など詳細部分まで議論を重ね審査しました。

以上で当委員会が分割付託を受けておりました令和6年度予算の審査を終了し、各会計別に討論・採決を行うこととした。総括質疑を行い、質疑なしと認め、討論もなく、採決の前に可否同数の場合は委員長採決で決定することを確認し、一般会計及び3特別会計と水道事業会計について、それぞれに起立での採決を行った。

採決の結果、起立多数で、本委員会が付託を受けた、令和6年度南種子町一般会計予算、令和6年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計予算、令和6年度南種子町介護保険特別会計予算、令和6年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計予算、令和6年度南種子町水道事業会計予算は、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、町当局への申し入れ事項について協議をし、次の2項について申し入れることを決定しました。

1、省エネ家電製品購入事業については、非常に有意義であり、町民の関心も高いことから継続事業としましたが、事業内容を見直し公平性を保てる企画での実施を求める。

2、キャトルセンター・堆肥センターについては、赤字経営からの脱却が求められ、農業振興上欠かせない施設であることから、議会と共に経営改善に向けた情報共有と取組体制を図ること。

この2点については、当委員会が町当局に申し入れるべきものとして決定しましたので、議長において、よろしくお取り計らい下さるようお願いいたします。

以上で、産業厚生委員会に付託を受けていた令和6年度南種子町一般会計予算及び3特別会計予算並びに水道事業会計予算の、審査の経過と結果の報告といたしま

す。

○議長（塩釜俊朗君） 次に、総務文教委員会委員長、大崎照男君。

[大崎照男総務文教委員長登壇]

○総務文教委員長（大崎照男君） 令和6年度一般会計予算審査報告書。

総務文教委員会委員長、大崎照男。

総務文教委員会に分割付託された、令和6年度南種子町一般会計予算の審査の経過と結果について報告いたします。

当委員会は、全委員出席の下、第1委員会室において、審査日程を3月7日木曜日と8日金曜日の2日間と決定し、分割付託表に示された区分により、関係課長・係長に出席を求め、審査を行いました。

審査に当たっては、概要説明を主管課長に、資料等内容については各係長に説明を頂きました。

企画課の審査に入り、概要説明として、本町の人口ビジョンにおける将来展望の目標達成に向けて策定した第2期「トライタウン南種子町 宇宙・歴史・文化の町総合戦略（令和2年度から令和6年度）」に基づき、施策を展開しておりますが、令和4年12月に国の総合戦略が、デジタル田園都市国家構想総合戦略として新たに策定され、地方版総合戦略も改訂が求められていることから、現在、計画の改訂作業を行っており、新たな総合戦略に基づき各種施策を展開してまいります。

本町における本格的な人口減少は、喫緊の課題であり、少子化対策の充実、定住人口の確保及び関係人口拡大等計画的かつ総合的な施策の展開を進めていく必要があるとのことです。

質疑に入り、ふるさと納税の減額理由はの問いに、国の規則改正などもあり、現在の実績を踏まえて5,000万円の減額としたとのことです。

デジタル推進費の仮想化サーバの内容はとの問いに、現在職員が使用している端末（PC）を一元化することにより、事務の効率を図るとのことです。

次に、議会・監査委員室の審査に入り、概要説明として、議会は町的意思決定機関であると同時に、けん制、批判する立場にあり、町長と同じく住民に対して直接責任を負うものである。これらの権能と責任を果たすため、研修会・調査等を通じ、資質を高め、議会の活性化、効率的な運営に努めることとする。

監査委員室については、監査委員は、常に公正・不偏の態度を保持し、守秘義務を課し当たらなければならないとされています、とのことです。質疑は特にありませんでした。

次に、会計課の審査に入り、概要説明として、会計課は、関係法令等を遵守し、適正かつ円滑な事務の実施に努める。出納事務は、日々の事務を正確に行い、指定

金融機関と連携して業務を執行するとともに、各種基金の運用については、金融情勢等に応じて安全かつ効率的な運用に努めていきたいとのことです。質疑は特にありませんでした。

次に、給食センターの審査に入り、概要説明として、学校給食は、成長期における児童・生徒の心身の健全な発達のため、バランスの取れた食事を提供することで、児童・生徒が食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身につけ、適正な栄養の摂取による健康の保持増進を図るとともに楽しい食事を通じて好ましい人間関係を育てるなど、多様で豊かな教育的ねらいを持っているとのことです。

質疑に入り、給食運営委員会で給食費の一部個人負担についての意見はなかったかとの問いに、負担を求める意見はないとのことです。

次に、管理課の審査に入り、概要説明として、教育の振興については、「あしたをひらく心豊かでたくましい人づくり」を基本目標に掲げ、宇宙のまち教育振興基本計画に基づいて、人間性豊かでたくましい町民の育成を目指し、活力ある教育の推進を図るとのことです。

質疑に入り、バリアフリー化事業の内容と場所はの問いに、国の法律の一部改正によって、公立の小・中学校が対象となったので、6年度は、中平小学校の正門から校舎までの段差解消や体育館への階段等の補修工事を実施する予定であります。

学校の水洗化はどれくらいかの問いに、学校の水洗化は100%です。浄化槽の管理委託料はどれくらいかの問いに、委託料は中学校が65万9,000円、小学校が116万7,000円、合計で182万6,000円です、とのことです。

次に、税務課の審査に入り、概要説明として、町税は本町の自主財源であり、依然として大変厳しい財政状況の中で町税の確保は最も重要な課題です。令和6年度も引き続き、課税客体の適正把握と適正課税を基本として、その税収確保を図ることを目的とし、公平性と信頼性を確保した税務行政を推進します、とのことです。

固定資産等所在市町村交付金について、対象となる県の施設についてはとの問いに、県営住宅のコスモタウンや漁協関係の土地、国有林関係の土地の部分になります、とのことです。

次に、社会教育課の審査に入り、概要説明として、基本方針として、生きがいと温もりに満ちた活力ある町の創造を目指して、社会の変化に的確かつ柔軟に対処するための学習方法の模索を進め、生涯にわたる各期における学習機会の提供に努めるとともに、社会教育及び生涯学習の推進に取り組むとのことです。

地区公民館運営補助金は新規事業か、また内容はの問いに、新規事業です。公民館連絡協議会からの要望書で、上中地区公民館の館費に比べ、他の地区公民館の館費が高いという現状がある。上中地区以外の地区公民館は、施設維持費も地区民が

負担していることから、この施設維持費の是正を図るために、助成するもの、とのことです。

次に、選挙管理委員会の審査に入り、概要説明として、基本方針として、選挙管理委員会の目指すべき方策としては、公職選挙法及び地方自治法に定める事項の公正かつ適正な事務執行と、明るい選挙推進運動を展開し、各選挙の投票率アップを図ることとのことです。

質疑に入り、投票所のバリアフリー対策はできているかの問いに、段差解消のための簡易な備品を設置しております。

寝たきりで投票したくても行けない人の投票対策はの問いに、そのことについては、施設での投票ができるよう、病院・芙蓉苑の2か所で実施しているとのことです。

次に、総務課の審査に入り、概要説明として、予算編成の基本方針と重点施策として、行政諸般の施策については、地方分権や住民ニーズの多様化に対処するため、引き続き、行政組織の合理化と事務改善を促進し、町民目線を大切にした公平公正な町政運営を推進する。

総務課は役場全体を総括して指導する職責もありますので、職員の能力により自治体間・地域間に格差が生じないように、職員の企画力の向上など、各種研修事業の充実強化に努めます。また、職員確保については、広く優秀な人材を確保するために、広角的な対策に取り組めます。

安心安全なまちづくりについては、交通事故件数の減少に向け、事故のないまちづくりに取り組めますとのことです。

質疑に入り、職員採用募集確保に今後の方法はの問いに、令和5年度も数回にわたり採用試験をし、令和6年度には鹿児島市内で試験を予定、県内全域の高校への募集も行いたい。

町消防団の団員数は満たされているのかの問いに、定員は153名で、現員は141名です。

マイナンバーカードの交付枚数と交付率はとの問いに、交付枚数は4,678枚、交付率は87.2%で、県内で8位ですとのことです。

以上で、当委員会に分割付託を受けておりました令和6年度南種子町一般会計予算に関する審査を終了し、討論、採決を行うこととした。

総括質疑を行い、質疑なしと認め、討論もなく、採決の前に、可否同数の場合は委員長裁決で決定することを確認し、起立での採決を行った。採決により、起立多数で、当委員会に付託を受けた令和6年度南種子町一般会計予算は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、町当局への申入れ事項について協議をし、次の2項目について申し入れることに決定しました。

1、予算については、時期を逸さないよう適正な執行に努めること。

2、職員の採用については、年齢の繰上げなどの方策を講じて、適正な人員確保に努めること。

以上の事項について、当委員会が町当局に申し入れるべきものと決定しましたので、議長において、よろしくお取り計らいくださるようお願いいたします。

以上で、総務文教委員会に付託を受けていた令和6年度南種子町一般会計予算の審査の経過と結果の報告といたします。

○議長（塩釜俊朗君） 以上で、各委員長の報告を終わります。

これから、会計ごとに委員長報告についての質疑を行います。

初めに、議案第21号令和6年度南種子町一般会計予算の委員長報告について、質疑を行います。質疑はありませんか。8番、上園和信君。

○8番（上園和信君） 産業厚生委員長にお尋ねをいたします。

令和6年度の負担金として、公立種子島病院に2億1,200万円は予算計上されております。また、本定例会の初日に、町長の行政報告で、令和6年4月からの常勤医体制は2人になるとの報告を受けております。この公立種子島病院については種子島南部、つまり中種子町、南種子町、住民約1万2,000人ほどの健康保持とその増進を図るのが開設目的であると認識をしております。

そこで、常勤医師2人体制になったとき、公立種子島病院の毎日の外来診療、救急患者の受入れ、入院患者等の対応などについて、くらし保健課の審査で委員からの質疑はなかったか。質疑が出されたのであれば、当局はどのように答弁をしたか。これについてお尋ねをいたします。

○議長（塩釜俊朗君） 産業厚生委員会委員長、福島照男君。

○産業厚生委員長（福島照男君） 質問に対してお答えいたします。

くらし保健課については、病院関係については負担金分についての説明があつて、金額についての質問は、産業厚生委員会の中ではありませんでした。病院組合の議会の中での質疑等の説明があつたわけですが、今回の産業厚生委員会の中での病院関係については、質疑はなかったということです。

以上で、報告を終わります。

○議長（塩釜俊朗君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗君） 質疑を終わります。

次に、議案第22号令和6年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計予算の委員

長報告について、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 質疑を終わります。

次に、議案第23号令和6年度南種子町介護保険特別会計予算の委員長報告について、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 質疑を終わります。

次に、議案第24号令和6年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計予算の委員長報告について、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 質疑を終わります。

次に、議案第25号令和6年度南種子町水道事業会計予算の委員長報告について、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 質疑を終わります。

これから、会計ごとに討論、採決を行います。採決は起立により行います。

初めに、議案第21号令和6年度南種子町一般会計予算について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 討論なしと認めます。

議案第21号令和6年度南種子町一般会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（塩釜俊朗君） 起立多数です。したがって、議案第21号令和6年度南種子町一般会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号令和6年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計予算について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 討論なしと認めます。

議案第22号令和6年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（塩釜俊朗君） 起立多数です。したがって、議案第22号令和6年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号令和6年度南種子町介護保険特別会計予算について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 討論なしと認めます。

議案第23号令和6年度南種子町介護保険特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（塩釜俊朗君） 起立多数です。したがって、議案第23号令和6年度南種子町介護保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号令和6年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計予算について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 討論なしと認めます。

議案第24号令和6年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（塩釜俊朗君） 起立多数です。したがって、議案第24号令和6年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号令和6年度南種子町水道事業会計予算について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 討論なしと認めます。

議案第25号令和6年度南種子町水道事業会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（塩釜俊朗君） 起立多数です。したがって、議案第25号令和6年度南種子町水道事業会計予算は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。ただいま報告のありました委員会の意見につきましては、議会の意見として執行当局に申し入れることにしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 異議なしと認めます。したがって、委員会の意見を議会の意見として、執行当局に申し入れることに決定しました。

ここで暫時休憩します。再開を11時10分とします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時09分

○議長（塩釜俊朗君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第8 委員長報告（陳情審査）

○議長（塩釜俊朗君） 日程第8、委員長報告の件を議題とします。

総務文教委員会に付託しておりました陳情につきましては、お手元に審査結果報告書をお配りしておりますが、審査の経過と結果について、総務文教委員会委員長の報告を求めます。総務文教委員会委員長、大崎照男君。

[大崎照男総務文教委員長登壇]

○総務文教委員長（大崎照男君） 総務文教委員会委員長報告（陳情審査）。

総務文教委員会委員長、大崎照男。

令和6年第1回定例会において、総務文教委員会に付託された陳情第1号川内原発20年延長に関する陳情書について、審査の結果と経過について報告いたします。

当委員会は、令和6年3月11日午前9時より、第1委員会室において、全委員出席の下、付託を受けた陳情第1号の審査方法等について協議を行い、当日、提出者からの趣旨説明を受けることとした。

同日、提出者に出席をいただき、陳情書の趣旨説明を頂きました。

陳情の趣旨は、原発事故の脅威が、改めて能登半島地震で明らかになりました、川内原発の基準地震度6弱以上の地震が起きないという完全な保証がない限り、川内原発の20年運転延長に反対する決議を上げ、以上の決議に基づき、鹿児島県・薩摩川内市・九州電力・原子力規制委員会へ、20年延長に関する各種決定の白紙撤回を求めてくださいという趣旨説明でありました。

特に質疑もなく、提出者からの趣旨説明を終了した。

その後、委員会を継続し、委員での協議を行った。

総括質疑の中で、川内原発から遠く離れた本町が運転反対の意見書を決議するのはどうなのか。国策であり、現状のライフラインから考えたときに、致し方ないのかなという思いもある。国・県・地元周辺の自治体が容認していることから、白紙

撤回は困難と判断する意見などもあり、協議を終了した。

討論はなく、採決の前に、可否同数となった場合、委員長裁決で決定することを確認し、起立採決を行った。

起立採決の結果、起立少数となり、当委員会に付託された陳情第1号は、不採択すべきものと決定しました。

当委員会の決定に議員各位の賛同をお願いして、総務文教委員会に付託された陳情第1号川内原発20年延長に関する陳情書についての審査の結果と経過について、委員長報告といたします。

○議長（塩釜俊朗君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 討論なしと認めます。

これから陳情第1号を採決します。この採決は起立により行います。

本件に対する委員長の報告は不採択です。したがって、陳情を採択することについて採決します。陳情第1号を採択することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（塩釜俊朗君） 起立少数です。したがって、陳情第1号川内原発20年延長に関する陳情書については、不採択とすることに決定しました。

日程第9 閉会中の継続調査申し出

○議長（塩釜俊朗君） 日程第9、閉会中の継続調査の申し出の件を議題とします。

委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 異議なしと認めます。したがって、申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第10 議員派遣

○議長（塩釜俊朗君） 日程第10、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。お手元に配りました議員派遣のとおり派遣したいと思います。御

異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は派遣することに決定しました。

—————・—————・—————

閉 会

○議長（塩釜俊朗君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。
会議を閉じます。令和6年第1回南種子町議会定例会を閉会します。御苦労さまでした。

—————・—————・—————

閉 会 午前11時17分

地方自治法第123条第2項によりここに署名する。

南種子町議会議長 塩 釜 俊 朗

南種子町議会議員 川内田 行 博

南種子町議会議員 野 首 久 教